

表26 重信川(幹川)樋門表(本町関係)

名 称	灌 溉 面 積	土地改良区名	取水設備
三か村井堰 (右岸16.55Km)	牛淵下 50ha	牛淵下、南野	自然流入
	南野田 63ha	田、北野田、	
	北野田 75ha	各土地改良区	
田 窪 井 堰 (右岸16.75Km)	田 窪 120ha	田窪、牛淵上	"
	牛淵上 60ha	各土地改良区	
菖蒲堰樋門 (左岸21.65Km)	樋口、志津川 西岡 115ha 川内町 170ha	樋口等3部落 土地改良区北方、南方土地 改良区	コンクリート 取水堰

(昭和39年四国地方建設局調査から)

表25 流域別取水状況

河川名	取水箇所	堰	溜池	泉
重信川	141	10	9	122
林 川	6	3	3	0
表 川	14	3	6	5
内 川	96	12	4	80

(昭和31年河川総論)

流域別の灌漑用取水状況  
は、次表のとおりで、数  
多くの井堰や泉がある。

表27 本町関係上水道一覧表

所 在	設置主体	給水人口	水源種別
横 河 原	組 合	700	地下水
山 之 内 神 子 野	重 信 町	168	表流水
新 村	部 落	300	地下水
出 作	組 合	90	"
北 野 田	部 落	80	"
田 窪 南	組 合	88	"
田 窪 中 ノ 2 甲	組 合	80	"
南 野 田 上 組	組 合	70	"
南 野 田 下 組	組 合	98	"
麻 生 分	組 合	50	"
田 窪 中 ノ 1 組	組 合	65	"

(昭和40年松山保健所調査)

## 二 重信川流路の変遷と治水

重信川は、もと「伊予川」と呼ばれていた。往時は小野川・内川・石手川等の諸河川とともに大体平行に西流し、伊予灘に注いでいた。

この伊予川を加藤嘉明の重臣足立重信が改修したので、その功績をたたえて「重信川」と呼ぶに至ったと伝えられているが、重信が手をつけたのは森松以西であった。これ

によって流域の農村は、幾多の荒廢地を良田化することができたのである。では伊予川と呼ばれた時代の重信川は、どのように流れていたか。この流路については、まだ十分に解明されていないが、橋本経吉の調査研究報告によれば、流路変遷を次の三期に分けている。

## (一) 第一期 (約八〇〇年～五五〇年前) 重信町大

畠の狭隘部より、扇状地（樋口・横河原・志津川・北方・南方）に流れ出た重信川は、扇状地河川の特色どおり数条に分れて、松山の沖積平野を形成した。そのうちの一条は、山之内大畠から川内町吉久付近まで直流し、そこで表川と合流して、拝志の山沿いを西流し、別府一宮の段一新田の南方一中野の南方一小村の南方をとおり、久谷川と合流して森松に至り、八倉一出作一神崎一東古泉を経て、現在の松前港入江か、あるいはその南方で海に注いでいた。

他の主流は横河原に至り、そこで二条に分かれた。その一支流は、見奈良一田窪一牛淵一野田一高井一森松の方向に、すなわち現在の県道森松重信線のやや南側を西流していたことが、地形上からうかがわれる。

また他の一支流は、横河原から見奈良の北方一第一養護学校の北辺一牛淵駅付近一牛淵北方一北野田をとおり、井門（旧浮穴村）、古川（旧石井村）のあたり、すなわち現在の内川の流路をたどり、さきの県道ぞいの支流と古川の南あたりで合流し、中川原（旧北伊予村）一大間（旧岡田村）一西古泉を経て海に注いでいたと思われる。

## (二) 第二期 (五五〇年～四〇〇年前) 山之内の急流を流れ出た重信川は、扇状地に至って勾配が急にゆるやかになって流速を減じ、運搬土砂礫を沈澱した。長年月の間に堆積された土砂礫で河床は著しく上昇し、第一期の大畠一吉久の流路と、大畠一横河原の流路の間は凹状を呈し、ここに第二期流路が実現するに至ったものと考察される。

すなわち重信川は、第一期の二主流の中間凹地である大畠から見奈良に新流路を見出し、現在の重信川の北方を西流していたと思われる。

流したものであろう。見奈良、牛淵南方に河段丘の見られるのは、この当時形成されたものと思われる。したがって川内町の西部を南流して吉久に至る流路と、横河原から内川に至る流路は廃川となつた。

しかし、内川は重信川の豊富な伏流水を主水源として、第二期以後（五五〇年～四〇〇年前）も涸れることなく流れ、藩政以前にその流域は良田化していた。

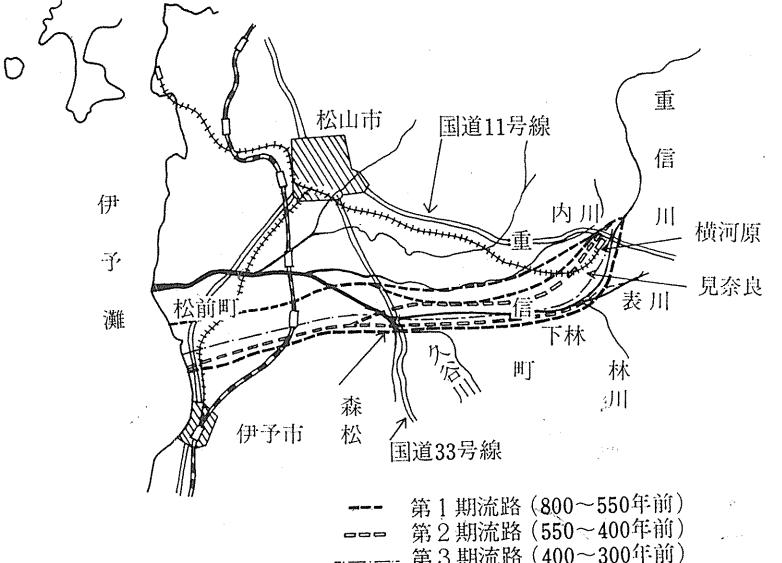
他方、表川は、その運搬砂礫が比較的少ないために大体第一期の流路をたどり、森松付近で重信川と合流した。ところが森松以西の水路、すなわち中川原一大間一西古泉は流出土砂が多いので河床が上昇し、第一期に表川がたどつた流路は逆に河床上昇が緩慢なため、八倉一出作一神崎一東古泉を西流したものと思われる。

牛淵と宮の段、野田と上ノ原、高井と中野、森松と麻生の等高線をみてみると、だいたい南北に直線状をなしている。これは重信川の南北岸が著しい高低がないことを示すもので、川はこの区域をあるときは南に、あるときは北に、その流路を移動して流れたことの証拠である。

## (三) 第三期 (四〇〇年～三〇〇年前) 第一期の流

蕃政初期の重信川流域村落の産米高をみてみると、右岸（見奈良・田窪・牛淵・野田・高井の各村）が左岸（下林・上村・中野・小村・河原分の各村）に比して、著しく産米高が多い。これは右岸を重信川が流れていた時期が、左岸よりもはるかに古く、相当開拓がすすみ耕地化されたことを立証するものである。また、上村、中野、河原分の産米高が特に少ないことは、藩政期以前は重信川の流

図11 重信川流路変遷推定略図



(橋本経吉作成による)

路であつたために耕地化がすすんでいなかつたからではなかろうか。

#### 四 足立重信の伊予川改修 関ヶ原の戦で東軍に味方

し偉功をたてた加藤嘉明は、文禄四年（一五九五）七月淡路の志智城から伊予の正木（松前）城に転封となり、この地方の統治に当たつた。ところが当時松前城の南を流れる伊予川は豪雨ごとに氾濫し、松前の城市は常に被害を蒙っていた。そこで嘉明は、重臣足立重信をして伊予川の改修を行わしめた。足立重信伝記（西園寺富水著）によると、

「伊予川は往古殆んど一定の流路なく、豪雨ごとに氾濫して两岸一帯の田園の被害甚大なものがあつた。重信は命をうけるや自ら設計し、屈曲を直し迂回を正し、河身を穿ち堤塘を築堤し、水制を施し水利を疎し、完全な河川とした。とくに森松から松前間の流路を廃して、北方に新流路を寄せ、直線に開堀して垣生村に至り海に注ぐよう大改修をした。この新流路を、左馬之助嘉明が命によつて改修をした。この新流路を、左馬之助殿堤」と称した。されたものであることから、『左馬之助殿堤』と称した。

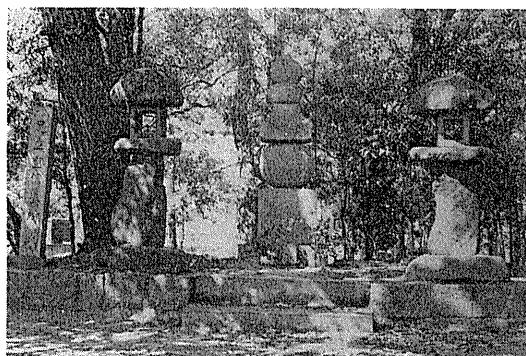
この伊予川改修により、その流域は水害を免れただばかりではなく、各地に散在する荒廃地を良田と化し、流域村民

は安んじて業を効むに至つた。この工事の年代は明らかでないが、慶長二、三年の頃といわれる。世人足立重信の功をたたえ、以来伊予川を重信川と呼ぶようになった。」

ところが松前城は水害から回避したもの、海辺に偏して風浪激しく、かつ飲料水に乏しい上に、二〇万石の藩鎮としては狭隘なため、その居城を他の要衝の地に移転する必要があった。このとき、嘉明が注目したのが道後平野の中核を占める勝山で、今日の城山である。新城築造の準備として慶長五、六年ごろ足立重信は藩主の命令で石手川の改修に着手、今日見るように岩壠から新流路を開堀して「出合」で重信川と合流させた。

慶長七年一月勝山城の工事を始めたが、翌八年（一六〇三）嘉明は家臣および松前の住民とともに、居を新城下に移し「松山」と称した、もとより城郭築造中であり、（二四年後の寛永四年に竣工）石手川改修も工事中であった。

新城築造に欠かせない石手川の大改修は、足立重信の計画したものであるが、その後享保年間に至り西条藩の浪人大川文蔵が、藩命により重信の工事に根本的修正を加えて、石手川の治水を完成した。すなわち、重信の造つた新河道は河幅が広く河床が浅かつたので、文蔵は川幅を狭め



墓の信重立設にも努力し、松山市発展の基礎をつくつたのである。しかし、彼は過労のため城郭の竣工を見ないで、寛永二年（一六二五）一一月逝去了。その遺体は遺言により、城北来迎寺の後の小丘に厚く葬

られた。この重信の墓地からは松山城の天守閣を真近かに仰ぎ、遠くには重信川を望むことができる。重信公の業績を慕つて昭和四四年以来、重信中学校生徒代表が毎年墓参していることを付言しておきたい。

#### 五 藩政時代の重信川

藩政時代は治山治水の上から、山林の伐採を厳しく制限した。したがって、重信川の表流水も今よりは多かったようであり、内川にあっては野田まで、重信川は「川口より上流二里まで船便あり」と伝えられている。しかし、浅流であることからにわかには信じがたい。たぶん川筋の堤塘補修などの材料運搬をした程度であったのである。

重信川は石手川と対照的に、広幅浅底の河川であるため流路は一定せず、時に左側堤防ぞいを奔流したものが、一転して右岸堤防を直撃するなど、奔放な流路をたどった。

そこで注目すべきは、右岸堤防（旧南吉井村、浮穴村側）が左岸（旧揖志村、荏原村）に比して、比較的に堅固につくられていたことである。これは右岸側が既に開拓され良田化していたことから、その保護のために旧堤を補強したのに対し、左岸側は重要度が低く、ほとんど補強もされず、主として松林などで氾濫を防御する程度に過ぎなか

の現地に集団移転した事例もあり、藩政期には重信川がいかに脅威であったかが知られるであろう。

なかでも文政九年（一八二六）五月の水害は近年にないものであった。志津川の米田屋の旧記「旧覚用筆誌—文政七申歲武智幸脩」によれば、「文政九年五月二〇日夜より降り出した雨は、二一日の夜になって大雨となり、二二日には大川筋村々に水害を生じた。田地は大痛みになり、山村では大潰え抜けがあり、家や小屋などが押し流され、上村では田地五、六町を流失、吉久村では田地の七分通りが流失した。両野田村では小屋など棟数にして四〇軒余が流失した。（中略）これについて八、九〇歳ほどの老人に尋ねると心覚えて以来出合つたことのない大水であるとのことであった。なおまた、この上に六月五日から再び雨となるなど、大変なものであったことを記している。

重信川の堤防上に植樹されている松は年輪から推定すると、今から一八〇年前の寛政年間で比較的新しい。この前後から重信川堤防ぞいに、盛んに泉が堀りはじめられた。

った。

「中野村定法」（文政九年写、相原龍所藏）によると、「慶長九年正月、御国主加藤左馬助嘉明卿の御時世、宮内与三兵衛義範此の所（中野）開き申し度き旨を御願申し上げ、則ち御奉行足立半右衛門殿の御書免を被り開発す。隣人遠き所故に武具等所持御免被り成下…」とあり、荒地を開拓し田窪、牛淵、野田より水をとったとある。慶長以後、旧重信川流路を開拓して中野村をつくったが、重信川の水害をしばしば蒙っている。享保六年七月大洪水によって田畠、泉に被害をうけたが、翌七年にも「大洪水田畠川成床残らず大石入り、家に水押し込み、水深二尺余。尤も畠は残らず川と成り…」とあるように、脆弱な堤防ぞいの開拓がいかに困難であったかをうかがうことができる。この上流にあたる下林・上村も中野と同じく、水災をしばしば蒙り苦難な開拓の道を歩んだ。「大川筋残らず公儀普請」とはいうものの、この荒川に毎年のように生活をおびやかされた流域住民の生活は不安そのものであったのである。

牛淵村のごとく再三の水害により、ついに住み慣れた墳墓の地を棄てて、天和二年（一六三八）以来浮嶋神社北方

すなわち柳原泉が明和七年（一七七〇）、三か村泉が寛政二年（一七九〇）、龍沢泉も寛政～享和年間、柳原堀貫水門・三か村堀貫水門が天保年間に堀られていることから、重信川の治水もやや安定したものと思われる。しかし、当時の貧弱な堤防は氾濫決済することが珍しくなく、南野田村の主要水源である龍沢泉が文化年間に、田窪・牛淵の柳原水源が文久二年（一八六二）に埋没している。流域村民は自衛上、堤防補強につとめたが、重信川の猛威には勝てず、被害は跡をたたなかつた。とくに横河原の堤防決済による被害は、志津川以西の各村に及び、「享和三年（一八〇三）牛淵の平地四尺余浸水（八木仁平覚書）」とあるように、野田、高井にまで被害を及ぼした。したがつて、田窪村では内土手を村の上手に設けて、氾濫防御の措置をこおじていて。田窪にまで被害を及ぼした。したがつて、田窪村では内土手を村の上手に設けて、氾濫防御の措置をこおじていて。

#### 六 明治期の重信川

明治年間の重信川の治水は藩政時代とほとんど変わらず、堤防が破損・決壊したとき、それを修築復旧する工事以外に見るべきものはない。藩政期には治水のために山林の伐採を禁じていたが、明治四年の廢藩置県以後は山林濫伐の時代となり、加えて林野の開拓がすすみ山林は荒廃した。そのため元来荒廃河川である重

信川は、その水源山林濫伐の影響により、流出する土砂はおびだしく、かつ鉄砲水の猛威はしばしば大水害をもたらした。いま相原日記（見奈良 相原直温）によつて摘記すると、その状況は次のとおりである。

(イ) 明治一八年七月一日 連日ノ激雨ニ横川（横河原）非常ニ漲り終ニ其ノ堤防決壊、洪水氾濫シテ或ハ人家ヲ流シ、或ハ田畠ヲツブシテ予ガ屋舍ニ近キ原中ニ來リ、其ノ傍ラノ田アタカモ急瀕ノ如シ。……コノ水、実ニ数十年來稀有ノコトナリ。

(ロ) 明治一九年一〇月 北方（川内町）堤防決壊シ、慘状ヲ呈ス。ヨツテ横川ハ危機ヲ脱ス。

(ハ) 明治二一年九月一一日 昨夜來ノ大雨ニテ横川ノ堤防破損、田窪村ノ東南ニ水襲イ来タリ、人奔走シテコレヲ防御ス。即チ樋口村ノ字百軒ト称スル堤防破壊シ、横川全域殆ド浸水ス。水勢ハ二派ニ分レ、一ハ志津川村ノ中央駅中ノ各家ヲ押シ、一ハ同村ノ新池ノ堤塘ヲ突キ崩シ、再ビ相会シテ田窪駅（宿場）、牛淵、野田ニ入ル。

樋口村ノ東南部ナル字横川ノ人家數十集合シテ、商家軒ヲ並ベ近ク町ヲ作りタル場所ナルガ、人家忽チ海中ノ孤舟

七月一五日 前日來ノ雨降リ止マズ。再ビ過日決壊セシ土手ヨリ大水入り来リ、見奈良、田窪ヲ襲イ鉄道処理破壊ス。コノ出水ハ近來ニナキコトナリ。

(ト) 明治三五年八月一一日 昨夜前年決壊セシ横川ノ土手再び決壊シ、大水見奈良ニ入ル。又ステーション（横河原駅）ノ東モ切レ、水ハ内分ニ入りコミ婦女子ノ狼狽スルコト憐ナリ。昨年七月一五日ニ損傷セシ堤防ノ復旧工事不完全ナル故、コノ被害アリ。水害ニ關係ナキ樋口、志津川ニ任セズ、川下ノ直接被害ヲウケル村ニテ修築スルガ肝要ニシテ、其ノ筋へ申シ出ルベク……

(チ) 明治四〇年七月一〇日 昨夜ヨリ雨降リ、特ニ正午頃甚シ。重信川大イニ出水、午後牛淵ノ南堤防決壊シテ稻田ヲ流失セシガ、人多ク出デ之ヲ防ギ大害ヲナスニ至ラズ。一日昨夜來ノ雨、夜ニ入りテ益々激シ。牛淵南堤防ハ破壊ヲ増シ、主トシテ南野田部落ミナ出デテ防御、幸イ大害ナカリシモ、学校林多ク流失シタリト云フ。

(リ) 大正一年九月二三日 数日間断続シタル雨、二二日ニ至リ愈々降リ、同夜風東ヨリ西ニ転ズルニ及ビ、降リシキル雨ニ重信川、右手川ハ非常ニ出水シテ、二三日仏曉諸

ノ如ク、器具漂フアレバ柱、板戸ノ浮ブアリ。……志津川村ノ喉頭トモ云フベキ一泉水、タチドコロニ埋没セリ。故ニ同村ハ今日ノ飲水ヲ欠グニ至レリ。田窪村溺死者二名。ナオ同村ノ南方堤防モ破壊ス。：

(イ) 明治二九年八月一八日 一六日午後ヨリ雨降リ始メ、翌一七日マデ大雨。今朝三時頃東風起リ雨コレニ伴ヒ、両者強猛ニシテ午前八時スギヨリ風向キ南ニ変ジ、ヤガテ西ニ移リ風雨激シ。正午スギ横川ノ西堤防（志津川分）數十間破壊シ、ソノ水ハ見奈良ノ東部ニ來リ多クノ田畠ヲ流失セリ。：

(ロ) 明治三四年六月三〇日 前日來雨ヤムトコロナク降リ、夜ニ入りテ重信川非常出水。横川ノ西堤防決壊殆ド一町余。天王社ノ東及ビ地蔵土手ノ外ヲ南シテ重信ニ入ル。

：

処決壊シ、余土、垣生慘状ヲ呈ス。南吉井村モ牛渕ノ南堤防ヲ始メ數処決壊シ、田園家屋ノ流失少ナカラズ。（@）このとき南野田の主要水源「龍沢泉」埋没

これは筆者の見た重信川北岸の水害状況であるが、記録されなかつた年もあると思う。このよう重信川の水災は、年々歳々繰返されたのである。

南岸坪志村の水災記録の詳細は不明であるが、監視員を置いたり、堤防見廻人を各部落に置いて、非常事態に備えたりしているのをみてもわかるように、そうした危険はたびたびあつたのである。

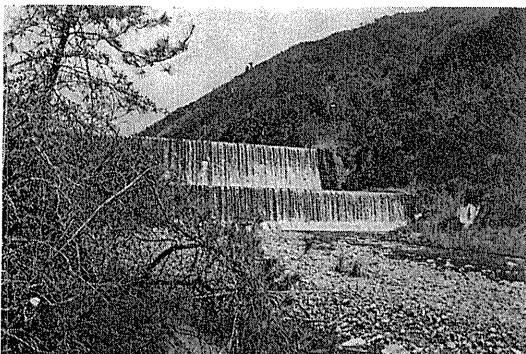
明治二三年から昭和二四年までの六〇年間に、重信川流域は實に六七回の水害を蒙つてゐる。そのうち被害の大きかつたのが、明治一九年、大正一二年、昭和一八年、二〇年である。

(セ) 大正期の治水 前に述べたように、度かさなる重信川の水災が問題となり、県においても明治三四年ごろ、一時河川改修の議がおこつたが、「四回ノ事情ニテ、到底県費ヲ支出スル能ワズ」として、ただ災害復旧費を支出する消極策に終始した。

大正二年に至り、水源地の山林三、七〇〇町歩を保護林に編入、ようやく治水の道をひらいた。北吉井村山之内山林のほとんどがこのとき保護林となり、許可なくして伐採または開墾を禁じた。重信川の治水は、根本策によらずしては災害の防止是不可能である。すなわち、豪雨ごとに流出する砂礫を貯留して河床の安定をはかるとともに、脆弱にして急峻な水源地山林の崩壊を防止することである。そこで県は大正八年以来、毎年国庫の補助をうけ営管砂防工事に着手、また岡、横川原、樋口等の被害の最も甚しい箇所の護岸工事を大正九、一〇年に施行した。

ところが大正一〇年八月、肱川は第二期河川に編入されたが、被害頻々たる重信川は編入洩れとなつた。流域住民は重信川の災害が今に始つたものでなく、往古よりのものであるとして諦めていたが、南吉井村長大西良実は河川改修なくして村の発展はない世論を喚起して、大正一二年二月流域一三か村による「協約書」を交し「重信川治水研究会」を発足させ、政府および貴衆両院に改修計画等を請願することにした。

大正一二年、県は山之内黒滝に土砂崩壊防止のため山腹



堤 壁  
砂 防  
堤  
川 の 合 流 点 に 古 屋 敷 壁 堤 (高さ三・一メートル 練石積) を、翌五  
年には古屋敷壁堤の下流三五五メートルに鳥滝  
壁堤(高さ八・二メートル)を施行した。山復工事やこれら二基の壁堤により、土砂の崩壊付近は多量の土砂が堆積し、出水ごとくに流下して河状が悪化した。

たりみて、再三上京し、改修の緊急かつ重要なことを陳情した。重信川が待望の適用河川に認定されたのは昭和四年である。重信川の治水はこうして大正末期にようやく緒につき科学的工法による施行が僅かではあるがすすめられることになつたのである。

(八) 昭和期の治水 昭和四年、重信川の右支川藤地谷川の合流点に古屋敷壁堤(高さ三・一メートル 練石積)を、翌五

工事を施行したが、この年大正期最大の水害を蒙った。本町では拝志村がその被害をうけた。北吉井、南吉井村は、対岸の川上村側の堤防が決壊したために難を免れた。  
「大正一二年六月一五日ヨリ雨降り続キ、時アリテハ甚雨、諸川非常出水。二三日ニ至リテ漸ク晴レルモ、七月ニ入りテ又霖雨。時アリテハ雷鳴轟キ諸所ニ落雷シ、激雨益ヲクツガエス如ク、田トナク、川トナク、原野平原トナク濁水氾濫セリ。七月一一日ノ如キハ特ニ甚シク、小野川ハ八〇ノ老人未曾有ト語ルバカリノ出水ニシテ、小野川橋破損シテ鉄道遮断セラレ、平井、横河原間別域トナリ、汽車僅ニ其ノ間ヲ運転セリ。一二日拝志村下林開発ノ重信川堤防、川上村南方八幡堤防ソノ他遠近諸所決壊シ、鉄道諸所破損シテ汽車通ゼズ。温泉郡内ニテハ、小野村ノ被害が最大ナリ。」(相原日記)  
ちなみにこの年の県下水害復興工事費は、六〇一、二五〇円であったが、大水害のため決算額が一、六六五、四八八円にのぼり、このうち県費支弁額一、二七八、四五四円、市町村支弁額三八七、〇三四円であった。

重信川治水会長大西良実は、この災害の悲惨さを目のあ

その後、本流筋の支川では、小松谷川・七郎谷川・双子谷川・黒滝谷川・影谷川・河原樋谷川および矢取川に、それぞれ壁堤を築造して土砂の流出を防ぎ、重信川は逐次砂防工事が行われていった。ところが、昭和一八年七月及び一〇月に空前の大水害をうけるに至つたのである。

(九) 昭和一八、二〇年の水害 この水害は土佐沖より北上した台風(七四〇~七四八号)の影響によるものであつた。七月二一日より一四日までの四日間、豪雨が降り続き、その雨量は松山で年平均雨量の五ヶ月分にあたる五四〇弱、川上では実に八〇〇弱に達した。この豪雨により重信川は増水し、ついに二三日午前九時北伊予村徳丸の左側堤防が、続いて拝志以下六か所の堤防が決壊、濁水は沃野に流れ

工事を施行したが、この年大正期最大の水害を蒙った。本町では拝志村がその被害をうけた。北吉井、南吉井村は、対岸の川上村側の堤防が決壊したために難を免れた。  
「大正一二年六月一五日ヨリ雨降り続キ、時アリテハ甚雨、諸川非常出水。二三日ニ至リテ漸ク晴レルモ、七月ニ入りテ又霖雨。時アリテハ雷鳴轟キ諸所ニ落雷シ、激雨益ヲクツガエス如ク、田トナク、川トナク、原野平原トナク濁水氾濫セリ。七月一一日ノ如キハ特ニ甚シク、小野川ハ八〇ノ老人未曾有ト語ルバカリノ出水ニシテ、小野川橋破損シテ鉄道遮断セラレ、平井、横河原間別域トナリ、汽車僅ニ其ノ間ヲ運転セリ。一二日拝志村下林開発ノ重信川堤防、川上村南方八幡堤防ソノ他遠近諸所決壊シ、鉄道諸所破損シテ汽車通ゼズ。温泉郡内ニテハ、小野村ノ被害が最大ナリ。」(相原日記)  
ちなみにこの年の県下水害復興工事費は、六〇一、二五〇円であったが、大水害のため決算額が一、六六五、四八八円にのぼり、このうち県費支弁額一、二七八、四五四円、市町村支弁額三八七、〇三四円であった。

重信川治水会長大西良実は、この災害の悲惨さを目のあ

域の被害は、耕地の流失埋没七一九町、家屋浸水一万一千戸に及んだ。

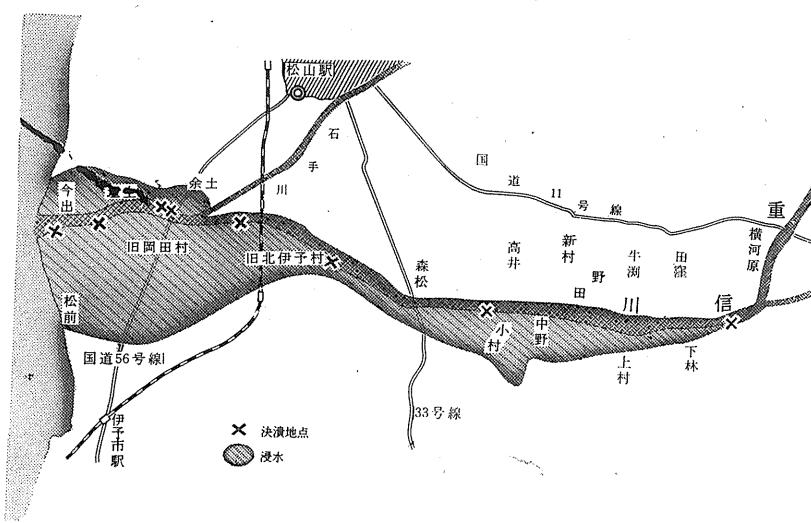
〔二〕 戦後の治水 昭和一八、二〇年の大水害により、重信川河口から横河原間の一九・二结合起来が、県直轄河川工事区域に指定され、復旧工事に着手の矢先、執ようにも再び水害をうけた。すなわち二一年七月の出水は、拝志堤防一か所、南吉井堤防一か所が決済し濁水は砂礫とともに耕地を襲つた。そうして、それまで被害の少なかつた南吉井側にも、残酷な爪痕をのこしたのである。この数度の災害は、地元住民に深刻な不安と脅威を与え、強固な堤防の築造を中心へ請願した。その結果、災害国補工事として認可され二二年二月着工した。災害の原因が河川の乱流と横流れであることから、流心を中央に移すために一本の床固め堰堤を設けて、両岸に激流が直撃しないようにするところが、堤防決済を防ぐ要諦であるとして、築堤とあわせ施行した。

拝志村の復旧工事については別章で述べるが、南吉井村はこのとき強固な堤防をつくるために住民が労力を提供するという条件を要望し、県直轄で工事を施行した。この大土手工事には、村が各組に出夫割当を行い、半ば強制的に

復旧工事に老若男女が従事した。極度のインフレと資材不足の悪条件を克服して、着工以来二年後の二四年四月、堤防復旧および堰堤が完工した。この工事決算書によると、労力費六〇一万円（延人員八万五千人）材料費その他、四二〇万円を要し、当時としては大工事であった。

このとき竣工したものに、別府堰堤がある。これは池本県土木部長が、技術指導のためアフガニスタンへ赴任していたときヒントを得て立案したもので、本邦では異例のものであった。すなわち、別府渡りに両岸の堤防から緩い下り勾配のコンクリート練石積の堰堤を築造し、一番低い中央部四〇尺には七基の橋脚による鉄筋橋を架設したものである。普通の小出水どきには、中央の橋の下を水が流れ、大洪水のときには堰堤の上をこして流れるように工夫した。重信川の乱流を是正して流心を中央に寄せる役割をなした。さらにつきこの堰堤は、上部を車馬の交通ができるようになされたので、昭和四〇年四月拝志大橋完成まで、拝志、南吉井両村を結ぶ重要な河道として、大きな役割をも果したのである。

図12 昭和18年の大水害の浸水区域

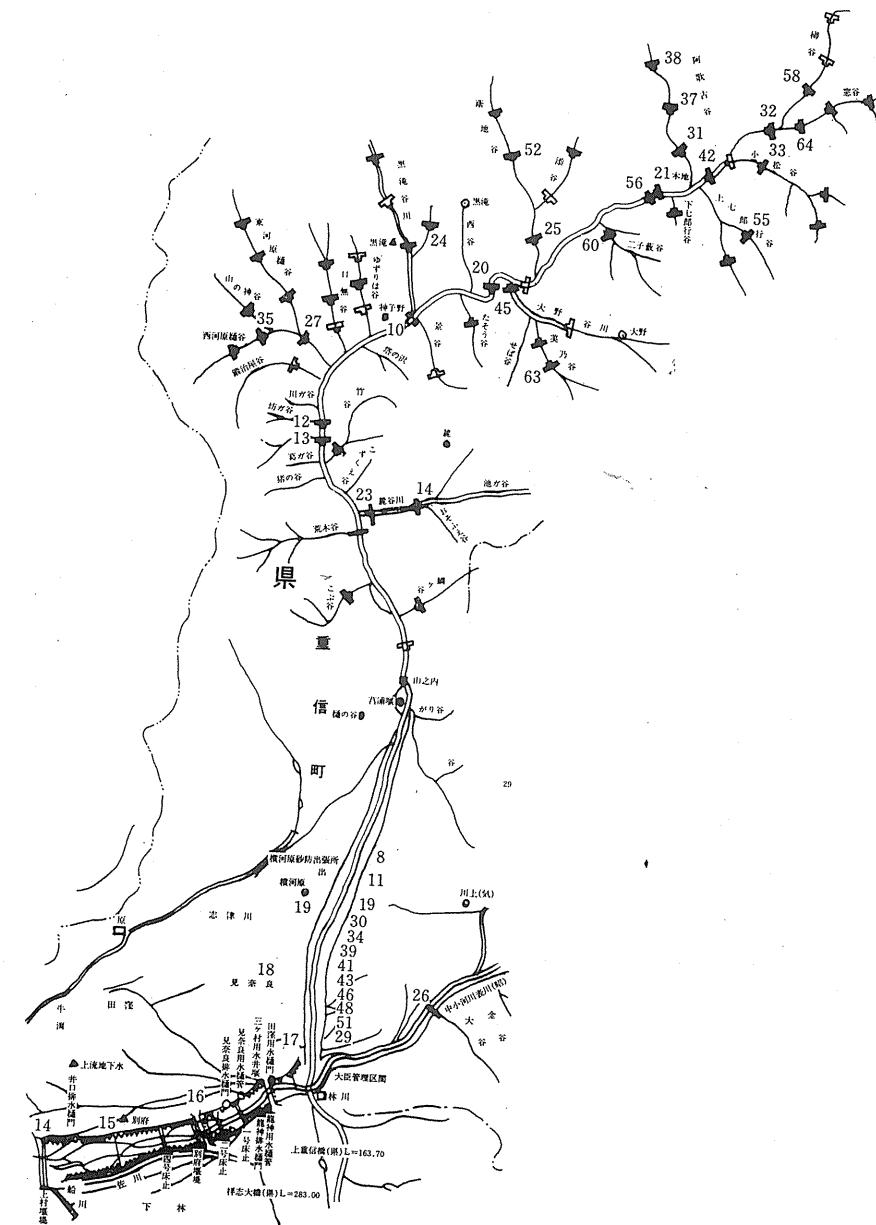


れこんだ。その浸水面積二四・二五平方结合起来及び、拝志村をはじめ在原・北伊予・岡田の各村、松前町、松山市の余土・垣生・今出と、上図のように広範囲の災害をうけた。本町の拝志地区の被害は別章にゆずるが、この災害は耕地の流失・埋没一、七三〇町歩、家屋の浸水一万二千戸、道路、鉄道等その被害は甚大で、空前の大惨害を蒙ったのである。

昭和二〇年一〇月一〇日、薩摩半島西岸阿久根に上陸した台風は、瀬戸内海を斜断して山陰沖にでたが、これは雨台風であった。松山測候所の状況報告に、「七日以来降り続いた雨は更に止む様子もなく、九日には一九九・六弱に達す。一〇日一四時、既に七日以来の総雨量三〇八弱に達し、県下の河川流域は氾濫し……」とある。重信川は、一八年七月の水害により決済した堤防は復旧中であり、この雨台風による大出水に耐えられず、再び水害を蒙つた。もとより豪雨による大出水が原因であるが、戦時中の山林濫伐による荒廃が異常出水を招いたのである。このとき復旧工事中の拝志堤防は三か所が決済して、折角復旧途上の耕地は再び無残な荒河原と化した。この水害による重信川流

番号	工事名	形状寸法				着手・竣工	摘要
		工種	H	L	V	竣工額	
8	重信川第1号床固	床 固	2.5 4	103.8 195	350 1,467	12,804	S.24.5.1~28.3.31
10	神子野護岸	護 岸	6~7	95.7	A-566	2,061	S.28.11.7~29.3.28
11	重信川第2号床固	床 固	3.5 3.5	134.8 224	673 1,559	17,023	S.27.4.16~27.3.31
12	岡 堀 堤	堰 堤	4.8 10	81 100	940 5,211	37,050	S.24.10.16~27.5.31 付替道路 330.0m
13	岡 第2副堰堤	～	4.5	94	1,391	15,607	S.28.9.9~29.12.31 ～ 118.7m
14	荒 谷 堤	堰 堤	6 12	36 52	529 1,385	16,568	S.29.8.1~30.3.16 ～ 548.5m
15	坂 の 谷 堤	堰 堤	～	12	46.5	1,955	9,416
16	渋 谷 堤	堰 堤	～	13	65	4,103	18,068
17	非 内 流 路 工	流路工	3	325	A=1,645	1,680	S.31.7.11~31.12.15
18	程 野 堤	堰 堤	5 9	28 48	217 1,607	8,475	S.27.10.1~32.2.15
19	重信川第3号床固	床 固	4.5 3.5	160 244	1,692 2,891	29,613	S.29.4.16~32.3.30
20	鳥 ケ 岳 堤	堰 堤	6	72	1,468	27,288	S.30.12.28~32.3.31 インドルシャン H=8L=55.9 付替道路 253.0m V=1,433
21	木 地 堤	堰 堤	～	17	76	5,781	35,646
23	荒 谷 第1号床固	床 固	8.5	65	1,821	7,927	S.32.10.21~33.8.31
24	黒 滝 堤	堰 堤	15	55	3,777	24,530	S.32.11.7~33.12.10 付替道路 406.2m
25	荒 谷 第1号堰堤	～	16	67	4,294	19,561	S.32.2.1~34.3.13 ～ 295.7m
27	河原越谷第1号堰堤	堰 堤	16	62	4,448	18,348	S.33.8.1~35.1.31
29	重信川流路工(9号)	流路工	3 3	142 142	858 1,270	16,595	S.34.6.4~35.3.31
30	重信川流路工(4号)	～	3 2.5	131.4 131.4	841 763	17,273	S.35.4.1~36.3.31
31	阿歌古谷第1号谷止	堰 堤	10	29	939	6,234	S.35.6.10~36.3.31
32	重信川第1号谷止	～	10	43	1,494	10,549	S.35.7.5~36.3.15 付替道路 367.0m
33	小松川第1号谷止	～	10	40	1,575	10,351	S.35.7.26~36.3.15 ～ 267.0m
34	重信川流路工(5号)	流路工	3 2.5	131.4 131.4	841 764	17,527	S.36.4.1~37.3.31
35	西河原越谷第1号谷止	堰 堤	11	33.5	1,080	5,552	S.36.4.1~37.2.20
37	阿歌古谷第2号谷止	～	12	40.5	1,901	9,690	S.36.8.11~37.3.20
38	阿歌古谷第3号谷止	～	10.5	31.5	1,156	6,202	S.36.10.7~37.3.20 ～ 105.0m
39	重信川流路工(6号)	流路工	3 2.5	236 141.2	2,102 860	25,795	S.37.4.1~38.3.31
41	重信川流路工(7号)	流路工	3 2.5	131.4 131.4	839 787	28,701	S.38.4.1~39.2.25
42	重信川第1号堰堤	堰 堤	6 16	70 49	6,716 1,267	55,563	S.37.10.25~39.11.5 付替道路 669.0m
43	重信川流路工(8号)	流路工	3.0 2.5	131.4 131.4	839 786	20,543	S.39.6.17~40.2.28
45	大野谷第1号堰堤	～	3.0 8.5	45.0 30.0	1,506 172	27,755	S.40.7.6~41.1.20
46	重信川流路工(9号)	流路工	3.5 2.5	166.5 131.4	2,770 785	24,880	S.40.10.5~41.3.25
48	重信川流路工(10号)	～	3.0 2.5	150.0 131.4	1,056 785	36,493	S.41.5.5~42.3.20
51	重信川流路工(11号)	流路工	3.0 2.5	138.3 138.3	853 918	44,640	S.42.8.31~43.2.28
52	轟 地 谷 堤	堰 堤	28.5 7.5	57 19.5	111,605 530	115,420	S.42.12.27~44.12.31
55	上七郎行谷堰堤	～	15 6	43.5 29.5	2,695 528	31,370	S.44.9.5~45.2.28
56	木 地 副 堤	～	4	27.5	266	11,270	S.44.10.30~45.3.15
58	柳 谷 第1号堰堤	～	15.0	38.0	2,842	25,800	S.45.7.28~46.2.20
60	二 子 蔦 谷 堤	～	10.5	36.5	1,539	15,320	S.45.10.1~46.2.20
63	美 乃 谷 堤	～	13.0	44.5	2,285	32,300	S.46.6.10~47.2.10 付替道路 290.0m
64	窓谷第1号堰堤	～	16.5	42.0	2,786	27,300	S.46.9.15~47.3.25

図13 重信川治水工事状況



所が設置され、上流部の直轄砂防工事に着手した。すなわち、二三年八月に本谷川の中村堰堤、二四年から三か年継続工事として岡堰堤、また本谷川支川仏生谷川に若宮堰堤工事に着手した。

中下流部は、昭和二六年から三二年にかけて高井以西の堤防補強工事を重点的に施行した。

三五年からは総事業費一三億六千万円をもって、砂防事業一〇か年計画を策定し、上流砂防堰堤六基、谷止工八基さらに支川表川等の事業にも着手した。

これによつて横河原から表川合流点までの床固工をはじめ、上重信橋北岸の堤防、拝志堤防などの改修工事が、つぎつぎと完成した。

昭和四〇年、重信川が一級河川に認定され、河口から見奈良南辺の重信川、表川合流点までは建設省直轄管理となつた。それより上流は、県が委託されて管理している。

戦後は重信川治水のために、図13のように数多くの堰堤、床固工が、毎年巨額の経費を投じて施工された。

重信川流域住民は、古来から豪雨ごとに不安と恐怖のかで生活してきたが、昭和二〇年以降、近代的な土木技術

による築堤・砂防・床固工事の施行によって、水害の恐怖はなくなり、今では昔語りになりつつある。一方、松山平野に延々と続いた重信川堤防の松並木は近来しだいに消失して、さまざまな伝説やロマンを生んだ堤防の風致も変容した。しかし、近代的河川となつた重信川と流域住民との深い関係は今後も変わることはない。

なお重信川の水利については、第二部第六章「農業水利小史」を参照されたい。

た。これが中野村開拓の起源である。

かくして田畠も開かれ、人家も増したのであったが、三代与三兵衛致達のとき、すなわち貞享元年（一六八四）に洪水があり、人家近くまで大川筋の瀬がきれ込み、多くの田畠が川原になつたのである。このため上田や畠が大分流失し百姓は難儀をした。そこで人家を安全地帯に移すことになり、東南方へ三町三〇間曳いた。また、その後元禄二年（一六八九）に屋敷を現在地に引き、また出作村も曳いて一所にした。ざつとこんな理由で中野村も村移りをしたのであつたが、牛淵にしても中野村にしても、これは大変なことであつたにちがいない。

#### 四 享保の大飢饉

拝志小学校の西方、拝志大橋に通ずる往還ばたに自然石の石柱が建っている。碑面に

五十回忌	邑中
安永十辛丑歳	
餓死萬靈供狼塔	
二月十日	



下林別府の供養塔

享保大飢饉の災害は、主として西海・山陽の諸国に及んで激烈を極め、重信町においても未曾有の災害をもたらした。藩はその救済にあたつたけれども、いかんともなしがたく、その被害者

と刻まれてある。言うまでもなく享保大飢饉による死没者の五十九回忌を村中で行つて建立した供養塔である。

享保の大飢饉とは、享保一七年（一七三二）に起つた近世におけるわが国三大飢饉の一つである。

慶長以来明治に至るまでの飢饉件数は、およそ三五回を数えるが、その被害の激甚であったのは、享保・天明・天保の三大飢饉である。

数はじつに一六万九九〇〇人に及んだと「徳川実紀」は伝えている。

道音寺の記録によれば「享保十七年五月二十日ヨリ天候不順トナリテ霖雨続キ、重信川氾濫シ、七月上旬ニ至ルモ天晴レズ、雨尚降リ続ク。六月初ヨリ浮塵子ト云フ虫繁殖シ、稻ノ下茎ヨリ稻葉ノ末マデスキマナクツキ、青キ色ナク、更ニ雜草ニ及ブ。百万遍念仏、七ヶ寺、三十三ヶ寺詣リ並ニ神仏ヘ御祈禱ヲナス。松明ニテ防除モセシガ其効ナク、秋ニ至ルト虫ニ羽根ガデキテオビタダシキ限り云々」とあり、当時の実情がうかがわれる。また浮穴郡高井村の百姓源次郎という者の「覚書」は、「三月頃より雨度々降り申し、麦くさりいつもの年の三分作と相成り、五月中旬より又々雨降りつづき、そのはては蝗と申す虫つき村々にては諸人集まつて虫の祈祷をなすといえども、そのしるしさらになし」と報じている。思ふに霖雨・洪水・害虫発生という泣き面に蜂の被害は、想像に絶するものがあつたと推測される。

松山藩でもつとも災害の激しかつたのは、伊予郡松前付近で、ついに野に一草も見出すことができなかつたという

農産物の収穫皆無と諸物価の高騰は、ついに餓死者を続出する悲惨事を招いた。農民たちは藩の救済策を待つた。藩も諸種の施策を講じたが、それは手にあまる大事であった。伊予郡筒井村の百姓作兵衛が、己れの一命をなげうち麦種子を残して餓死した事件は、じつにこの飢饉のときであつたのである。松山藩内における餓死者数は、享保一七年一月二十九日の幕府への届出によると、三、五八九人の多きに達している。その内訳は、餓死人、男二、三二三人、女一、二七六人、斃馬一、四〇三頭、斃牛一、六九四頭とある（垂憲錄）。また浮穴郡代官が藩へ注進した「領内覚書」（七月一五日の条）には、次のとく記録されている。

南北濃田村麦作皆無、稻大痛、餓死一人出、高井村  
麦作二分、稻大痛、餓死三人出。上野村麦作皆  
無、稻大痛、餓死人五人出。東方村麦作皆無、稻  
作大痛皆無、死人三人出。

このような周辺の村々の事情に従しても、当地方にそれ  
相当の災害があったであろうことは、推測にかたくない。

いま下林大安寺過去帳によつて、当時の死亡者数を見てみ  
ると表18のごとくである。

表-18  
享保17.18年大安寺檀家死亡数

年	月	死亡数
享保一七年	1月～10月	8人
	11月	6人
	12月	10人
享保一八年	1月	8人
	2月	5人
	3月	3人
	4月～12月	4人

(過去帳による)

じつに四倍にあたる。この数字が享保飢饉の直接的影響に  
よる死亡者数とは直ちに断定できないけれども、いずれに  
してもふだんの年より異常に多い。村人が前記供養塔を建  
立し、その菩提を弔つたのもその辺の事情を物語るものと  
言える。



餓死者の靈碑（牛淵道音寺墓地）

これによると享保一七年の秋一〇月以後、一二月をピー  
クに翌年三月までの五か月間は死亡者が増大していること  
がわかる。これは下林村における享保飢饉前後の一〇年な  
いし二〇年間の年間死亡平均が五、六人であるのに対して、

文久三年（一八六三）八月一八日の政変、いわゆる「七  
卿落ち」によって、尊王攘夷を主唱した長州藩は京都を追  
われた。長州藩は政界における勢力の回復をはかるため、  
翌、元治元年七月十九日京都に入ろうとして、御所を守る

## 五 長州征伐と郷土

## 第六章 農業水利小史

### —その歴史と慣行—

#### —重信川と重信町

重信川が昔伊予川と呼称されていた頃、その流路は現況とは全く異なり、提防もない自然河川として数条に分流し、あるいは自由蛇行し、各所に自然堤防を形成しながら瀬戸内海に注いでいた。したがって、洪水ともなれば獨流は自然堤防を超えて幅広く低地を求めて流れ、周囲の田地などにも甚大な被害を与えることが多かつた。

そこで文禄五年（一五九五）に淡路国志智城主から正木城（松前城）に転封した加藤嘉明は、この伊予川の治水を考え、家臣の足立重信を普請奉行に任命して、改修工事をさせたのである。この工事は伊予川の下流地域である森松以西の流路を北方に移動させ、いっぽう道後の岩堰を開鑿して、石手川を南方に移動させ、両川を「出合」地点で合流させて塩屋の浜から海に流すという大工事であった。

この改修工事によって、現況のような重信川になったのであるが、これによって流域沿線に良田を生じ、水害の心配もなくなるなどのことがあり、世人は普請奉行足立重信の業績をたたえ、この伊予川を改めて「重信川」と呼ぶに至った。

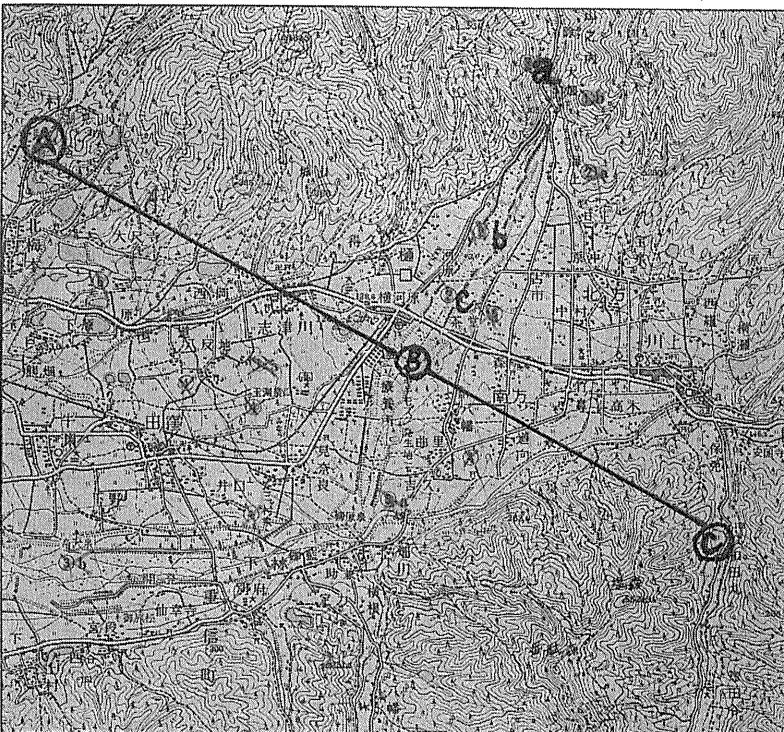
しかし、この工事はあくまでも森松から以西の下流地域に限つて行われたもので、重信町地域の流路についてはほとんど何らの手を施すことはなかったのである。では、この重信川は重信町の地域をどのように流れていたのであるか。

いうまでもなく重信町の地形は、この重信川の歴史的な流水活動で形成された扇状地にある。扇状地は扇頂・扇央・扇端の各部分に分かれ、扇頂を中心同じ円状に発達した地形をいうが、この重信町の場合は崩壊性の和泉砂岩の堆積で、厚い粗大な砂礫層から形成されている。したがって、

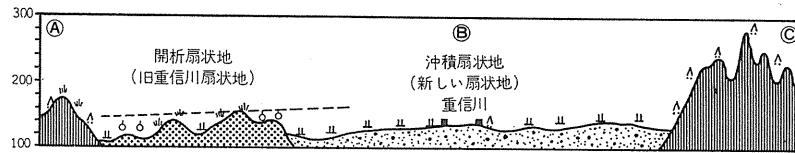
扇状地形一般の特徴として、流水のほとんどは地中に深く浸透してしまって、農業水利上用水の極端な不足をきたし、歴史的にも特に難渋を重ねて、きたのであった。しかし重信町の農業水利の状態をみたとき、用水には困窮しながらも、その用水受益の九〇%は重信川に負うており、水利に関する限り重信川を無視して重信町の存在は考えられないものである。

そこで次に地形上から重信町の状態を観察してみよう。下の「図1」の地形図は重信町を中心と

図一1



図一2



したものである。

まずaは大字山之内大畠で、重信川の扇状地の扇頂点の地点である。その下流のbは、川内町大字北方海上である。そこでこのaを基点に同心円を描いた。までの地域は扇頂部にあたる部分で、地表水もあり農業用水はある程度恵まれている。しかし、次のc地点までの長さで描いた同心円状、すなわち等高線一三〇がぐらいの地域になると地表水はほとんどみられず、地中に地下水位を深くして流れ、扇頂aの大畠にある「菖蒲堰」から分水した用水も水路を流下する過程で、その何割かが消失してしまう。また水田の保水性も悪く、用水は特に不足ぎみで歴史的に難渋をし続けてきた地域である。このことは横河原の地域において顕著にみることができる。

この横河原はちょうど、扇央部の中心にあり、家庭用水さえも十分に得られず、現在でこそ簡易水道が敷設されているが、その昔は経済的理由から数戸が共同で井戸を掘り、これを利用していたのである。現在もその辻井戸が残っている。また土地利用においても、水不足のため未開の荒廃地が多く残存しており、開発地も一般に畠地が多い現況である。

ところでこのように扇央部は地下水位も深く、水利面でも難渋してきたのであるが、扇状地も扇端部になるにつれて地下水位もしだいに浅くなり、各地に湧泉や揚水井戸が掘られ、農業用水も潤沢になってきている。つまり等高線一一〇付あたり、すなわち、田窪・八反地を結ぶ地域より下流がこの部分となっている。

ところでこのよう扇状地が形成されたのは、扇頂点の大畠から放出された流水が大量の土砂を運搬したためであり、流水はみずからが搬出した土砂でその流路を阻まれては、また新しい流路を求めて低地を流れ、さらにはこれら堆積された土砂が開析され、また新しい流路を流れるという調子で、流路は一條とは限らず、常に数条、しかも放射状に流れているものと考えられる。

そこで再び前掲の地形図をみてみよう。まず大尺寺から西岡付近を走る等高線をみてみると一般にし字形に走り、しかも下流に向って張り出しているのがわかる。これは重信川がかつて幅広く流れたところをさらに開析して形成されたものであることを示すものである。また大尺寺④点から横河原の⑤点を経て川内町の和田丸⑥点を直線で結んだ

線を断面図で示してみると、「図2」のようになる。左の大尺寺の部分は旧重信川の扇状地であって、しだいに開析された地域であり、かなり激しい凸凹があるが、それから右の平坦部の地域は沖積扇状地で、いわゆる新しい時期の扇状地帯である。この両者の接点が「内川」となっているわけである。従つて内川筋はかつての重信川の流路であったわけである。

こうみてくると、重信川は古くは北側の山の麓に沿うて流れていたものが、しだいに南に移動して、現在の重信川の流路に固定したということが理解できるのである。

以上みてきたように、重信町の地域は長い重信川の流水活動の結果形成された扇状地形の上に存立しているわけである。そのため、土質は厚い砂礫層からなり、地下水位も低く、また水田の保水性も悪く、用水は他の地区にくらべて特に不足しがちであり、一つの天災として地域の農民の生活を徹底的に苦しめてきたのであった。したがて後述するようにこの地域の用水は、これを受益する共同体の重要な財産といわれるほどの価値の高いものであり、その性格は特に強い排他性をもち、共同体相互の用水の分配などにつ

いては、複雑な規定慣行によって、さまざま制約をうけながら現在に至っているのである。

「エジプトはナイルの賜物である」といわれるが、重信町は、この重信川と深くかかわりをもち、歴史的にも経済的にもまた文化的にも、さらに住民意識にまで影響を与えていたといえるのである。以下この重信川を中心に、重信町の農業用水の歴史と慣行について概述することにしたい。記述は便宜的に重信町を構成する北吉井・南吉井・押志の三地区に分けて述べることにする。

## 二 北吉井地区の水利

旧北吉井村は、山之内・樋口・志津川・西岡四部落が統合してなった村である。このうち山之内はその位置が山間部にあり、重信川筋に集落や田地が発達し、用水も潤沢な谷川水を利用している。しかし他の三部落は重信川扇状地上にあり、用水は一般に不足し歴史的にも数多くの旱魃被害を蒙ってきた地域である。以下水利の歴史についてそのあとをたどってみよう。

### (一) 菖蒲堰用水

樋口・志津川・西岡三部落（以下三部落という）の用

水源は菖蒲堰である。この堰は重信町山之内大畑に所在しているが、昭和三八年に左岸の川内町北方部落と右岸のこ

の三部落で組織した「菖蒲堰土地改良区連合」を結成して近代的合同用水施設を完成するまでは、中世以来の慣行を固く守りながら上堰と下堰とに分かれていた。上堰は北方部落によつて、また下堰は三部落によつてそれぞれに管理していたのである。

この井堰の成立は不明であるが、中世の頃から存在していた古い堰であろうと思う。その構造、仕様については、基本的には成立当初からの慣行が固く守られていた。それはつぎの史料からうかがうことができる。

大興寺北方衆江

為光井手先きのむねに任せて大下木にてせききりたるべきものなり。挙之もし此旨にそむき、こうげ小土をおき候は謂われざることなり。仍為末代状如件。

嘉吉元年六月十日

為光井手之事

任先例堰切被用付条 村向後相違有間敷之状如件

和田式部少輔通為

嘉吉元年六月十日  
大興寺方丈參

この史料は岩伽羅城主和田式部少輔通為なる者が、北方部落の莊園領主である大興寺にあてた菖蒲上堰の分水規定の書状である。

「為光井手」とは菖蒲堰のことであつて、その分水規定は「大下木」、つまり牛枠とか三股と呼ばれる支柱であつて、これを数ヶ所に設置して横木を張り「こうげ小土」、つまり土の付着した草や土砂での堰切をしてはならないという意味である。すなわち堰切の材料には蘭草が用いられたのである。

ところで、このような井堰は「そだ堰」と呼ばれるのであるが、この菖蒲堰は最近までこの仕様が慣行として維持されてきたのである。

そしてまたこの仕様は、三部落管理の下堰でも同様であ

つた。結局こうしたそ・だ・堰がつくられたのは、重信川流水を左右両岸にそれぞれ分水するために余水を必要としたからである。下堰が上堰同様の仕様をしたのもさうに下流に北方部落管理の井堰があつたからである。

しかし、用水というものは一般に上流側が有利で、下流側はその従属的支配をうける傾向にあり、特に渴水期などはこれが顕著になつてくるものである。また、これが水論の原因となることもあつた。菖蒲堰はその典型的なところであつて、最近まで数多くの水論が発生してきた。以下こうしたことを中心にして菖蒲堰の歴史をみてみることにしたい。

菖蒲堰についての史料は、江戸時代中期以降のものがほとんどで、それ以前の事情についてはあまり知ることができない。ただ中世末期の弘治三年(一五五七)六月に分水をめぐつて上堰側が一方的に取水したこと、下堰側の「志津川衆」が先例のとおりの分水を実施させてほしいと、郡司職に依頼したことがあつたという程度のものしか残っていない。そこで、ここでは江戸中期以降から近代までの主なものについてみてみることにする。

この元文四年の水論も、重信川の流水の減少と上堰側が一方的に取水したことに原因があつた。つまり、堰を二重にして慣行の禁止事項である土砂でせき止めたのである。そこで下堰はこの措置の不当を訴え、上堰管理責任者の北方村庄屋曾根兵左衛門に抗議したのである。しかし、上堰側も用水の絶対量が不足していたため、話し合いは進展せず、結局、実力行使をすることになり、下堰三部落の農民は堰表に集結した。そうして、「ぶにの水」は取る権利があるとして堰を切り崩したのである。

事態がしだいに激烈化してきたので、郡役人の仲裁で五分と五分に用水を折半してはどうかと提案があつたが、いずれも共にこれを拒否してきかなかつた。下堰側が拒否した理由は次のようなことであつた。

(1) 下堰側の灌漑面積は上堰に比べて二倍近くもあり、これを折半すればその半分は稻を枯死させることになる。

(2) 旧来の下堰の分水量は六歩であった。それは面積が広いのと、菖蒲井口からの用水路が非常に長く、一里半もあるため、用水が途中で地中に浸透して消失してしまう傾向にあつたからである。

(3) 北方は、下堰分に池が多いといつているが、三部落に池が多いのは、從来用水が不足していたから築造したもので、あくまで補助用水であり、この用水を理由に取水量を減らすことは理由にならない。

(4) 田地の租率が、北方部落の方が高いというが、このような田地は三部落内部にあることだから、租率で用水量を多く取ろうとするることは余りにも勝手すぎる、ということであった。

こうして争つた水論も、基本的には上流の上堰が有利で

あつたため、その従属支配をまぬがれることはできなかつた。かくしてこの水論は、下堰側が主張していた六歩の分水率も、はつきり根拠がないものとして処理されてしまつたのである。

## 2 天明五年(一七八五)の水論

この年の水論は井堰門樋前の取水をめぐつて発生した。つまり、元文四年のとき未処理であった分水率問題が再燃したのである。

上堰は、重信川に瀬筋をつけて流水を一つにまとめてこれをせき止め、流水を門樋前に淀ませ、洪水時には門樋を低くおろし、平水時にはこれを高く開けて取水していた。ところが、この年は旱水であつたため、上堰が高い堰を築き、流水をせき止めてしまったのである。

下堰は、このため分水をうけることができず、水論となつた。勿論、郡役人が仲裁に入ったが、十分に解決ができなかつたので、翌年五月奉行所手代重松儀兵衛らが調査して「分木」を門樋に立てて、つぎのように分水を実施することにした。すなわち

五寸六歩 北方村井手 但し井手幅狭く

### 五寸三歩 五ヶ村井手 但し井手幅広く

としたのである。

これは井手幅の広狭を門檻前に淀ませる水量で調整して、分水量をあまり過不足しないようにしようというもので、従前の措置に比べて、やや科学的な方法であったわけである。しかし問題は、この方法を相互の井堰が固く守られるかどうかにあった。重信川の流水が潤沢である場合は問題ないが、減少すればこうした慣行は履行されないのが通例であった。従つて、水漏はその後においても、やはり統けられていったのである。だが、その解決は以前に比べてこの慣行を確認し合うことで大したことにならずに処理されていくようになった。

### 3 明治九年（一八七八）の水論

菖蒲堰の慣行は、先述したほかに「大落水」というものがあった。大落水とは下堰側井掛り樋口・志津川・西岡・田窪・牛淵の五部落で用水が不足し、その内部でとりきめていた「番水制度」を実施してもなおかつ満されないときに、上堰北方部落に請求して、その分水の一部を受益するというものである。

そこで六月三〇日、北方部落の延滞措置に対して下堰側農民の怒りは増し、数百人の者が堰表に集結し、堰を切り崩すという実力行使に出たのである。双方に負傷者も出たりした。早速に巡査および戸長高須賀堯普らが仲裁に入つたが解決されず、七月四日になって巡査本署から鎮撫にみえて、「たとへば水一升なれば六合を志津川・西岡・樋口三か村へ七二時間水を取り、残り四合を北方村がとる。上記のものであつた。

そこで六月三〇日、北方部落の延滞措置に対して下堰側農民の怒りは増し、数百人の者が堰表に集結し、堰を切り崩すという実力行使に出たのである。双方に負傷者も出たりした。早速に巡査および戸長高須賀堯普らが仲裁に入つたが解決されず、七月四日になって巡査本署から鎮撫にみえて、「たとへば水一升なれば六合を志津川・西岡・樋口三か村へ七二時間水を取り、残り四合を北方村がとる。上記のものであつた。

- 302 -

の時間が終れば北方村へ六合、三ヶ村へは四合を取水する。なお分水は双方の戸長組頭らが立会の上とりはかる」ようにしてはと提案したりしたが、北方村からは異議があり、このような措置では一二五町歩の全耕地の灌水は不可能で、苗も枯死させてしまうとして応じなかつた。そこで、七月七日に三ヶ村は、愛媛県権令岩村高俊に解決を依頼した。そしてここに、今後の亀鑑となる明確な措置を希望したのである。

愛媛県はこれを調査し、北方村に対し「八月三日の午後六時から同月七日午後五時までの九六時間、三ヶ村へ大落水を執行せよ」と命じ、八月一〇日には三ヶ村へ「久米郡北方・樋口・志津川・西岡四ヶ村にかかる菖蒲堰分水は従来からの明確な規定はなく、年々臨時処分をして分水する慣行であるので、そのままこれを据えおくことにする。

しかし、今後は役場が指導して、上下の水勢を見計らい、

従うこと。もっとも堰に土砂を用いて漏水をとめることは禁止するというような指示をしたのである。

ところで、仲裁は時の氏神で、一応の政治的解決をみたのであるが、下堰三部落が期待した今後の亀鑑となるような解決はなされなかつた。

### 4 明治四年～大正二年の水論

この時期の水論は、上堰側の堰の修築行為と、これに連する分水問題から発生した。堰の改修については、愛媛県はすでに明治二十九年に「河川海岸港湾及堤防取締規則」を施行していく、その実施のつど「仕様書」を添付して許可を申請しなければならなかつた。しかし、上堰側北方はこれを怠り、明治四四年になつて改めて温泉郡長から指摘されたのであつた。この菖蒲堰は言うまでもなく季節堰で、取水期間は六月一日から一〇月一日までの四ヶ月であつた。そしてまた、この堰は「そだ堰」のため、毎年修築の必要があつたのである。そこで、上堰北方は明治四四年六月一六日に、愛媛県知事に対し「北方養水上井堰下井堰仮水場工事設計書」を添付して許可を申請した。

知事はこれに対し、下堰北吉井側の考慮をせず、これを

許可したのである。ところが、上堰が工事を施行すれば当然、一時的に流水を遮断しなければならない。そのため、下堰は取水できず、重大な支障をきたしたので、双方が水論となつたのである。温泉郡長はその責任を感じ仲裁に入り、一年限りの暫定条約を結ぶことによってこの事態を切り抜けた。すなわち、下堰に用水が不足するときは大落水を施行するというのである。

そこで、翌年の明治四五年の上堰の改修許可申請については、愛媛県は下堰側のこれに対する答申を待つて許可するという態度にでた。ところが、上堰はこの許可が出ないうちに、この工事は「慣例」であるとして工事を実施したのである。もちろん、愛媛県はこの工事を違法として「許可ヲ与エザルモノニ付キ、原形ニ復スベシ」と命じた。一方、温泉郡長は毎年のように上下堰双方が水論を起こしていることを憂慮し、双方の水利組合を合同して一体化させようとした。すなわち、明治四五年六月一七日に、次のような提案をしたのである。

一 川上村ト北吉井村ト合同シテ水利組合ヲ組織スルコト

そこで、翌年の明治四五年の上堰の改修許可申請については、愛媛県は下堰側のこれに対する答申を待つて許可するという態度にでた。ところが、上堰はこの許可が出ないうちに、この工事は「慣例」であるとして工事を実施したのである。もちろん、愛媛県はこの工事を違法として「許可ヲ与エザルモノニ付キ、原形ニ復スベシ」と命じた。一方、温泉郡長は毎年のように上下堰双方が水論を起こしていることを憂慮し、双方の水利組合を合同して一体化させようとした。すなわち、明治四五年六月一七日に、次のような提案をしたのである。

一 川上村ト北吉井村ト合同シテ水利組合ヲ組織スルコト

そして、郡長はこれを一応双方が承認するという条件で、本年度限りの協約として「温泉郡長ハ適当ト認ムル程度ニ拠リ菖蒲上井堰用水引用ニ必要ナル作業ヲ為ス。但シ之ニ要スル材料人夫ハ北方水利組合ヨリ提供スベシ」といふのであった。

一 応この年の事件はこれによつておさまつたのであるが、その後、利害が相反する両水利組合が合同することは、時機尚早といふ農民の一致した考え方であったので、

結局成功しなかつた。しかし、この案件は前例のない次元の高い解決策であったということについては、高く評価すべきであろう。

次いで、大正二年にも上堰の許可申請があつたが、県は下堰北吉井側の答申を待つてということで工事は渋滞した。県としては過去二度の紛擾を繰り返してはならぬといふ、慎重な態度でのぞんだ。それは、上堰がする井堰修築工事の設計工法を許可する場合、下堰への配水を遮断または遅滞させることのないようにするには、どうすればよいかということであった。そこで、県は一面では申請の工事施行を承認し、また、一面では配水に関する慣行を固く守らせるために、上堰の北方水利組合に対し、工事の施行許可を大正二年八月六日付で温泉郡長を通じて、次のように「命令書」の形で行つたのである。すなわち、

八月六日午後第六時ヨリ八月九日午後第六時迄七

式時間 北吉井村大字樋口外二部落  
八月九日午後第六時ヨリ八月十二日午後第六時迄七

式時間 川上村大字北方  
八月十二日午後第六時ヨリ八月十四日午後第六時迄

(1) 水利に關する慣行を無視し、当事者の水利権を奪い、

四拾八時間 北吉井村大字樋口外二部落  
八月十四日午後第六時ヨリ八月十七日午後第六時迄  
七拾式時間 川上村大字北方

右時間割之通り全水量ヲ川上村大字北方及ビ北吉井村大字樋口外二部落へ流下スペク菖蒲上堰ノ開閉ヲナスベシ。八月十七日午後第六時以後ノ配水ニ付テハ更ニ指示ス。

尙ホ又臨時必要ナル事項ハ水張吏員ニ於テ直接指示セシムベシ。

右命令ス。

としたのであつた。

もちろん、上堰の工事は北方に配水する期間に実施しなければならないわけであった。ところが、この行政措置は從来とつて來た慣行を無視したものであり、北方のもつ水利権を奪うものであると主張して問題は大きくなり、大正二年九月、北方水利組合は愛媛県知事(深町鍊太郎)を相手どつて行政裁判所に訴訟した。そして「井堰工事許可ニ閑スル命令事項取消」を請求したのである。

一 合同シタル水利組合ノ管理者ハ組合ガ適宜ナリト  
雖モ協議調ハサルトキハ其ノ決定ヲ知事ニ一任スルコト  
ト  
一 前記工事ノ設計及配水歩合ハ其決定ヲ知事ニ一任スルコト  
一 水利組合成立ノ上ハ分水ノ設備ヲ完全ニ施シ、紛議ヲ永久ニ避ケルコト

知事が配水を強行するのは職権の範囲を超越した違法行為であり、北方水利組合の権利を侵すものである。

(2) 明治二九年の河川海岸港湾及堤防取締規制は、その目的がこれら保護にある。従つて北方水利組合が行う施設について保護を加えるのは当然であるが、法規の目的以外にこれを適用し保護若しくは公安に關係ない配水上のことに関与するのは、規則に違反する行為である。

(3) 普通水利組合の目的である水利行政の眼目に属する配水権を侵して、北方普通水利組合の行政を妨げるは

自治権の侵犯であり違法である。

ということであった。

もちろん、これに対し被告側愛媛県知事も反論をした。すなわち、まず(1)については、

「被告ハ慣行ヲ尊重スルガユエ、井堰ニ於ケル漏水ノ程度隻方ニ於ケル田面旱損ノ程度ヲ斟酌シ、配水ノ分量ヲ措置セリ。其漏水ノ程度ハ古來明確ナル記録ナキモ、断片零墨、或ハ古老ノ言葉ニ聽キテ全水量ノ内、川内側ヘハ約六分、北吉井側ニハ約四分ノ配水ヲ為ス

ヲ目的トシ命令ヲ発シタリ。元来原告ニ於テ全水量ヲ使用スルノ権利ヲ有セサルノミナラズ、水揚用工作物ニ就テモ亦一定不變ノ工法ニ依リテ施設スルノ慣行ヲ有スルモノニアラズ。故ニ被告ニ於テ適当ト認ムル設計工法ニ依レル施設ヲ許可スルハ同時ニ、適當ト認ムル配水ヲ為サシムルコトハ被害ノ職権ニ属スル処分ニシテ、毫モ水利権ヲ奪フモノニアラズ。從ソテ被告ノ処分ハ違法ニアラズ。又原告ノ権利ヲ侵害シタルモノニアラザルナリ。」

次いで(2)の申立に対する反論としては

「取締規則ノ目的ハ、原告ノ言フカ如キ単ニ河川海岸等ノ保護ニ止マラズ。治水水利交通清潔等、苟クモ公安若シクバ公益上取締ヲ為スノ必要アル場合ニ於テハ、均シク取締ヲ為スモノナルヲ以テ、原告ノ出願ニ對シテ許可ヲ与フルト同時に公有物タル河川ノ流水ヲハ引水ノ必要アル者ニ適當ニ使用セシメ、水利関係者間ニ生ズベキ紛擾ヲ未然ニ防止セシガ為公益上必要ナル方法トシテ、命令書中ニ配水ニ關スル条項ヲ加ヘタルハ取締規則ノ目的ヨリ見ルモ正ニ當然ノ処分ニシ

テ、法則ノ目的以外ニ馳セサルハ勿論、取締規則ニ背戾セル違法ノ処分ニアラズ。」

最後の(3)についても、

「被告ハ唯公有物タル河川ヨリ原告組合ガ引入レント

スル流水分量ヲ適當ト認ムル程度ニ止メシメントシタ

ルモノニシテ、原告ノ所謂配水権ニハ初ヨリ毫モ干与

スル所アラザルナリ。元来原告組合ニハ慣習ニ基キ、

或程度ニ於ケル引水権アリトスルモ河川ノ全水量ヲ使

用スル権利ヲ有スルモノニアラズ。又河川ノ流水ヲ自

己ノ意志ニ依リ配水スルコトヲ得ル権利ヲ有スルモノニモアラズ。唯一見、自己ノ引入タル用水ニ就テハ原

告ノ所謂自治権ヲ有スルナランモ、元来被告ハ原告ノ

引入タル用水ニ就テハ初メヨリ毫モ干与シタルコトナ

キガ故ニ、原告ノ所謂組合ノ水利行政ヲ妨ゲタルモノト謂フヲ得ザルベシ。從テ自治権侵犯ノ違法アルコトナシ。」

というように、原告・被告双方はそれぞれの申立てをして争われたのであるが、一方温泉郡長はこの事態を憂慮し、裁判という方法によらず、しかも上堰北方水利組合が納得

れは次のとおりである。

大正二年菖蒲堰水利事件裁定書

温泉郡川上村大字北方普通水利組合

## 同郡北吉井村樋口外二部落普通水利組合

愛媛県温泉郡菖蒲上堰水利事件ニ対シ大正二年十月二十二日付両組合管理者及妥協全権委員ノ上申ニヨリ別紙之通り裁定候条其旨相心得将来両組合和衷共同シテ互ニ推讓之徳ヲ尊重シ以テ円満ニ践行スヘシ

大正二年十月二十四日

温泉郡長 片野淑人

印

## 菖蒲堰水利書件裁定書

## 第一款 河水引用定量并ニ配水方法

(1) 菖蒲上堰ニ於ケル河水全量中、其六歩式厘ハ北方水利組合ノ所要用水トシ全組合ガ優先引用シ、爾余ノ參歩八厘ハ樋口外二部落水利組合ノ所要ニ充ツルモノトス

但シ北方水利組合ハ本井堰ノ下流ニ猶北方堰ト唱フル井堰ノ方形ヲ存シ、不時ニ備フル由ナルモ当該井堰ニ対シ樋口外二部落ハ本文河水ヲバ分割スルノ義務ナキモノトス。

(2) 挿秧又ハ害虫駆除若シクハ旱損等ノ為メ、一時ニ多

量ノ用水ヲハ引用スルノ必要アルトキハ、關係両組合中其一方ノ請求ニヨリ双方管理者商議ノ上河水全量ヲ交互ニ引用スルコトヲ得。此場合ニ於テハ前項ノ割合ハ之ヲ時間上換算シ且ツ北方組合ガ当然引用スベキ時間ノ約三分ノ一ヲハ先ツ同組合ニ引用シ、而シテ樋口外二部落ニ及ボシ、更ニ北方ニ復スルモノトス。例ヘハ北方ニ二十式時間樋口外二部落ニ三十八時間、北方ニ四十時間、樋口外二部落ニ三十八時間、北方ニ六拾式時間ト為スカ如シ

## 第二款 井堰ノ構造其他ノ装置并ニ経費分担

(1) 井堰ノ構造及河水分配方法等ハ、両組合管理者協議ノ上旧慣ニ泥マズ、實際ニ適切ナル方法ヲ選ビ、両組合管理者立会施設シ、其之ニ要スル費用ハ折半シ両組合ニ於テ負担スヘシ

(2) 両井堰ニ於ケル井堰并ニ水配看守人ノ詰所ハ、現ニ北方水利組合ガ設置セル詰所ヲ以テ之ニ充テ、樋口外二部落組合ハ、當該詰所評価額ノ半額ヲ北方組合ニ仕扱ヒ、以テ両組合ノ共有トナスベシ

但シ本文ノ評価ハ、両組合管理者ノ評定ニ依ルベシ

## (3) 第一款第二項配水ニ要スル費用ハ之ガ配水ヲ請求シタル組合ニ於テ負担スベシ

## 第三款 雜定

(1) 大正二年度ニ於テ設ケタル井堰ニ要セシ費用ハ両組合ニ於テ折半負担スベシ

(2) 同年度中同井堰ニ対スル行政命令ニヨリ數次開閉又ハ変更シタル費用ハ、樋口外二部落組合ニ於テ倍償

スベシ

(3) 北方組合ニ於テ県知事ヲ被告トシ提起シタル行政訴訟ハ直ニ取下願書ヲ提出スベシ

## 第四款 裁定

(1) 本条款ニ基キ關係組合ノ行フ協商并ニ将来本事件ニ付行フ所ノ商議ニシテ其議合ハサルトキハ温泉郡長ノ裁定ヲ請フヘシ

さてこの裁定は、長年にわたって実施されてきた慣行を改変するものであり、また紛争を終結させようとするものであるため、両組合管理者は裁定書の明文の解釈について一月五日改めて温泉郡長に伺書を出したのであった。それは次のようなことであった。

(4) 裁定書第一款第一項所定ノ河水引用歩合ハ、係争菖蒲上井堰ニ流下スル幹流重信川ノ河水全体ヲ根基トシテ限定シタルモノナルガ故ニ、關係両組合ノ實際ニ引用スベキ河水ハ當該井堰ノ地點ニ流著シタル流水全量ニ対スル所定歩合ヲ超越セサル範囲タラサル可カラズ。依テ現形態ヲ換へズシテ分水ヲ行フトキハ両組合各個ノ用水取入溝渠ニ引入ルル水量其者ガ分水歩合ニ一致スルヲ要ス

(2)既往ニ於ケル非常配水法タリシ大落ハ、消滅シタルモノトス

(3)第二款第一項及第三款第一項ノ井堰ハ北方組合引水箇所タル菖蒲上井堰ヲ指シタルモノトス

以上、こうしてこの裁定書に関しては、関係者間でその解釈にあたって意志の疎通をはかり、再度過去の紛擾をおこさせないよう努力したのであった。そして、上堰北方水利組合が提訴していた行政裁判も取り下げるとなり、菖蒲堰は過去から脱皮し、新しい方向へとその第一歩を踏みだした。

しかし、年々重信川床は上昇しており、その流水もしだいに減少しつつあり、その表流水のみにたよることは常に旱魃のアクシデントを気にしなければならなかつた。事実昭和九年の大旱魃には、用水不足のため大被害をつけた。

そこで、戦後の昭和三三年になって上下両堰の両土地改良区は、合同して菖蒲堰の大改修を企画した。つまり、愛媛県の指導と補助をもつて、昭和三八年までの六ヶ年間を要して、県営の菖蒲堰用水改良事業が行なわれることになったのである。

のことについては、第四部産業参照

#### （二）樋口・志津川・西岡三部落の水利

重信川から取水した菖蒲堰用水は、通称菖蒲井手を経て「段の下堰」まで流れ、ここで、さらに南井手と北井手とに分水されて、各三部落に配水されることになつてゐる。従つてこの用水の管理は、段の下堰までは三部落が共同で行い（樋口外二部落普通水利組合、現在は土地改良区）、段の下堰から下流の各流路については、それぞれの部落において管理を行うことくなつてゐる。

ところで、ここに問題になることは、まずその一つは段の下堰では、どのような分水が行なわれてきたかということである。次には、この南、北両井手は、志津川、西岡両部落のそれぞれの幹線水路であり、その途中、樋口部落への配水がどのように行われてきたかということである。

そもそも分水規定というものは、相対立する共同体が一つの水系から受益するために設けられた相互契約の具体化されたものである。従つて、当然そこには権利と義務とが内在するわけであるが、一般に上流側が有利であるのが通

その要領は、上堰の上流三〇〇畝の岩盤上にコンクリートの堰を築き、流水を完全に取水するというのである。すなわち、伏流水をも湧き出させ、全流水をよどませ、これを取入口に引き入れる合同用水堰を構築したのである。もちろん、この場合の分水率は、先述した大正二年の裁定書記載の通りのものである。そして、さらに川内、北方地区および重信町地区の両幹線水路にはコンクリートで三方張を行い、その漏水を防止したのである。また一〇年に一度はうける渇水に対処して、農林省道前道後平野農業水利事業の用水、すなわち、面河笠方ダムの用水を補給できるようになり、ここに用水については万全の策がとられたのである。

さて、菖蒲堰の大改修工事の完成によって、年間に平均米七七〇・八石の增收となり、菖蒲堰維持費は一〇〇万二千円の節減となつたのである。そしてまた、この菖蒲堰の管理については、両地区が合同して菖蒲堰土地改良区連合会を結成して、理事長を両地区から交互に選出してこの業務を行ない、管理することになつたのである。こうして現在では水不足による苦労は全く解消されたのである。（こ

例である。この三部落の水利についても上流の樋口が有利であり、このため下流部落の志津川・西岡は用水不足でしばしば悩まされてきた。またこの地域は、土質が扇状地であるため、用水の絶対量そのものが不足する傾向にあるところから、用水問題は部落相互の対立をさらに深刻なものにし、それが人間関係にまで及ぶこともあつたほどである。

では、現在この三部落は、重信川から取水した菖蒲堰用水をどのように分水しているか、その概要をみてみよう。そして、それらの中で特に歴史的に問題となつたことを、次いでみてみようと思う。

まずこの地域の水利状況を知るものとして、明治二五年六月一〇日付で組織制定された「樋口外二部落普通水利組合規約」があるのでその関係部分を抜粋してみよう。

#### 組合員心得

第二十条 菖蒲平水ヲ旧慣ニヨリ大別スル事左ノ如シ

一 十分ノ一 大字樋口新田井口

但シ本村大字山之内川筋大落施行ノ節ハ根水ノ

多寡ニヨリ適宜落シ方斟酌スルモノトス

右残り九分ヲ段ノ下分水所ニテ更ニ十分ト見直

シ大別スルコト左ノ如シ

一 十分ノ五分五厘 南井手  
一 十分ノ四分五厘 北井手

但シ右両井手大字(樋口・志津川・西岡)三部  
落分水取り方及取り扱方ハ慣行ニ依ルモノトス

第二十一条 葦蒲井手筋段ノ下北井手南井手分水場  
所土台据方ハ左記旧慣ニ依ルモノトス(明和九年  
三月取究メタル旧記写)

一 上土台 長一丈七尺 但シ一尺角  
一 水通シ 長一丈

内 五尺五寸 志津川井手

四尺五寸 西岡井手

一 中土手 三尺

一 兩側丸 四尺 但シ一方二尺宛ニシテ

一 柱四本 長四尺 但シ六寸角

一 右柱ニ樋ヲ掘

一 ハメ板落シ入ニシテ越水ヲ以テ正直三分水 但

シ板厚二寸 巾一尺

一 中土手柱ノ間 ハメ板仕込

一 上土台ヨリ井手筋五間下エ土台両井手エ貫通シ  
正直ニ据可申事

一 上土台下土台ノ間井手筋置石ニ可仕事

一 大井手筋ト同置石正直ニ念入水落ヨリ上土台迄  
間五間ニ可仕事

一 上下土台ノ間中土手念入土井手埋水漏不申様ニ  
可仕候 但シ両方羽口ニ可仕事

一 右土台痛其他取繕ハ井手係リ村々立会相調可申  
候

一 右普譜所入用人足等割賦ノ義ハ古格定法割ノ通  
リ可仕事

一 右分水場所ハ志津川、西岡両村ヨリ番人付置申  
事

第二十二条 照続ニテ下二部落田面養水逼迫ノ節ハ、  
旧慣法ニ依リ大字西岡配水委員ヨリ大字志津川配  
水委員ト協議ヲ遂ゲ時間割ヲ以テ寄水取方ヲ為ス

事  
但シ協議遷延相成候時ハ管理者ノ指揮ヲ乞フモノ  
トス

第二十五条 寄水配リ方ノ外、平水タリトモ北南井  
手筋水落人ヲ出ス事アルベシ

但シ該費用ハ、水取番ノ部落ノ負担トス

第二十六条 照続ニテ寄水実施スルモ尚養水欠乏ス  
ル場合ニ於テハ、旧慣法ニヨリ本村大字山之内川  
筋大落水施行スルモノトス。本条大落水ハ大字志

津川西岡両部落ニ関係アルモノニシテ、大字樋口  
ニハ更ニ関係ナキラ以テ該件ニ要スル費用ハ本組

合費外ノ取扱ヒニナルモ、水路ニ関係セシヲ以テ  
本条ヲココニ設ケ置ク、尚施行ニ係ル一切ノ取扱

ハ、總テ旧慣ヲ適用スルモノトス

第二十七条 葦蒲水ニ掛ル取扱方ハ前条ニ掲グルト  
雖トモ、尚旧慣及安政二卯年七月旧藩政代官菱田  
左源次殿ヨリ旧三ヶ村ヘ下渡相成タル規約ニ拠ル  
モノトス

但シ大字樋口字舟小屋東ニアル新井手ト称スルハ、  
同大字音井ニ新井手ヲ設ケ变更セシモノナリ

第二十四条 寄水時間中ハ番水取方各大字ヨリ留メ  
但シ該費用ハ水取番部落ノ負担トス

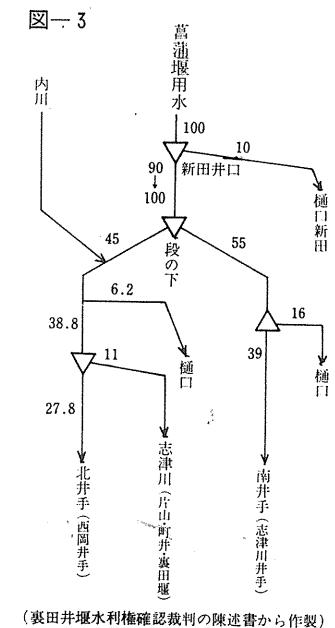
第二十三条 寄水取方ノ節ハ、番水前日大字樋口志  
津川水取井手各所ヲ留メル「コゲ」ハ、水取番部  
落ヨリ運搬スルモノトス

但シ前条番人監督トシテ配水方打廻及ビ立番人ヲ  
付スル事アルベシ

第二十八条 大字樋口片山井口、大字志津川町井手  
口裏田井口ノ義ハ文化十三年五月取換証書ニ拠リ

## 施行スルモノトス

またこの用水の各部落の分水率については大体次のように行なわれている。



さて、以上が三部落内部で実施されている分水であるが、これを大きく分類してみると、段の下堰の分水（第二十・二十一條）と刻割分水（第二十二・二十五条）および大落水（第二十六条）、そして各部落の主要取水口の分水（第二十七・二十八条）というようにまとめることができる。

以下、この分類によって、その歴史的な展開過程についてみてみよう。但し、大落水については前項で触れている

ので省略する。また、各部落の主要井口については資料の都合で裏田井口に限って述べてみようと思う。

### 1 段の下堰の分水

この堰の成立については、明確な資料はないが菖蒲堰と同時代のものと考えられる。しかし、分水規定についてはずっと後代になつてできたようである。すなわち、この三部落一帯は、当初「志津川郷」と呼ばれた地域で、開発も十分に進んでいなかつた。中世末期に岩伽羅城主の和田氏の勧農策によって、開発地域も増加してきた。そして天正年間の頃に、現在のような三部落（村）に分村したのであった（㉙三六一頁参照）。

開発がその後も進められることによって、しだいに用水不足で難渋するところもあらわれ、ここに分水規定の必要が生じてきたのである。まず三部落が協議のうえ規定が成立したのは、寛永一九年（一六四二）であつた。このときの規定は次のとおりであった。

三ヶ村大井手分水之事  
壱 水口壱分ニシ  
内

四合五勺者 西岡村井手

残テ

五合五勺ヲ壠体コメ

内

三合三勺者 樋口村井手

六合七勺者 志津川村井手

右者寛永九年午歳より三ヶ村之者共立会分水を相究申上を以、自今以後相違御座在間敷候。此上に而も違乱申者御座なく井手被仰付候。仍為後日如件

万治三年庚子六月九日

西岡村庄屋 孫 介

志津川村庄屋 彦 平 衛

樋口村庄屋 嘉 左 衛 門

古川賞左衛門殿

この史料は寛永一九年（一六四二）にとりきめられた規定を、万治三年（一六六〇）に再確認したうえ代官所に提出したものであり、この分水率は恐らく灌溉面積に応じて分けたものと思う。なお右史料の「五合五勺ヲ壠体コメ」

は、五合五勺を一分とみなして分水するという意味である。ところで、志津川村井手からは、その下流の当時別郡であつた浮穴郡の田窪・牛淵の田地の一部「外分」（新田）にも配水されていた。また、樋口村井手三合三勺のほかに、「樋口新田」と呼ばれる地域は段の下堰で分水された五合五勺のうち一割を常に必要に応じて無条件で取水し得る権利をもつていた。このために、この井手筋の地域は常に用水不足で難渋をしていた。それゆえに数々の水論も発生していたようである。そこで、元禄一六年（一七〇三）四月には、別項で後述するように、樋口新田のための用水を、段の下堰の上流において、一割を分水するというよう、道後五郡大庄屋の斡旋で現在の位置に変えたのである。

では、なぜこの樋口新田が、このように特権的な扱いをうけたのであろうか。それは志津川が三部落に分村したとき、樋口村の庄屋になつた初代の嘉左衛門が、村人との話し合いで庄屋地として開発した新田（「嘉左衛門新田」とも呼ぶ）であったからである。さらによつて、この新田はその後松山藩の「一万石御分地」の際の御償に織入れられたことなどで、その特権的性格をもつようになつたのではないか

段ノ下分水(代官見分ノ上 明和9辰年3月)

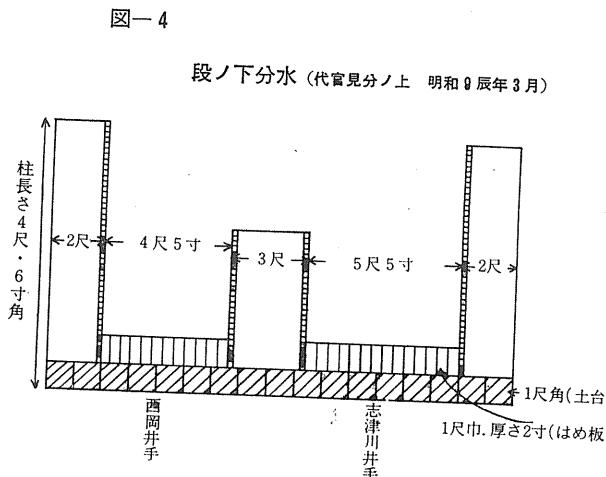


図-4

いかと思わ  
れる。

しかし、  
この菖蒲堰  
用水の慣行  
である「寄  
水」、つまり  
番水制度  
などを実施  
するとき、  
上流のこの  
特權地への  
配水が常に  
感情的問題

となり、宝曆七年、翌年の正徳元年(一七一一)には流末の田窪・牛淵両部落と樋口との間に水論が発生したこともあった。こうした事情から村人の話し合いの結果、代官所に申し立て、明和九年(一七七二)に代官立合の上で改めて新規定をつくることとなつたのである。なおこの規定は

先述の樋口外二部落普通水利組合規約に記載されていると  
うりである。そして井堰の構造は当時は「ドンド」と呼ばれ、土俵を積み重ね、閑切って用水を調整して分水してい  
たが、これは修理費がかさむため、現在では恒久的措置と  
してコンクリートでもつて実施している。次に慣行による  
「段の下分堰」の構造を図示(図4)しておく。

## 2 刻割水制度とその歴史

菖蒲堰用水が三部落に配水されるとき、その用水の多寡によって「平水」・「刻割水」・「大落水」の三種類に分類され、それぞれに応じて自由または制約を行うことになつていて。すなわち、平水時は用水が潤沢であるので自由に取水ができるのであるが、用水の絶対量が不足してくると、これに相応して「刻割水」または「大落水」という制約が加えられるのである。

さて、この刻割水とはどういう制度の用水であろうか。

先に述べた樋口外二部落水利組合規約によると、用水が三部落内に欠乏し、共に犠牲が大きくなると考えられたとき、三部落が協議の上で、五日五夜を一区切とし、面積に応じて時間配水を実施するわけであるが、樋口は井口に

近いうえ、各井手筋からの漏水もあるということで、配水は最も遠隔地の西岡から志津川へと日割で配水が行われることになっている。しかし、この実施期間に降雨があり、出水量も増大してくれば、この制度は中止され、平水に復することになっているのである。なおこの制度は、三部落分立当初の頃から存在していたものと思うが、現在に至るまでには種々の変遷があつたようである。そこで次の史料をみてみよう。

覚

一 田方百五拾壱町三反一畝拾三歩

番水日数 五日五夜

内  
志津川村 樋口村 西岡村

三日二夜 志津川村  
一日一夜 樋口村  
田方三拾町八反三畝二十三歩

番水日数 一日一夜

一 符米 三拾武俵 樋口村工可渡事

右者久米郡西岡村志津川村樋口村、浮穴郡田窪村外

分牛淵村外分へ先年ヨリ山之内水引來候処ニ分ケ何  
之極モ無御座候ニ付、今度両郡相談之上ヲ以、番水  
ニ仕日数并井手符米、右書付之通相極申上候。已來

少し茂申分無御座候為後日判形如件

貞享五年七月十二日

(下略)

この史料は、菖蒲堰用水を新しく田窪・牛淵両部落の外分地区にも分水することになり、その用水不足の場合、刻割分水率を一日一夜と定めたものである。そして、この分水に対する符米高を決定したものである。

さて、このように田窪・牛淵両部落の外分の地区の灌漑はこの貞享五年（一六八八）に一応開発が行われだからであろうが、もう一つの理由は、この地区が地形的に高所にあり、田窪・牛淵両部落の専用水からの灌漑が不可能であったからである。

しかし、この田窪・牛淵両部落の外分の地区は、菖蒲井口から一里以上も離れているうえに、水路も悪く、導水中の消失がはなはだしいため到達する水は少なく、常に被害をうけている。そして、当時は前項でも述べたように、樋口新田への分水は現在の情況とは異なり、南井手・志津川井手から常時その一割を取り水していたので、これを請けた志津川庄屋は、関係各部落の組頭および作改らを召集し、協議の上、その実施日を決定するのである。

配水順序は遠隔地の田窪・牛淵両部落から行い、次いで西岡・志津川・樋口の順に六日六夜を一区切にして実施されたのである。

以上が刻割水の規定および実施の要領であるが、次にその後この実施をめぐって下流と上流の各部落との間に、どのような経緯があったかについてみてみよう。

まず宝永七年（一七一〇）および正徳元年（一七一二）の两年に、旱損によって田窪・牛淵両部落がこの刻割水の実施をうけたことがあった。このとき樋口は、さきの裁定どおり樋口新田に一割の取水をした。ところが、牛淵・田

南井手から配水される田窪・牛淵の外分地区は用水がますます不足する傾向にあった。もちろん、このことは志津川にあっても同様で、次第に関係部落の間で不満が高まってきた。そこで元禄一六年（一七〇三）に各部落井掛りの村役人らが協議し、道後五郡の大庄屋に願い出て、樋口新田井手を段の下堰の上流に移転し、新しく井手を付設することにして、そして次のような裁定が行われた。

(前略) 壱水口ニテ十二ヶ壠分新田分水、残テ九分之水ヲ五ヶ村エ日割ニ定候ニ付則チ五ヶ村諸事割方

目安九分ト定候。五ヶ村定法左之通

四分	水三日二夜	志津川村
三分	水一日二夜	西岡村
壠分	水一日	田窪村
五厘	水一夜	牛淵村
水一夜		

合九分 日数六日ニ一廻り  
但シ一日ヲ壠分ト定、一夜ヲ五厘ト定テ六日之  
昼夜ヲ九分定事

(後略)

窪両部落は下流への配水が減少するということで、慣行を無視して樋口新田井手の留閑を破壊し、菖蒲堰用水の全水量を取水しようとしたのである。

これに対し、樋口は一割の水は当然の権利であるとしてこれに対抗し、老若男女を含め部落ぐるみで守ったことがあつた。このことは、あきらかに下流両部落の誤解であつたのであるが、用水の非常な窮迫の前には少しでも余分に取水しようとするその気持が、こうした事態を生み出したのである。

その後、時代は下るが、百年後の文政二・三年（一八一九・二〇）にも両者の間で水論があつた。これは下流の田窪・牛淵両部落が井手筋が長いうえに、消失水量も多いため刻割水を実施しても、その恩恵を十分にうけるということが少なく、常に危急存亡の状態にあったことから無理を押して、樋口・志津川・西岡三部落に次のような新規の配水を要求したことによるものである。

①日割水の実施は、上流部落が厳正にこれを履行すること。

②苗代水および植付水の際は、上流部落が整いしだい

遅怠なく配水すること。

(3) 日割水の要請があれば、直ちに協議を開き実施すること。

(4) 樋口部落の新田井掛りは、関係井掛りの植付が完了するまでは取水をしないこと。

などであった。上流部落はこの要請には、到底賛成しかねるものがある。この要求などについては妥協の余地はないとして、これを拒否してしまったのである。

これに対し田窪・牛淵両部落は最後の手段として、毎年度出している菖蒲井堰の修築費および普請人夫などの調達は一切しないと主張し、両者は全くの平行線をたどり対抗し続けた。

しかし、この田窪・牛淵の下流二部落は菖蒲井堰への負担義務を履行しないということで、当然これから配水を強く要求することもできず、また旱損したからといって刻割水を請求することもできなくなり、ただ志津川の配水する余水にのみ依存しなければならなくなってしまったのである。もちろん、この余水のみで三〇町歩余りの土地を灌漑するのではなく不可能なことであった。ここに改めて新しい用

水源を求める必要が生じてきた。現在、志津川にある「木泉」(牛淵)と「玉淵泉」(田窪)はこうした事情のもとで、それぞれ天保五年(一八三四)と天保七年(一八三六)とに掘られたのであった。そしてまた、このほかに見奈良部落の余水をもらいうけることになったのである。

さて、田窪・牛淵両部落は、それ専用の用水源をここに確保したからには、敢えて菖蒲堰用水も必要としなくなり、天保年間頃に至り、この水利権を全く放棄してしまったのである。従って、從来五部落が実施してきた六日六夜の刻割制度は、田窪・牛淵部落の権利であった一日一夜を除くことになり、五日五夜とあらためられ現在に至っているのである。

これ以後の明治・大正・昭和を通じての刻割水については、記録のうえでは、明治二四年七月と翌二五年六月および七月、そして四五年六月に、それぞれ長期日照のため用水不足を來したときにして実施されている。そして下流西岡部落からの要請があれば必ずこれを実施し、その費用および分水量は、大体、次のように実施されてきた。

すなわち、樋口は組合総経費の十分の二・二五、分水量

は段の下堰下流にて十分の一・二五、志津川は費用負担十分の五、分水量は十分の五、西岡は費用負担十分の二・

七五、分水量十分の一・七五と、いうように費用の分担比率と分水量が全く同率にしてきたのである。

ところが、昭和九年六月の未曾有の大旱魃のときには、従来とててきたこのなごやかな協調は全く失われ、樋口の実施延引の処置に、下流二部落は憤り、同月二三日に非常に大きな水論が発生したのであった。管理者北吉井村長もその収拾に困り、ついに松山警察署長、県会議長、議員および地方事務官などが出張し、双方の話し合いの斡旋をした結果、本年度限りは従来の慣行に依らないとの条件で次のように調定されたのである。すなわち

昭和九年挿抜時ニ於ケル配水方法ハ左記ニ依ルモノトス  
(1) 六月二四日午後十時ヨリ六月二六日日ノ入り迄

大字樋ノ口

(2) 六月二六日日ノ入りヨリ六月二八日日ノ入り迄 大

(3) 六月二八日日ノ出ヨリ六月三〇日日ノ入り迄 大字志津川

苦しい経験から志津川部落では、田植の時期を半月余り繰りあげて用水を有効に利用するようなことがなされてきたのである。

### 3 裏田堰の分水

段の下堰で、南・北両井手に分水された用水路のうち、北井手は西岡井手とも呼ばれているが、下流におい日吉谷に水源をもつ内川と合流して左図のように、各取入口から三部落に灌漑している。

この各取入口は、すべて延享二年（一七四五）の村記録にのっているものばかりであるが、裏田堰は、志津川耕地面積の約三分の一にあたる、三三町歩の田面を灌漑する取入口であるため、歴史的にたびたび分水について下流西岡部落との間に水論をおこしてきているところである。

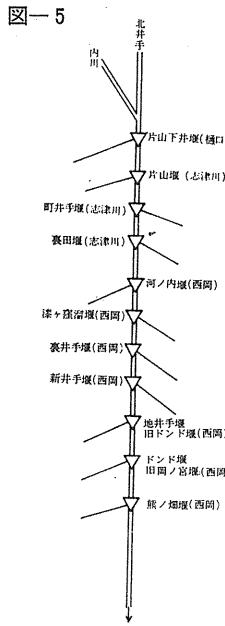


図-5

現在この分水慣行は、文化一三年（一八一六）に両部落の間で取り交した協約によって行われてゐるものである。

さて、この裏

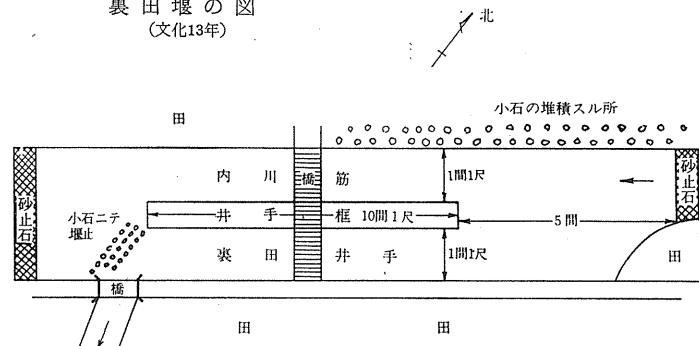
田堰が歴史的に水論を続けてきた問題箇所は、図6に示されているように「砂

留石」の高低と「井手框」の長さにあつた。つまりこれらによつて水勢に変化

があり、分水量に相当な影響を及ぼすということがあった。

この井堰の成立は不明であるが、分水量に相当な影響を及ぼすということがあった。

図-6

裏田堰の図  
(文化13年)

が、記録にあらわれた水論については明和三年（一七六六）が最初である。この水論は志津川が勝手に井堰の砂留石と井手框とを改修し、少しでも多くの用水をとろうとしたことに起因する。

もちろん、下流西岡はこの志津川の独断的一方的措置を不満とし、抵抗をしたのであった。事件は郡役人らの仲介によつて双方に「一札之事」を誓約させ、井手框を下流の砂留石から上流一間のところに井手框の後頭部を設け、その全長を八間に築かせたことがあつた。しかし、ここに収拾解決したはずの水論も八年後の安永二年（一七七四）になつて、再び志津川が旧来からの「古格」を無視して我田引水の「新仕成」を施した事件が生じた。これはさきの明和三年の処置のとき、川底が掘り下げられたために、用水の取入れに支障をきたす結果となり、ここに勝手に堰の砂留石を高く築いたのである。双方はそれぞれの主張をしたため、解決がなされず、西岡は郡役人に

「村方之儀（西岡）ハ流來井手筋長ク御座候得者前格之通ニ而モ毎々御苦勞ニ罷成候村方ニ御座候得ハ何分前格之通被仰付被成下候様御願申上候。左様無御座而

ハ一統人氣相治リ不申候」と訴え、善処されることを要望した。

これに対し、郡役人は現状からみて志津川の処置を認めざるを得ず、砂留石を二段から五段に積み替えるといふことにし、井手框も長さ八間からさらに六間半を上流に伸しき間に半にするという裁定をしたのであつた。

しかしこの裁定も三〇年後の文化一三年（一八一六）にはまた改修されたのである。そして、現在実施されている慣行はこのときのものである。その内容は次のとおりである。

（中略）

- 323 -

一 裏田井手之儀、明和年中証文ニ者、砂留石式通り井手底ヨリ上場五寸下り、井框八間ト有之候。川底掘下リ候ニ付、砂留石五通りニ築、井框六間半相延仕成有之分此度砂留石下老通者其役ニテ武通築直シ、都合三通ニシテ井手筋流通ヲ相極メ、井手底ヨ

内川筋之儀ニ付、志津川・西岡両村及出入郡御役人中御見分之上御取扱被仰聞双方和熟之上内済仕候

（中略）

一 裏田井手之儀、明和年中証文ニ者、砂留石式通り井手底ヨリ上場五寸下り、井框八間ト有之候。川底掘下リ候ニ付、砂留石五通りニ築、井框六間半相延仕成有之分此度砂留石下老通者其役ニテ武通築直シ、都合三通ニシテ井手筋流通ヲ相極メ、井手底ヨ

リ砂留石上場五寸下りニ喰合候様築直シ、井手間延六間半ノ内三ヶ式四間式尺ハ切縮入三ヶ壱式間壹尺者其底ニ差置、以後者井手都合拾間壹尺ニ相成候事故、右之通御扱被仰聞双方納得之上相定メ申候事

(中略)

文化十三年五月

(後略)

しかし、水論は、その後もしばしば発生したようである。たとえば、文政五年(一八二二)六月には内川に大洪水があり、これのため井手樋が流損し、堰構築の資材も流失してしまったことがあった。だが幸にして砂留石には異常がなかつたので、双方の話し合いの上、井手樋をもとに復元するということで解決するに至つた。

だが、明治時代に入つてから、大きな事件が発生した。これは従来の水論の性格が、上流側志津川の一方的我田引水行為で発生していたのが、今回に限り下流西岡の措置に対する志津川の不満ということで展開したものであった。すなわち、明治三二年に西岡が用水を合理的に分水させようとして、相手志津川分の裏田井手と西岡の内川との川底

「被告(志津川水利組合)ハ原告(西岡水利組合)ニ於テ田養水引用ノ為メ、温泉郡北吉井村大字志津川・内川筋本流ヲ同所裏田井手上流ノ同井手樋拾間一尺ノ所ニ於テ、同井手ニ流入スル水路ト水深ノ平均スル様浚渫ヲナス權タルコトヲ、確証スベシトノ御判決求ム」さてこの裁判は、明治三三年六月四日に判決があつたが、西岡の主張は認められず、敗訴となつてしまつた。その判決理由は次のとおりであつた。

「(前略) 分水点ヨリ以下砂留石ニ至ル水路ノ深浅ハ、被告ノ引水権ニ至大ノ關係ヲ有スルコト勿論ニシテ、己ニ論所ノ管理力被告ニ属スモノトスル以上ハ之ヲ適當ニ浚渫シ、以テ一面被告組合養水権ヲ保護

シ、一面原告組合ニ養水ヲ流下セシムルト共ニ、被告ニ専属スル権利義務ナリト認メザルヲ得ス。(中略)論所浚渫ノ権利ガ被告ニ専属シ、原告ニ於テ自由ニ之ヲ浚渫スル権利ナキコト倍々明白ナリ。若シ被告ニ於テ分水所ノ水深ヲ本支流共同一ノ程度ニ浚渫セサルトキハ、原告ハ被告ニ対シ之ガ浚渫ヲ為スヘキコト即チ作為義務ノ履行ヲ強要スヘク、尚ホ被告ニ於テ之ニ応セサルトキハ始メテ原告ニ自ラ之ヲ浚渫シ、若シクハ

第三者ヲシテ浚渫セシムヘキ権利ヲ發生スヘキモノナルニ、原告カ事茲ニ出テス。先ノ被告ニ対シ作為義務ノ履行ヲ要求セシムテ、自カラ之ヲ浚渫シテ権利アルコトノ確認ヲ求メタルハ失当ニシテ、本訴請求ハ之ヲ排斥スベキモノタリ」(後略)

しかし、敗れた西岡はこの判決を不満として、同年七月三日、広島控訴院民事部に控訴したのである。このときの判決は明治三四年三月二日に出された。すなわち、(前略)被控訴人(志津川水利組合)ハ控訴人(西岡水利組合)ニ於テ田養水引用ノ為メ、愛媛県温泉郡北吉

井村大字志津川内川筋本流ヲ同所裏田井上上流井手樋拾

を共に平均化させるために浚渫をしたことが、志津川の水利権を犯す結果になるということで問題になつた。

西岡は、用水を合理的に分水しようとした当然の処置であると考えていただけに、怒りが爆発し、事件はついに明治三三年四月二六日、西岡が志津川の反対を不満として松山地方裁判所民事部に提訴するに至つた。その提訴理由はつぎのようなことになつた。

「被告(志津川水利組合)ハ原告(西岡水利組合)ニ於テ田養水引用ノ為メ、温泉郡北吉井村大字志津川・内川筋本流ヲ同所裏田井手上流ノ同井手樋拾間一尺ノ所ニ於テ、同井手ニ流入スル水路ト水深ノ平均スル様浚渫ヲナス權タルコトヲ、確証スベシトノ御判決求ム」さてこの裁判は、明治三三年六月四日に判決があつたが、西岡の主張は認められず、敗訴となつてしまつた。その判決理由は次のとおりであつた。

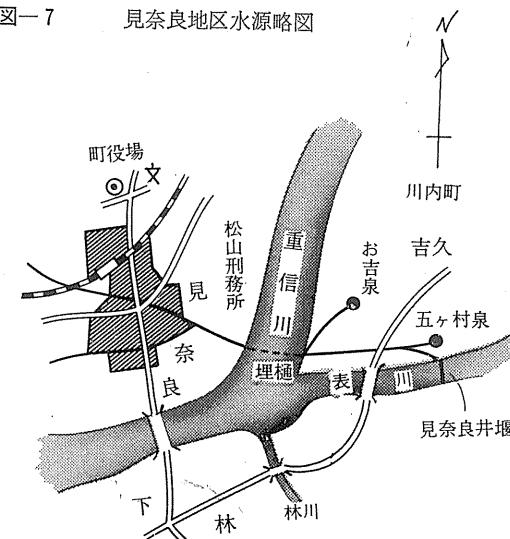
「原判決ヲ破毀シ第一審判決ヲ破棄ス。被上訴人(西岡)ノ訴ハ之ヲ棄却ス。訴訟費用ハ總テ被上告人ニ於テ之ヲ負担スヘシ」

というのであつた。そして結局は、西岡部落の敗訴となつたのである。

こうした長い裁判で西岡・志津川は相争つたが、一方、温泉郡長大道寺一善は、この事態を憂慮しこの争いの仲裁の勞をとつて、明治三五年七月三日に「裏堰浚渫定書」を取り替させるようにし、次のように平和的解決をはかつたのである。



見奈良地区水源略図



図一七

分の畠川井堰があり、分水をめぐって種々の水論も発生したようである。しかし、現在史料が全くなく、その歴史的な面は不明である。井堰の構造は、当初以来、牛枠を設けて、歯染や柴、土俵および古縫などをもって、流水の全部を閑止め導水した。そして旱魃期には、粘土を用いること

ができる慣例であった。

ところで、昭和九年七月の大旱魃のとき、上流の畠川堰との間で水論となつたことがあった。これは上流堰の畠川が、流水の全部をせき止めたことが原因であった。愛媛県効約定として、上堰畠川が一昼夜、下堰見奈良が二昼夜というように交互に取水することで、一応解決がなされたのであった。これ以後は、たいした水論もなく、現在に至っている。

#### 協定書

温泉郡川上村吉久（見奈良）井堰及畠川井堰ノ水利問題ニ関シ、県地方課、同耕地課、松山警察署並ニ川上、南吉井両村長立会ノ下ニ、本年渴水期ニ限り両村関係部落間ニ於テ、隣保互助ノ精神ニ基キ協定スルコト左ノ如シ

一、畠川堰ノ分水ハ、畠川ヘ壹昼夜・見奈良ヘ二昼夜交互ニ分水スルモノトス  
二、中河原及下河原田ノ田面ヘハ、関係部落ノ水利委員立会協定ノ下ニ配水シ、成ル可ク速カニ下部落ヘ放水スルモノトス

三、上区ニ於テ山ノ神谷池（見奈良有）ノ水ハ、慣例ニ依ル

吉久住民ノ所有、現在田面ニ配水スル以外ハ、勝手ニ利用

セザルヒノトス

四、賦米地境堀ハ、関係部落代表者ニ於テ厳密調査スルモノトス

五、西泉ノ鏡ニ故意ニ悪水切込ヲセザルモノトス

昭和九年七月十七日

立会人 県内政部耕地課 藤田通敏

（以下略）

## 2 戊亥泉（お吉泉）

次の第二の水源戊亥泉は、お

吉泉または西泉などと呼ばれており、天然記念物である「

お吉もずく」の生殖地として有名である。この泉床は川内町吉久と南方の境界にあって、天明六年（一七八六）に試掘をし、その水量の豊富なのを確認して、四年後の寛政

元年（一七八九）にこれを完成したものである。その所要費用は、人夫役一、一八八人二分、賃米一四石九斗七升七合を要した。しかし、この費用は見奈良のような小村としてみれば相当の負担であったので、代官所がこの費用をたてかえ「大仕掛免引皆済目録定」として村年貢に編入して償還させた。この負債は、明治四年の廢藩置県後にも続けられたのである。また、賦米は堀鑿当初、南方へ一反三畝

## 3 五ヶ村泉

最後に第三の水源五ヶ村泉は、天保一

四年（一八四三）藩命により、見奈良・田窪・牛淵・南野

田・北野田の五ヶ村が共同して堀鑿したことから、この名がつけられたものである。ところが、水量は予想に反して少なく、田窪など下流四か村は、しだいにその権利を放棄した。それで見奈良一村が所有管理することになった。泉床および水路の総面積は四反一四歩で、賦米は二石八斗四升を吉久に納めていたが、明治二二年八月の改訂で四石六斗一合を支払っている。

4 戊亥泉と埋樋 以上の水源三か所からの用水は、

すべて重信川を横断させて取水しているのであるが、寛政元年（一七八九）に戌亥泉が堀られたのを機会に、重信川床に溝を堀って流していたのを改め、新しく埋樋（箱樋）を付設することにしたのである。そのときの事情を寛政元年の「戌亥泉堀方地所吉久南方両村賦米及雜記」（相原正一郎藏）に、つぎのように記されている。

「村方養水井手之儀者横河原ヲ横ニ堀割リ吉久之余水ヲ是迄養水ニ取來申候故出水之度毎ニ右井手押潰候ニ付其度每堀方不仕候而者呑水并田方養水無御座ニ付植等之節茂不得止事何故差置堀方ニ掛り申候故農事手後ニ罷成夏分者毎度右之通ニ而草修理等手後ニ相成申候。年ニ寄三百人五百人程宛罷出申候ニ付他村ニ勝レ不作仕候義養水不都合ニ御座候ニ付自然ト作方十分ニ得不仕御百姓共是迄丈夫ニ安座仕儀難相整（後略）」つまり、見奈良としては、洪水で重信川床の溝が潰れれば何をさしあいても、これを改修しなければ用水を得ることはできず、毎年三と五〇〇人役を要するため農作業に支障を来たしていたのである。

そこで、重信川底に埋樋を付設することになり、寛政元

年一月に代官所に嘆願して、翌二年にその裁許を得た。元の埋樋は松板で幅三尺、高さ一尺（後に幅四尺、高さ二尺に改めた）からなる箱を継ぎ並べ、重信川床に埋めた。その費用の負担が大きかったので、代官所はこの工事を「松山藩内河川普請定」にして郡普請とした。そして、それ以後の修築工事についても、郡普請をもつて施行されたのである。

ところで、元治元年（一八六四）になって見奈良の余水流す「配水井手」が完成されてからは、その受益地区である牛淵・南北両野田・南高井の四ヶ村が共同して、その修築費用の半分を負担するようになつた。しかし、小部落である見奈良としては、費用が折半されたとはいえ、決して軽減されたのではなかつた。そこで、明治四年（一八七二）の廢藩置県後は修築費として、愛媛県から一三五円の補助をうけている。しかし、これは同九年廢止され、見奈良村一村の負担となつたため、村はその過重負担に堪えられず、一一年四月一日、吉久・南方・上林・井内・則之内・河之内で組織する組合六か村で、県にその負担軽減を嘆願した。当時、愛媛県では地租改正のための調査が行われた。

ていたときでもあったので、権令は四月八日付で見奈良の地租平均規準が、反當六斗三升一合であったのを、五斗四升八合に軽減することを命じた。

修築はその後、明治一八年（一八八五）六月にも実施されたが、大正八年（一九一九）になって恒久的な施設としてはという内部の声が高まり、従来の松板を代え、石材を用いて暗渠をつくることとしたのである。なお、このとき吉久との間につぎのような「暗渠改修契約書」を締結した。

### 契 約 書

大正八年参月廿日温泉郡南吉井村ノ出願ニ係ル同郡川上村大字吉久ヨリ幹線重信川ヲ横断シ、南吉井村大字見奈良ニ通スル田養水路暗渠布設ニ関シ、南吉井村

ハ川上村大字吉久普通水利組合ノ間ニ双方関係者ノ熟議ヲ遂ゲ左記ノ条項ヲ契約ス

一 暗渠ノ構造ハ出願添付ノ設計書及仕様書ノ通りト雖モ旧来ノ暗渠養水取入口ヨリ參拾間迄ノ間ニ於テ

毫尺ノ勾配ヲ付シ、其レヨリ下流暗渠ノ天カ旧来ノモノヨリ毫尺低下スル様ニ築造スルモノトス

二 在来ノ暗渠保護用工作物ヲ修復スル場合ハ工作物ノ天ハ暗渠ノ天ヨリ高カラサルモノトス  
三 河底ノ低下シテ暗渠ノ全長三分ノ一以上ヲ（堤防敷地ヲ除ク）ヲ露出シ段ヲ生ズルニ至リタル場合ハ、南吉井村大字見奈良ニ於テ直チニ其暗渠ヲ低下シ、適當ニ改築スルノ責任ヲ負フモノトス。改築着手ハ其事ノ生ジタル日ヨリ必ス満毫ケ年以内タルヘキコト、但シ三分ノ一以上露出セズト雖モ県郡ニ於テ両岸ニ被害アリト認メラル場合ハ改築スルモノトス

四 本契約書ハ四通ヲ作り、両村長及関係部落ニ於テ各壱通ヲ保管ス

右契約ヲ証スル為メ茲ニ署名捺印ス

大正八年七月拾四日

温泉郡川上村大字吉久

普通水利組合委員 相原太郎

同郡南吉井村大字見奈良

区長 池川 勝信

同郡川上村長 松木 喜一  
同郡南吉井村長 東 沢衛

## 同郡南吉井村大字南野田

立会人

東村縫治郎

かくして見奈良暗渠は、大正八年にこの契約に従って完成した。見奈良は、この半永久的な埋樋の完成で長年にわたって難渋してきた用水から解放され、南吉井地区では最も恵まれた水利環境地区になったのである。

## 〔1〕見奈良の余水と田窪

ところで、見奈良の余水は、どうなっているのであろうか。これを利用する下流部落との関係をみてみよう。

はじめに、すぐ下流の田窪との関係はどうだろうか。田窪が見奈良の余水を受益しているところとしては「畠田分」と「甚兵衛分」と呼ばれる地域がある。この両地域は地形的に田窪専用井手よりは高所にあるため、その井手からの灌漑は不可能となっている。そこで見奈良の余水を受益しているわけである。

1 畠田分 まず畠田については、その灌漑面積一町七反四畝二歩の小地域で、用水については、平水の場合は見奈良の本田と全く同等の扱いをうけているのであるが、渴水時には、制限されることになっている。すなわち、見

奈良が「懸溜」となると、畠田分は「切添水」となり、また見奈良が「切添水」になれば、畠田分は配水が中止されるという慣行が行われているのである。なお、水利費は毎年反当一斗二升が支払われている。

## 2 甚兵衛分

次に、甚兵衛分の地域はその面積が三町九反一畝六歩あり、用水は畠田とは異なり旱潤を問わず、見奈良の本田と全く同等の扱いをうけてきていた。しかし、大正四年になって、見奈良が水利費の増額を要求したことから、田窪はすでに見奈良から、この地域の水利費米代を買得している部分もあり、これについて、見奈良の態度が不明瞭であるというようなことが問題となり、両者の間で紛争があった。温泉郡長（中野淑人）が仲裁にはいり、一応、経常水利費として、玄米三升五合を添加して、反当一斗五升五合とし、見奈良も田窪に売却した水利費米代のあることを確認し、この分を控除した、七斗七升をも加えて見奈良に支払うことで解決した。また、甚兵衛地域に配水する用水路および水源の修築については、協議のうえ共同施業とし、その費用は関係田面の反別割として、田窪においても負担するということで解決された（「裁定書」）。

」。

以上が田窪との関係であるが、次に配水井手を中心にして、牛淵・南北両野田および南高井との関係をみてみよう。

3 配水井手（大落水の制度） 見奈良の余水を落す「配水井手」を付設したのは、文久元年（一八六一）である。また、この井手は、牛淵・南北両野田および南高井への補助水路でもあった。すなわち、重信川を隔てた川内町の各部落からの「大落水」を吉久で受け、これを見奈良の埋樋を経て、見奈良の余水をも含めて流したのである。

この大落水というのは、「雨谷大落御配水」といつて、川内町にある河之内の雨滝堰、則之内の久米郡領堰、南方の「二之堰」などの用水を切り落とし、これを一度表川から重信川に流し、後述する田窪牛淵・堰三か村堰から取水して配水する制度であった。ところが、その水路が長いため用水は途中で大部分が消失したりして、しばしば水論の原因ともなつたりした。そこで川内町の各井堰からの用水を吉久でまとめ、これを見奈良の埋樋を通して流すことにして、配水井手を付設したのである。

だが、この配水井手からの用水も、牛淵までは取水は容

易であったが、これより以西の下流の南北両野田・南高井には、この用水を取るための専属井手が設けられていなかつたので、他の既設の井手を利用して流さなければならなかつた。しかし、これは用水が減少することになり、労力が多い割りに、その利益が少ないと、牛淵より下流の三部落は、明治一〇年頃になって、水利権を放棄してしまつた。水不足に苦しむ牛淵も、最近ではその権利を放棄しているのである。

そこで、いまはこの「配水井手」は、全くの「廢水井手」となってしまったのであるが、かつてこれを利用していた当時の水利慣行は、元治元年（一八六四）一二月に郡役人が裁許した「配水井手定書之事」に記されている。

## 〔3〕田窪・牛淵上井手地区の水利

この両地区は、用水系統を共通にして重信川の地表水および伏流水を利用して灌漑している。また、この地区には鎌倉初期に伊予の国守河野氏の御家人衆であつた田窪太部高房なる人物がいたということからみて、開発の時期もかなり早かったものと思う。

さて、現在この地区の用水には「田窪牛淵井堰」「柳原

泉」「柳原掘貰水門」などがある。これらの施設がある地域は上重信橋付近であるが、重信川扇状地もその扇端の部分にあり、表川、および林川からの地表水も網状に流れ、また、伏流水も浅くなっている。そのため、この両地区の施設のほかに牛淵・南北両野田地区の三ヶ村井堰や水門もその下流にあり、対岸には下林・上村・津吉地区の取水施設なども存在しているのである。しかし、この両地区の場合、これら施設の最も上流にあるため、取水には比較的有利な立場にある。しかし、用水を独占するということでも下流特に対岸地区との間に、たびたび紛争を発生させたこともあつたようである。しかし、その関係史料等古いものについては、ほとんど散逸しているため、その間の事情等くわしいことは不明である。

### 1 田窪牛淵井堰 そこで、まず田窪牛淵井堰からみてみよう。

この井堰は、おそらく田窪、牛淵の部落創設の頃からのものと考えられる。史料の上では、文化一〇年と一一年（一八一三～一八一四）に洪水があり、田地および取水施設などが流失してしまったことによって、対岸の下林と水

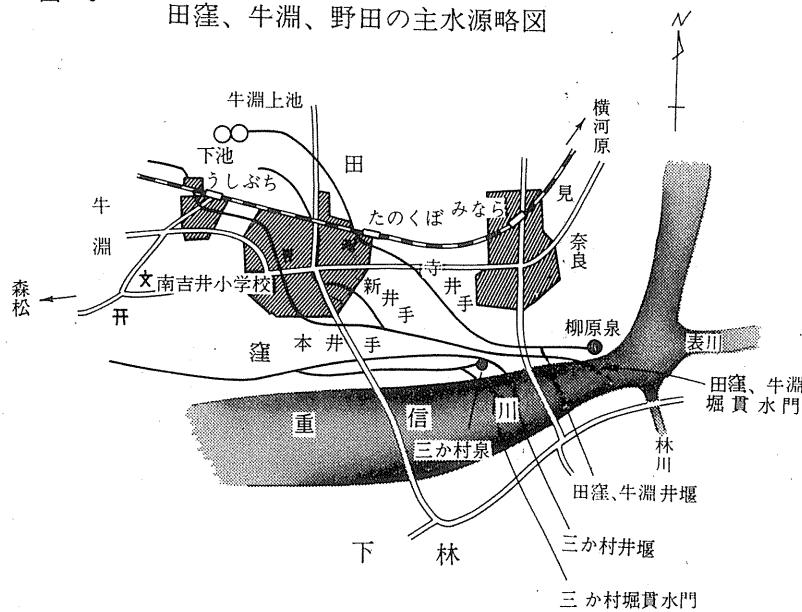
論を起こしたことがあつた。当時、下林には三奈良神社の北側、（現在は重信川が流れている）に田地があつた。これが洪水で流水の浸蝕をうけて全く流失したのである。そのため下流にあつた閑枠は流れ、土砂によって川の瀬筋も変化し、旧来の分水秩序が全く乱されてしまったのである。双方はこの無秩序状態の中で我田引水を主張してやまなかつた。郡役人や代官所が仲裁にはいり、一応和解が成立したが、対岸の下林地区は下流であるため用水は必ずしも十分ではなかつた。

そこで下林地区は、これより一〇年後の天保三年（一八三二）に下林の谷を利用して「通り谷池」を新築したのである。この池の築造にあたつては、下林の内部にも現在「開発」と呼ばれる地域があり、文化年中の頃からしだいに開発されて、そのための用水が必要になつたという事情もあつた。

ところで、この通り谷池の築造にあたつて、代官所はこ

れを郡普請事業とし、当時の浮穴郡下の各村々からの出夫を命じた。そのときの動員延人数は一一、六七七人であったと記録されている。

図-8 田窪、牛淵、野田の主水源略図



この「通り谷池」の新築は下林の用水を比較的潤沢にさせることとなつたので、代官所はあらためて重信川の取水について、天保三年六月つぎのような裁定を行つた。  
一、大川筋田窪牛淵閑籠両野田牛淵三ヶ村閑籠共南岸根江閑付檜木又水助兼水南岸より閑表江落込候分北村江取方可仕事  
一 田窪牛淵閑籠より上之林川裾迄之間水取片籠据方勝手次第之事  
但右同断  
一 志茂林上村津吉三力村井口江北三ヶ村閑籠より下モニ而水取候儀者不苦泉坪掘候儀者堅仕間敷事  
一 舟濃田牛渕三カ村井口江田窪牛淵閑籠より下モニ而水取方勝手次第之事  
但右同断  
一 志茂林上村津吉三力村井口江北三ヶ村閑籠より下モニ而水取方勝手次第之事  
但右同断

これは、重信川における下林の取水権をある程度制約したものである。つまり下林の桧木又水（三奈良神社上）助兼水（三奈良神社下）などをいつたん重信川に放流し、そ

れを南岸根にある水路にまとめ、門樋で下林が從来は取水していたのであるが、この裁定でその権利を放棄させられたのである。そして一方、北岸の田窪牛淵堤と両濃田牛淵井堰は、南岸根まで閑籬を施設することが許され、取水権が拡大されたのであった。この場合、田窪牛淵堤は片枠や柴や土俵で閑止めし、減水になれば堰表へ土砂を盛り、漏水をなくす措置ができるようになつた。



上重信川橋付近  
右・柳原堤防  
(左・三奈良神社、水源地密集する)

## 2 柳原泉・同堀貫水門

しかし重信川の流水も川床の上昇と関係して減少の傾向にあつたので、この田窪・牛淵上井手の両地区の田地を灌水することは次第にむづかしくなつてき

所であり、共同施設として管理運営をしてきたのであるが、この用水を流す水路は田窪の所有になつてゐる。従つて、下流の牛淵上井手地区は、当然用水に制約をうけなければならなかつた。その制約とは「四ヶ一水」といわれる制度である。なおこれについては後述する。

牛淵上井手地区の用水源は、こうした関係で、これらの共同水源のほかに、独自の用水源を一方で求めなければ、用水は常に不足する傾向にあつた。つぎに牛淵上井手地区が、その用水を求めてきた足跡をみてみよう。

### 4 上野上池

まず寛文七年(一六六七)に「上野上

池」を築造した。その池床は一町六反一畝余歩もある。しかし、この池は水溜りが悪く、享保六年(一七二一)に改

めて修築したのであるが、用水の溜り状態は思わしくなく

約百年ほど放置されていた。そしてまたあらためて文政二年(一八一九)に修築したが、北側堤塘の根元からの漏水

が多くて貯水意のとくならず、天保八年(一八三七)に

問題の北側堤塘を南に改築し、じつに一七〇年目にして完

成したのである。ところが、大正五年になつて中腹の部分に小穴を生じ、約五間が決済し、そのため貯水の七割を失

た。すなわち、新しい水源を必要としたのである。

そこで、明和七年(一七八七)に柳原泉が掘られたのである。この泉は重信川の伏流水を利用したもので、重信川土手筋に掘られている。しかし、この泉を最初掘ったときは湧水量が少なく、用水として両地区を満すことは到底不可能であった。そこで寛政一〇年(一七九八)に、泉床を変更して現在地に掘りかえられた。その後、文久二年(一八六二)に重信川が氾濫して、埋没したことがあつたが、明治六年(一八七三)になつて、やっとその半分を復興することができるなど、かずかずの苦労が秘められている。

なお、中予資料(伊予史談会蔵)に「代官普請ニテ明和七年試掘スルモ湧水ナク、二十五年後ノ寛政六年位置ヲカエ再掘、九年後完成」とある。

このほかに、両地区は天保一〇年(一八三九)に柳原堀貫水門(暗渠集水)を掘った。これは重信川床を掘り割り暗渠式に石垣を積み、上に石蓋をのせてその上に土砂をかぶせて伏流水を取水するためのもので、当時としては大工事であった。

### 3 四ヶ一分水

さて、両地区の主水源は以上の三か

つたことがあつたが、直ちに修築し、現在に至つている。

### 5 寛文一年の潰池

寛文一年(一六七一)にも

六反八畝二六歩の池床をもつものを築造したことがあつたが、これも水溜が悪く、元禄四年(一六九一)になつて代官所の指図で取り潰し、新田とした。

### 6 上野泉

安永七年(一七七八)部落内上野地域に

泉床および水路を併せて五反二畝の「上野泉」を掘つた。

当初は湧水量も多かつたが、次第に減少してきたので、大正四年に泉を掘り下げ揚水機を設えた。

### 7 堀池の「新泉」

寛政三年(一七九一)堀池と田

窪境に新泉を掘つたが、湧水量が少ないので、十三年後の文化二年(一八〇四)になつて潰してしまつた。これについて、当時の記録に「上野泉土用十四・五日シカ出水ナキニヨリ、寛政三年亥年田窪牛淵境ニ泉掘リ始メ……湧水少ク取潰シ候。三反余ノ事故御年貢米年々上リ候テハ、堀入用役、潰入用役等ニ凡ソ十五年間ニ千俵入候次第二之れ有り候。水ハアテニ成リ申サズ」(中予資料)とあり、当時の世話役をして嘆ぜしめているのである。

### 8 水木泉

天保五年(一八三四)村普請にて志津川

に「水木泉」を掘った。この泉は、さきに述べた旧北吉井村樋口にある菖蒲堰用水に代って掘られた泉であった。文政二年（一八一九）ころから菖蒲堰用水は常に不足がちとなり、たびたび旱魃にあつた。

そこで、北吉井三部落と水論になり、菖蒲堰修築の経費も納めないできたため、天保年中になつてその水利権を完全に放棄したかたちになつてしまつたのである。水木泉はその後大正七年に、志津川との間に水論があつたとき、南吉井村長の仲裁で、「泉水ハ如何ナル事由アリトモ天然ノ流水ニ委シ機械其ノ他人工ニ依リ汲上げヲ為サザルコト」という契約をとり交した。その後時代の進展により、仲裁内容も改善され、水路も昭和四一年、旱害恒久事業としてコンクリート三方張りに改修し、利用度も高まり、現在に至つている。

**9 上野下池** 明治九年（一八七六）に村普請で「上野下池」が築造された。この用水は牛淵の伊賀分、上樋、二本木、横畠、下樋の一部など二町歩に灌水するためのもので、上野上池と共に志津川の余水などを貯水していた。大正三年になって牛淵は田窪と協議して、重信川筋の

その要領は、牛淵の用水が不足したとき、上流の田窪が中落水を実施することになつてゐるが、これをしてなお牛淵に用水が流着しないときは、牛淵の役掛りが田窪役掛りに交渉をして、四カ一水の実施の日取りを決定する。そしてその実施は第一回目は日の出から日の入りまでとし、第二回目は四日目の日の入りより翌日の日の入りまでの一日一夜分水する。そしてその後降雨もなく用水がなお不足を続けるときは、四日に一度ずつ継続実施することになつてゐるのである。また、継続中に降雨があつて用水があるのである。また、継続中に降雨があつて用水があるのである。なお牛淵は田窪専用井手を使用させてもらつていて、井手浚えをしたりするとなつてゐるが、これらの経費はすべて牛淵持ちで行うことになつてゐることで、毎年玄米による賦米二二石五斗八升一合を田窪に支払つてゐる。

ところで、この四カ一水を実施するときは、共同三水源の水はすべて喜作井手、新井手に集中させ、もちろん田窪が取水する用水はすべて中止されるのである。第一回目のときは、田窪の井手水口は「砂留」とし、第二回目以降は「苦留」にすることになつてゐる。そしてこの実施中には、各水口に番人を付け、用水の不正使用を防止することになつており、この四ヶ一水実施の費用はすべて牛淵の負担であつた。

田窪牛淵井堰、および柳原泉の用水を流す喜作井手（寺井手）から取水することになり、田窪と見奈良の境界二本松地点から、下流の井手を拡張することにしたのである。その工事費はすべて牛淵が負担し、井手筋拡張分の敷地賦米は玄米で一石二斗二升四合を田窪に支払つてゐる。またこれに関連して、伊予鉄道線路の橋梁をも拡張する必要ができたので、この場合は田窪牛淵がその工費の一半を補助することとし、大正四年にその改築がなされた。こうして上野上、下池に貯水された用水は、以後牛淵のいずれの地域にも灌水することができるようになったのである。

以上のとおり、牛淵上井手地区は用水には昔から難渋し続けてきた。そんなわけで、明治の中頃まで用水不足のため稻作をあきらめ、棉作にかえていたこともあつたほどである。

**10 「四カ一水」の分水慣行** 牛淵上井手の用水については、井手筋が田窪所有のため、「四カ一水」の制約をうけているということは前に少し触れたが、この制度は寛政一〇年（一七九八）に柳原泉が完成したとき、代官舛柳忠次の裁定でとりきめられたものである。

田窪・牛淵上井手共同水源の井堰、水門、泉の修理や井手浚え等の管理運営については、田窪が五分五厘、牛淵が四分五厘を負担することになつてゐる。田窪所有の幹線井手筋から牛淵の田面に配水する支線、すなわち、本井手筋からの下野井手や新井手からの股井手および太郎丸井手などについては、毎年春まえに田窪の同意を得て、その洩水を防止したり、井手浚えをしたりすることになつてゐるが、これらの経費はすべて牛淵持ちで行うことになつてゐる。なお牛淵は田窪専用井手を使用させてもらつてゐることで、毎年玄米による賦米二二石五斗八升一合を田窪に支払つてゐる。

**11 出口泉・太郎丸泉** 南吉井村水利調書に「当部落（牛淵）ハ降雨頻繁ナル年柄ハ格別トシ、古来ヨリ旱損在所トシテ地方ニ名アル程ノ水利乏シキ土地柄ニシテ、明治前半マデハ田地総面積ノ二割乃至四割ハ綿花ヲ栽培シ、自ラ水利ノ調和ヲナシティタルモ、農家経済上コレヲ廢作シテ稻田ノミトナシテヨリ、益々養水欠乏生ジ……常ニ多少ノ旱害ヲ蒙ラザルハ稀ナリ。」とある。

また明治二七年の「八木仁平覚書」に、

「昨年ハ四月末（旧暦・以下同じ）マデ平常ノ降雨アリテ、五月一五、六日マデニ田植終リタレドモ、日照打続キ水論コレ有リ。五月二三日ニ下池抜キキリ、

上池ハ二八日ニ抜キキリ、水木・上野ノ両泉ハ六月二入りテ更ニ出ズ。飲水ニスラ困リタル年柄ニテ、吉久

・見奈良水、四ヶ一水トレド大旱ニテ困窮シタルニ、本年マタ如何ナル年柄ニヤ。春ヨリ雨少ク麦ハ上作五

俵ヲ得タルモ、苗代乾キ苗枯レルモノアリ。…六月二七日植工終ル。八月ニ入り惡虫生ジ、稻、畑作ニ至ル迄ミナ喰イタリ。コノ虫「クロンボ」ト言イ、秋齋

麦（稻の植付け不能田に栽培したもの）ニ植付タレドモ此ノ虫ハ根ヲ喰ヒ切り、手早キ人ハ二度迄モ植付タ

リ。八月一一日ヨリ雨降レド右ノ如キ凶年故、上井手掛リハ早植シタル一分植ガ一反ニ五斗位実ノリタルノミニテ、綿マタ宜シカラズ…」

とあり、旱魃の悲惨さをうかがうことができる。後述するが、北野田とともに牛淵上井手区は、水源探求の歴史を繰返し、川内町吉久の山の神谷池、五ヶ村泉、西岡播磨塚の牛淵池を確保したものの、地形上導水井手なく前述の菖

蒲井堰水と同じく権利放棄または譲渡している。

大正期になって地下水を機械揚水することによつて、この用水不足を克服しようと、同三年「宮の東泉」（下井手）「出口泉」を掘り、同五年完成。さらに昭和九年の大

旱魃による苦難の体験から「太郎丸泉」「戌亥泉（下井手）」の揚水泵を掘り、次第に改善されていった。

## 12 前川新田の水利

つぎに前川新田についてみておこう。この前川新田は拝志大橋の北岸、田窪地区内の堤防横にあり、開拓前は一帯が松林であった。開拓者はこの地域を所有していた地主東澤衛他二名で、大正初期の開拓である。

ところで、この新田開発に伴ない、その用水が問題となつてきた。開発者らは大正四年（一九一五）一一月に南吉井村長をはじめ田窪・牛淵・南、北両野田の各区長らに泉の新設を申請した。そこで協議の結果上流の既設用水は一切使用しない。また新設の泉が下流の牛淵、南北両野田の用水施設や井手筋に減水の影響を与えていたと思われたときは、「無条件で三部落の指示に従うこと」などを条件とした誓約書が取り交された。つまり、前川新田の用水は、

田窪部落内にありながら、阻外されて地区外扱いとされたのである。水利権といふものは、このように古来排他的な性格を当然とされて來たのである。

## 13 大正井堰

前川新田の用水は、この新泉からだけでは不足する傾向にあつた。そこで、大正五年三月一日に開発地主らは、南吉井村長に立会を依頼し、関係部落の地主および人民総代らに、重信川から取水する井堰を設けたいとの申し出があり、協議がもたれた。その結果、次のような付帯条件がつけられ、大正井堰の新設が認められた。

すなわち、三ヶ村井堰裏から下流三十間以内での重信川の瀬堀や瀬寄せなどをしてはならないこと。また上流の既設の用水施設の引用水を、たとえ前川新田関係者でなくても、その取水を妨害するようなことがあれば、大正井堰の取水を二昼夜にわたつて中止させるというようなことである。要するに、前川新田は田窪にありながら、下流の各部落の既得取水権が優先し、用水の支配権をもち、この大正井堰は常にその従属支配を無条件に受けなければならないとされたのである。さらにもう、この大正井堰には大正六年六月二〇日に対岸の下林からも異議が出され、用水不足

の事態が生ずれば、これに対しても制約（「協定書」）作成）をうけなければならないことになったのである。

## 四 牛淵下井手・南野田・北野田地区の水利

この三部落の地区は、重信町の中でも用水不足の深刻なところである。故老の話では、最近まで、三年に一回は旱損をうけたといふ。その理由は、用水源の水量が少ないということ、また水路が粗悪なうえに距離が長いため、途中で用水の何割かを地中に浸透消失すること。そのうえ、灌漑面積が非常に広いことなどにあるようである。

三部落の用水源というのは前述のとおり重信川流水に依存した「三ヶ村井堰」「三ヶ村泉」「三ヶ村堀貫水門」などである。そしてこれらの用水は、「野田井手」を流れ「勇才分股」で牛淵下井手地区と南北両野田地区とに分水され、南北両野田地区は、「白石分股」でまた分水されて灌溉されているのである。もちろん、これらの用水だけでは不十分なので、各部落は、それぞれ独自に補助水源としての湧泉を所有している。すなわち、「滝沢泉」・「播磨塚池」・「野中泉」・「砂崩泉」などが、その主要なものである。

つぎにこれらの用水の歴史について、まず三ヶ村井堰か

らみてみよう。

1 三か村井堰 この井堰が設営された時代は不明で

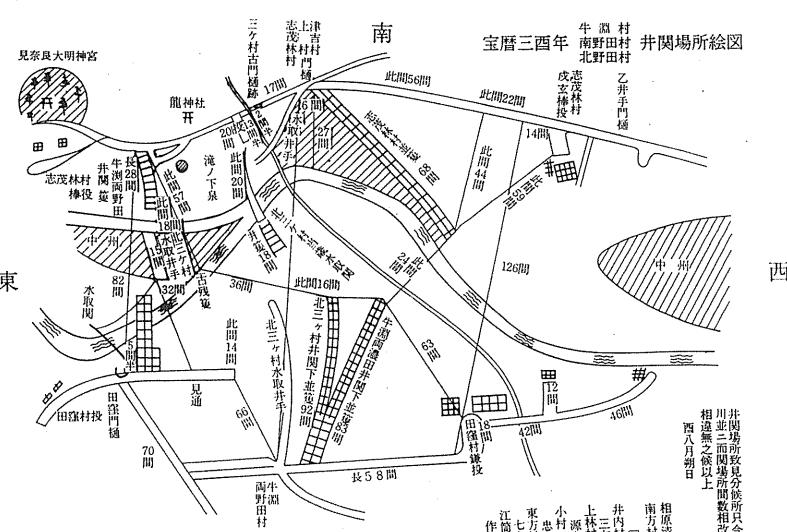
表川・林川の支流からの流水もあり、網状に瀬筋をつくつて流れていた。周知のように、この地域には、上流に田窪牛淵井堰、対岸に下林・上村・津吉が共同管理する「がろう門樋」などが集中してて、その取水は、それぞれ古くからの秩序慣行によって行われていたのである。その要領は、三か村井堰は、重信川が瀬筋をつくつて流れている流路の所定の場所に、「閑切場」を設けて流水を止め、これを井口まで溝を掘つて導水する方法であった。もちろん瀬筋は洪水によって移動することもある。しかしその場合でも、閑切場を許可なく勝手に移動変更することは禁止されていた。なお取水については、地表水の全部を取り入れてもよいことになっていた。また、このほか重信川南岸根の川床にある「滝ノ下泉」の湧水も、三部落の所有になつていて、この用水も井堰から取水することができた。ところ

して いる も に か か わ  
ら ず、 閑 切 場 を 接 近  
さ せ れば、 湧 水 は 伽  
藍 口 閑 樋 場 所 よ り 下  
流 に し か 流 れ な い こ  
と に な る。 水 論 は こ  
の こ と に 原 因 し て 発  
生 し た。 この 年 は 郡  
役 人 ら が 仲 裁 に は い  
り、 一 応 解 决 をみ た  
の で あ る が、 そ の  
後、 再 度 異 議 の 申 立  
が あ り、 翌 宝 墓 四 年 に 代 官 所 の 裁 定 と な つ た。 ま ず、 三 か  
村 井 堰 に つ い て は、 次 の こ と が と り き め ら れ た。

七五（）におこつている。

2 滝ノ下泉—宝暦三年の水論 この年に洪水があり、重信川瀬筋が変更したために、三か村井堰の閑切場を勝手に移動させたことがその発端である。従来瀬筋は北側土手根を流れていて、上流の田窪牛淵井堰が設営している並籠の先端の付近で閑切場を設け、取水していたのである。洪水は瀬筋をこれより南側に移動させたため、三部落は、その閑切場をずっと下林側の伽藍口門樋に接近させて設置した。しかし、これは伽藍口門樋にしてみれば、地表水を全部取水されることになり、その漏水と湧水とに期待

— 9



があり、翌宝暦四年に代官所の裁定となつた、ます、三か村井堰については、次のことがとりきめられた。

北三ヶ村井堰場所之儀並簾御代官所迄取除ケ候分  
前々之通書出ノ可申

水取関之儀、閔切ニ候後者、唯今迄之通可致候

## 上差図可有之事

但闕打越水之儀者南三ヶ村江前々之通取候様申付候

一 滝ノ下泉水前々之通取可申事

但闕下泉水前々之通南三ヶ村江取候様申付候

一 がろう口門樋北向ニ居有之候得共、只今迄之場所其俟ニ而此度前方之通東向ニ居させ候事

一 戊亥大石投裏ニ有之門證門樋之儀者北三ヶ村井闕右

遙下モニ有之候得者、相障申儀有之間敷ニ付其俟差

置候様申付候事

一 川瀬南岸根江付候儀茂有之候ハ、滝ノ下南三ヶ

村取來リ候根水之分者差遣可申事

右被御渡候趣承知仕奉畏候 以來聊及論諍候儀申出間敷候 為後日御請書印形仕差上申候 以上

宝曆四戌年三月十一日

(以下略)

またいっぽう、下林・上村・津吉の三部落に對しても、次のような裁定があつた。

南三ヶ村江

一 近年新規ニ出来候御普請場殊に右取崩候様可申付

候得共無益之筋ニ茂候得者先其俟差置候事

一 及渴水候節北三ヶ村闕下ニ井手形等仕間敷事

右被仰渡候趣承知仕奉畏候、以來聊及諍論候儀申出間敷候。為後日御請書印形仕差上申候。以上

宝曆四戌年三月十一日

結局、これは從来からの慣行を尊重し、基本的な事項として、重信川瀬筋が変更した場合、闕切場の設置については、代官所の差圖に従うべきであるということであつた。そして南岸の伽藍口門樋の位置を一七面西下流に移転させ

門樋の向きを北向きから東向に変更させるというようなことであった。ともあれ、この裁定は、水論を円満解決することになり、その後の判例ともなつたわけである。この事件から六〇年後の文化一〇年、一一年（一八一三）一四）の大洪水に、下林の三奈良神社の北側の田地が流失したことがあり、このため重信川瀬筋が替り、滝ノ下泉は埋没滝ノ下井手も失うというようなことがあつた。流水の混乱甚しかつたが、このときにも、この裁定の趣旨が生かされ、

大規模な水論もおこらず平穏裡に解決されたのである。

## 一 志茂林村並築御代官所右取除候分為居候事

一 がろう口門樋有来之場所右拾七間下モ江北向居候得共前方東向ニ居有之候得者右門樋唯今之場所ニ而北三ヶ村井闕右遙下モニ有之候得者北三ヶ村養水ニ

東向ニ居可申事

一 戊亥大石投裏ニ有之門樋之儀唯今迄之通可致候 尤瀬筋付

替リ候節者御代官所江申出差図請候様申付置候事

但闕打越水余水之儀者南三ヶ村江前々之通取可申候

一 北三ヶ村水取闕前々之通北三ヶ村江取候様申付候

尤闕下泉水之儀者前々之通南三ヶ村江取可申事

一 川瀬筋南岸根江付候儀茂有之候者、滝ノ下泉水取來候根水之分者、南三ヶ村江遣シ可申事

一 戊亥下タ門樋先年定法帳ニ有之候得者、唯今無之

二付定法帳相除候事

一 近年新規ニ出来候御普請場殊ニ右取崩候様可申付

候得共無益々之筋ニ茂候得者先其俟差置候事

側之分泉坪江者此度石垣ヲ築候故、向後是ヲ境ニ致、井手筋ハ三尺通道ヲ付、右道之北江石積候ニ付、向後是ヲ境ニ相定候。右井手南側江ハ泉坪之分并井手筋共砂置所此度間數相定右境江式拾間ニ壱本ツソ柳之木ヲ為植向後是ヲ境ニ相定之事」など七か条にわたって規定をしたのである。

三か村はこの泉の完成で、用水はまだまだ不十分であつたが、大きな恵みとなつたのである。ところで、先述したふうに、田舎の二つの水路「一ノ谷川」と

三か村はこの泉の完成で、用水はまだまだ不十分であつたが、大きな恵みとなつたのである。ところで、先述した

この作付は三か村の自由としたのである。

卷之三

か村泉の用水を補助するためて設営されたもので、天保一〇年（一八三九）、上流に田窪・牛淵上井手が共同で完成了柳厚堀貫水門と同じ年に完成したのである。

流失したものを再開発して耕地としたもので、客土は薄く、砂礫が多いことから、用水の浸透性がひどく、面積（

六反余)の割合にして多量の用水を必要とした。しかも、この土地は三か村泉州用水を自由に灌水できることから、この土地への灌水は三か村にとっては用水量の減少という重大な問題となってきたのであった。つまり、水論の原因はこんなことについたのである。両者和談の結果、この川成起の田地を陸田(畠地)に書き改め、「田窪村割木本井口川

使用している。

故老の伝承によると、北野田の庄屋橋並右衛門が、この三か村下流地域、特に北野田の用水が常に不足し逼迫するので長年にわたり重信川床の調査をし、この計画を思ひたつたのだという。並右衛門は基礎調査を終ると、早速代官

所の裁許を得て、この工事にとりかかつた。なおこの顛末については、史料が全く散逸していくので、これで済むことはないが、南・北両野田の農民は、今も橋並右衛門の功績をたたえ、その墓に参詣する人が多い。

は、通称「野田井手」を流れて、牛淵にある「勇才」分股で、まず牛淵が分水をうけ、さらに、その本流の南野田にある「白石」分股で、南北両野田が分水をうけている。その割合は、原則的に三部落が平等に各三分の一づつ取水することになっているのである。しかし、用水量はその時々によって増減があり、また牛淵のようく勇才分股地点よりも上流に取り入れの小井手などもあり、分水は必ずしも簡単には実施されがたい状態にある。そこで、まず勇才分股からみてみると、

二四

（一八六四）七月に代官服部次郎太夫が裁定したものによつてなされたものである。すなわち、この年に用水が減少し、上流の牛淵が、一方的に用水を独占するという優越的支配権行使したことから水論となり、その事後処置として、「兩濃田牛淵三ヶ村養水勇才分股諸仕成之事」という代官の裁定書が定められた。

これによると、分股か所の井手の構造を左図10のように改めて、「三ヶ村三ツ割正路分水」を申し付け、次のように

三部落の共同用水



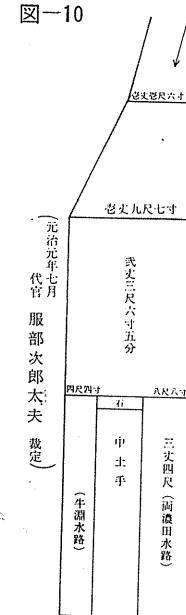


図-10

すなわち、流水が平水であるときは、分股頭の三角門樋をあけて、石盛閥を設ける程度の措置をして、それぞれに適当に取水ができることになっているが、減水で南北両野田の田面が用水不足を訴えると、その事情を調査して、この分水規定に従つて「裁許水」を実施するのである。その要領はまず分股から上流で牛淵が洩水や留水をしたりしているのを中止し、図示しているように、三丈四尺の分水井手と羽口から上流の長さ二丈三尺六寸五分、幅一丈九尺七寸の部分の井手底を平均化して流水の強弱をみはからいながら、牛淵へ三分の一、南北両野田へ三分の二の水量を分水（三ツ割正路分水）するのである。ところで、この分水実施中に降雨があつて流水が「笹濁」すると、牛淵は三角

門樋をあけて自由に取水できることになっている。しかし、その流水もしだいに澄み切つてくれば、再び三角門樋はおろされ、裁定の三等分の用水分配となるのである。また、この実施中にこの分股所の上下流の小井手から牛淵の田に用水を引くときは、牛淵側の分水路に「分木」をたてて加減することになっている。南北両野田側水路にあっても、その不備から牛淵田面に用水が漏れているときは、すべて南北両野田での修理をすることになっているのである。

以上が、勇才分股で用水不足時において実施されている分水の方法である。つぎに南北両野田の用水が、白石分股で再び分水されるときの事情についてもふれておきたい。

**白石分股** このところにおける分水は、寛政二年（一七九〇）九月に、北野田がこの地点から上流に分水井手をつけ替えたときに代官金子文右衛門が裁定してなされたものである。すなわち、その方法は、平水時には、両部落が取水する井手の幅を同一にし、分股点から下流へ八間の長さ井手底を均一にした土台を据え、分股の先に三角形の石を据えつけ、用水が等分に折半されるようになっているのである。そして、この三角石に狂いが生じたりしたとき

は、郡役人立会のもとで復元されることになっている。しかし、緑水の場合には南野田が六分、北野田が四分をそれぞれ分水することになっている。その場合の分水要領は、土俵一つを一分とし、俄水がきた際は、三角石の北側に土俵を二重に積重ねて分水し、水が笹色になればそれを取除く定めである。またこの方法は「大落水」や「裁許水」の場合にも実施された。もちろん、こうした処置の実施にあたっては両部落の組頭や作改立合いのうえでなされたのである。

すでに述べたように、三部落共同用水の分水は三部落は同じ三分の一の取水権利をもち、その上に専用水路をもつていた。田窪・牛淵上井手共同用水は、牛淵が専用水路をもたないために、前述の「四か一分水制度」をとり、しばしば紛争を生じたのと対象的である。

しかし、専用水路をもち、条件の良い三部落共同用水の分水も、旱天時には我田引水的な定書解釈をなし、少しでも有利に水をとろうとして、幾度か紛争をおこしている。例えば明治三〇年六月の海南新聞の記事によると、

「六月二六日、南吉井村大字南野田・北野田と同村牛淵

とは、一昨日來水論をおこし、不隠な状況のため、温泉郡役所より書記出張し、同村長と分水の事に付き協議の上処置をなしたれども苦情百出し、夜に入れば争闘するやも知るべからず有様なるにより、松山警察署の巡回部長は六名の巡回を引率し、注意のため出張せりといふ。右の水論は、三部落の田地養水で大字田窪の池水（泉水の誤り）分配上より起りしものなりといふ。

二七日 牛淵・野田の水論は、一昨々日夜に入りて集合の人益々加わり、互に砂石を投げ合い、負傷せしもの数一〇名に及べり。松山警察署より、まず七名の巡回を出張せしめしも、これにては鎮撫方しかねる模様なりしを以て、引き続き多人数出張せしめたりといふ。」

とあるように、勇才分股で牛淵・両野田農民が負傷者を出す水論をおこしている。基本的な分水の協定事項等については、いずれも異論はないものの、分水過程における少しの手違いや疎漏が、直ちに水論をおこす要因となるような危機をはらんでいたのである。

泉（いざれも重信川北岸で、田窪にある）が三部落の主水

源である。しかし、これだけでは用水が不足するので、このほかに各部落で所有管理する湧泉や井戸を補助水源にあてている。

牛淵下井手地区は、大正二年に「宮の東泉」を掘り、古屋敷をはじめ三二町一反余を灌漑している。また昭和初期掘さくした「横畠泉」もあるが、いずれも揚水泉の補助水源である。

北野田は内川筋に補助水源をもつていて。すなわち、文政七年（一八二四）に設営された「木瓜堰」（灌漑四町二反）、「大地泉」（平松および大地の一部一〇町余）や「宮ノ前泉」、「砂糊泉」、「八藏泉」（大正三年）などである。また北野田全域の補水として、天保七年（一八三六）に旧小野村北梅本に「播磨塚池」を築造し、慶應四年拡張、明治二〇年に腹付工事を行つたが、導水路が悪く戦後になつて放棄した。このほか旧川上村吉久の「五ヶ村泉」もあるが、南方に元禄年中築造した「吹上池」についてふれておこう。

この吹上池は、吉久部落をはじめ見奈良・田窪・牛淵・南野田・北野田・南高井が共同水源として築造した池である。このうち田窪以西の五部落は、この池水を重信川に放る。この年は空梅雨で、見奈良は南吉井村の中で水利に恵まれていた部落であるが、「見奈良モ押田ニシテ一反ニラザル田ニ牛五頭、早乙女二〇人バカリ入り賑シ。押田実ニ三年二年ブリトノ由……」（相原日記）とあるように植付けに苦労した。九月一三日（改元して大正元年）、重信川が異状出水し余土・垣生村の堤防決潰して惨状を呈し、南吉井村も牛淵堤防をはじめ数か所決潰。南野田の主要水源である瀧沢泉も土砂が流れこんで、ついに埋没したのである。

翌二年、五、三五〇円の工費（経費は三年の年賦償還の村債）で復旧にとりくんだ。また、用水不足を補うため、野中泉に二、一七九円を投じて、最新の吸入瓦斯発動機（一五馬力）と揚水機を購入し、はじめて機械力による揚水施設を、また同六年に宮ノ前泉、一二年には大地泉に、それぞれ機械設備をした。大正一三年、および昭和五、九年

流して田窪・牛淵井堰と三か村井堰で取水していた。これが「雨谷大落御配水」といわれるものであるが、文久元年（一八六一）からは見奈良用水と合流して配水井手を通し取水することになった。しかし、南・北両野田と南高井は専用井手がないため、出費と労力を要する割に期待するほど水がこないので、いつの頃か明らかでないが権利を放棄した。

南野田の補助水源は、「瀧沢泉」（若宮の一〇町五反、文化一三年の「定書」あり）、「野中泉」（九町二反）、「二十日泉」があるが、その掘さく年代は不明である。更に大正後期から昭和期になって掘さくした「昭和泉」、「横根泉」・「白石泉」などがある。このうち古い補助水源は重信川寄りにがあるので、洪水の際には部落総出でこれを守つた。

「明治四〇年七月一〇日、昨夜ヨリ雨降リ重信川大イニ出水。午後牛淵ノ堤防決潰、人多ク出デ之ヲ防禦シ、稻田流失セシガ大害ヲナスニ至ラザリ。

「一日 昨夜来ノ雨、夜ニ入り益々激シ、牛淵南堤防破壊ヲ増シ、主トシテ南野田部落ミナ出デテ防禦。幸ニ大害ナカリシモ学校林多ク流失シタリト云フ」（相原日記）

この年は旱魃による大被害をうけて以来、水源確保の必要性はますます高まり、泉を掘り揚水機をとりつけるなど、部落をあげてその備えが整えられるようになつた。すなわち、千田泉、五地泉、宮ノ裏泉、平松泉、昭和泉、横根泉、白石泉などの開発である。これら補助水源によつて水利は大いに改善され、現在に至つている。

7 北野田本郷と新村との水利関係 記録によると南北両野田部落はもと一郷であったが、享保五年（一七二〇）に現在のように分離したとある。その後北野田の農民が出作りをしてここに「新村」を創立した。以来内川筋を境にして北側を新村と呼び、南側を本郷と呼ぶようになつた。

さて、この新村の水利であるが、その主水源は内川筋にある。すなわち、「葛原上堰」と「葛原下堰」がそれである。この井堰の取水方法は、川筋に土俵を積み、その上に、筵などを張つたり、土砂を盛つたりして全流水を取り入れることになつてゐる。

ところが、大正一二年（一九二二年）五月、新村と本郷との間で葛原上堰の閑の仕様をめぐつて水論が発生した。こ

れは内川の川床が低いために取水が思わしくいかず、新村側が井堰の土台を二段に積み上げて取水しようとしたことであった。本郷側は、このような方法をとられると、堤防を浸食し弱化するおそれがあつたので、異議の申し立てをしたのである。

そこで、同年九月、温泉郡長代理和田豊吉の斡旋で、南吉井村および本郷と新村の両委員が立会い、役場において用水その他の件について協定書を取り交わし解決した。

**8 御面雨乞** ところで、一般にこういう泉や池が設営されるようになったのは、時代も相當下ったころのことである。それ以前は、ただ一つの、三か村井堰の用水にのみ依存していたのである。その頃、この地方では用水不足はすべて神頼みということで「雨乞い」神事がさかんに行われた。

この「雨乞い」の神事は各地で執行されていたが、明らかに史料にあるものとして、川之内の雨滝神社と牛淵の浮嶋神社および北野田の三嶋神社が合同して、挙行されたものがである。それは享保一七年（一七三二）五月の「御面雨乞い」の神事である。なおこの「雨乞三面」の由来や伝承に

ついては、他章と重複するところが多いので省略する。  
さて、この神事は、この御面をもって挙行するもので、享保一七年の未曽有の大旱魃に当り、松山藩内一〇郡の代官の評議の結果執行されたものであった。まず、三嶋神社で二夜三日の祈禱を行う。神主は昼夜詰切りで潔齋し、切火を用いて雨を祈った。そして、四日目の辰刻（午前八時）に同社を出発して松前の浜に向ったのである。このとき一〇郡の代官、大庄屋、改庄屋、郷筒、平庄屋、組頭などが参加し、このほか社人、神子、人足など多数の行列を立てていった。松前では御面を仮宮に安置し、潮を汲み、二夜三日ここで祈禱をして、六日目には松前の魚売女（おたた）も加わり、「御本所御用」の赤幟を押したて川之内雨滝神社へ向った。途中松明を燃やし「雨をたもれ滝宮どん」と唱えながら歩いた。雨滝につくと、再びこの御面を祭る。神主は滝に降り「御面映」の神事をして翌七日目の午刻（正午）に三嶋神社に帰社し、すべての儀式は終了した。

これは非常に長い日時を要した神事であったが、その後よく行われたものに、次のようなやり方がある。早朝に太

鼓を叩いて村中の者を起こし、松明を燃して松前浜に行き

潮堀離をとり「御本所御用」の幟をたて「雨をたもれ龍宮どん」と唱えながら雨滝に向う。途中三嶋神社と浮嶋神社に寄つて雨乞祈願をして川之内に行くもので、この方式は最近まで行なわれていた。明治四五年は空梅雨であったが、六月二七日の相原日記によると、「伊予郡松前町ノ漁婦雨乞祈祷ヲ行フタメ行列ヲナシテ三内村河之内ノ滝ニ行クヲ見ル云々」とあり、古式にならつた賑々しい行列の模様がしるされている。

### 9 大割泉水利事件

南吉井村にも水論はしばしば発生した。大正一三年七月に四か一分水の見解の相違から牛淵・田窪の水論、また三か村分水で両野田・牛淵の水論、見奈良・吉久の水論などがある。そのなかで長期にわたる訴訟事件となつた大割泉について述べることにする。

昭和九年は六〇年来の大旱魃であったが、この年八月大割泉で北野田・高井の水争いがおこつた。

この騒動は訴訟事件にまで進展し六年間も争われ、新聞紙面を賑わした大事件であった（野首恒明「大割泉水利事

件」より）。  
 「高井部落民三人を、大割泉で袋叩き」「浮穴村 南吉井村の水争い血を呼ぶ」「北野田の八〇人が、大挙襲撃」「女子供で水汲みや差入弁当炊出し」

これは昭和九年八月二一日・二二日・二三日の海南新聞の記事の見出しである。

記事を要約すると、「浮穴村高井部落では、灌漑水不足のため南吉井村北野田にある高井所有の大割泉へ「ワク」を入れて取水していたが、北野田部落との間に水利争いを生じ、県耕地課へ調停方を依頼していた。ところが、昭和九年八月二〇日午前二時頃、北野田部落民約八〇名が大割泉に押しかけ、その泉を守っていた高井部落民三名を袋叩きにして重傷を負わせた。急報により松山署から十数名の警官が出動して、騒ぎを鎮めた。早速検事が厳密な取調べをしたが、暴行者不明のため、北野田全部落民七〇余名を召喚し、徹夜で取調べ一八名のみは二一日釈放された。当地は稀に見る大旱魃のため、井戸が枯れて飲料水が欠乏し、水田の用水どころか、水の出る井戸へ部落中バケツをさげ

て行列という渴水風景が続いていた。そんななかで、ほと  
んどうとうと、ミヅ、二十一

残る婦女子は弁当の炊き出しと、留置場への差し入れにいそがしく、水汲みは子どもの役目であった。北野田部落民

三〇名にかかる暴力行為等処罰に関する違反事件は、松



### 紛争した大割泉（北野田）

田はそれを不服として、直ちに正式裁判を申立て、その公判でも罰金一、五三〇円の判決言い渡しがあつたが、またまた不服として控訴した。

当時南吉井村長として、この事件を解決に導いた牧末四

昭和五年の旱魃の際、この使用禁止を申し入れたが、降雨があつて軽便動力は中止した。北野田は泉掘さく以来、取水は水車二段立ての取方以外の方法は、認めた事実はない。

この泉へ枠入れを高井が申し込んだのは、昭和五年夏であつたが、北野田は井戸水ならびに水田の旱害に及ぼす影響を恐れて同意しなかつたので、高井は断念した。昭和九年夏、六〇年来の大旱魃に際し、高井は枠入れを申込んできたが、北野田の意向を無視して、ついに枠入れを強行し、紛争を生じた。

八月一〇日 桟入れの際に、その古形が発見されたことから当然の権利であると高井は主張するが、古來よりだれも

梓入れのあつた事實を証明するものもなく、これは高井部落も認めているところである。したがって、この紛争の核

(1) 慣行を無視して水論の因となつた枠を引きあげ、原形に高井は復旧すること

四 拝志地図の水利

この地区はすでにみてきた南吉井・北吉井両地区のように、概して平野部に水田があるのとは異なり、上林や下林の一部のように山の斜面が開拓されて形成された地形もあれば、重信川段丘面を開いてできた水田もあるなど地形的に変化が多く、用水源においても他地区のように、重信川流水にその多くを依存することもできず、流水、溜池、湧水

# 陳述書（要約）

陳氏書  
(要綱)

〔大割泉の深度に関する件〕

発端となつた泉の深さは当時の古文書口碑もなく、全くその真相を確かめることはできない。

明治六年、一六年、二六年、大正三年、八年、一三年、昭和二年、五年、九年等枚挙にいとまがない。そのつどこの農民でも泉の底さらえをするのが常であり、大割泉もその例外ではない。したがつて決して潰れたまま放置して、泉が浅くなつたといふ高井の主張は通らない。

(二)用水取方慣行に関する件

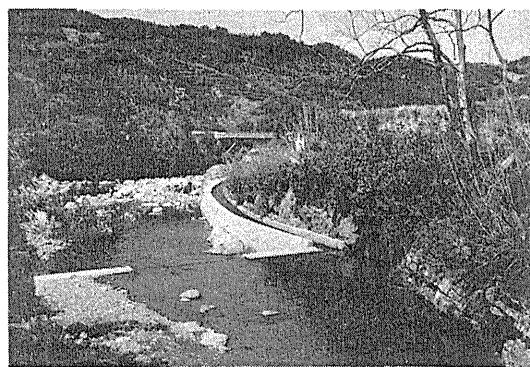
往古は、湧水して流れる水を使用していたが、用水が不足するので取り樋・水車を用いるようになり、いつも物議をかもし、しばしば水論を生ずるに至つた。近くは明治六年北野田は二段立ての水車を認めたが、高井はその後大正八年より軽便動力による取水に変えたという。しかし北野田は、このことについて同意したことはない。北野田は

(4) 取水方法は、旧慣により流水以外の取水をする時は、北野田の同意を得て立ち合いを要することこれらによって争うこと六年に及んだが、昭和一四年、牧南吉井村長は、浮穴村武井村長に調定の申し入れをし、双方和解に同意し、円満なる解決を見るに至った。

(3) 北野田部落に慰謝料を提出のこと

(2) 罷金一、三三八円、費用五二五円を補償すること

この水利事件は、古い約束（定書）や慣行が時代の進展によって改訂を要する過程で、利害相反する両者が自説を有利に解釈、主張することによって起こった過渡期的な紛争であった。



## 2 下林上組の水利

次に、この地区の水利は、上林

路は百足のように走り、荒谷井手・岡井手・友清井手・ゴゼ本井手・五本松井手・山ノ下井手などと呼ばれるものがあり、その各井手の灌漑面積も広いところで一町歩未満という程度のものばかりである。従って、配水も一応「配水係り」というものが配属されてはいるが、比較的自由に引水している。

## 八 輜 壩(上林)

の林川支流からの  
引水といつものは  
少なく、林川本流  
から取水してい  
る。その取水堰お  
よび灌漑地域は次  
表のようになつて  
いる。

主要 壩	灌漑地域	灌漑面積 (町)	補助水源
荒神 壩	八 輜	12	新 池
八 輜 壩			原 池
栗井 壩	横根・定力 伽藍	36	岡 昌 林 池 池
畑 川 壩	五 反 地	4	
河ノ子 壩			
助 兼 壩	助 兼	8	
桧木又 壩			

両地域の用水は、他の地区にくらべて豊富な状況にあ

まず、その用水源は「エジロ谷池」の築造であった。当時、愛媛県は農業生産の増強に精を入れていたため、その補助金として一三〇〇円が支給され、またエジロ谷池井掛

るのであるが、日照、旱魃という自然的災害の被害を全然うけなかつたわけではなかつた。例へば昭和九年の大旱魃の時は、他地区と同様に甚大な被害をうけた。そして、これを契機に用水源の確保や用水管理も、非常時の場合にそなえる体制をつくつたりして、一応の対策は講じたりしているのである。

## 拝志地区の水源別灌漑状況

部 落 名	流 水 掛 り	溜 池 掛 り	湧 泉 掛 り	合 計
上 林	156町 99.3%	(7) 0.7%	0 0%	156町 100%
下 上 組	60町 100%	0 0	0 0	60町 100%
	45町 39%	67町 58%	4町 3%	116町 100%
下 林 村	(0.5) (0.7)	69町 100%	(40) (58)	69町 100%

( )は補助水源による灌漑面積

などと地域によってその利用方法が異っているのが特徴である。そこで水源別に灌漑の状況をみると上表のようになっている。

流川掛けは上林・下林上組および下組の一部に多く、溜池掛けは下林下組、上村の地域が多く、湧泉はそのほとんどが全くの補助水源に過ぎない状態である。特にこの地区には溜池が多く、下林が二三か所、上村に一四か所設営されていて、その有数のものとして「通り谷池」(下林)、「左古谷池」(下林)、「舟川池」(上村)などがある。いずれも地域の新田の開発という歴史的発展の中で設営されたものであって、農民の英知と汗によつてつくられたものである。次に各地域の水利についてみてみよう。

## (+) 上林・下林上組の水利

この地域の水利はそのほとんどを林川に依存している。

この林川の流水は比較的潤沢で、大旱魃を除いては流水が絶えることはなく、またその利用も厳しく統制されることもなく、自由に利用されてきたようである。

## 1 上林の水利

まず上林部落について見てみたい。

この部落は林川の支流である無数の谷川流水を利用し、水

りである友清地域八町六反の受益者から反当一五円を徴収し、計二六〇〇円の予算で昭和一〇年一二月に起工し、翌年四月これを完成したのである。

**3 水利慣行** またいっぽう、大旱魃に対処する水利規約をも設け、配水の合理化をはかるなども行われた。それは次のようなことであった。

- (1) もり水 その一つは「もり水」の規定である。これは用水が不足し、いわゆる地域の言葉で「すそが乾く」ようなことが生じると、用水を水路の上流も下流も平等配水を実施するという規定である。つまり取入口の閥を「あらごる閥」「砂閥」「小石閥」「草閥」と四種に分け、用水量の多少によって、洩水の程度に変化をもたせるというのである。例えば「あらごる閥」の場合は用水が最も不足している状態のときに実施されるもので、多くの洩水があるように関を荒ぐするのである。また一方、用水が不足しているが、その量も比較的多くある場合は「草閥」といって洩水を少なくして取水するというのである。
- (2) 切り捨て 次は「切り捨て」の方法である。これは用水が極度に少なくなつたときに行われるもので、それが利用されていたのである。

(一八四五)に築造されたがどときである。そこでまず重信川筋の水利からみてゆきたい。

現在重信川筋に残る用水取入箇所は「龍神堰」(伽藍口門樋または南三ヶ村門樋などともいう)、「森ノ木泉」(新泉ともいう)、「森ノ木暗渠」(底水門ともいう)の三か所があるが、その昔はこの外に「乙井手門樋」「滝の下井手」「古泉」「新田泉」などがあった。そして、これらの用水は下林はもとより、上村、津吉部落にまでも流水が利用されていたのである。

さて、重信川の流水状態は、昔も現在のものとあまり変わらず、一条または分流して二条に瀬筋が走っている程度で、水量も豊富なものではなかった。この流水を門樋に導水するには種々の困難があつた。「伽藍口門樋」では、前述の牛淵・下井手・南北野田の水利の項で述べたように、対岸には「田窪牛淵井堰」や「北三ヶ村井堰」があり、流水を取り入れるにしても瀬筋の流れ(位置)、閑籠の設置とその場所などに当然の制約があり、複雑な水利慣行が存在していたのである。

また、重信川には関係各部落によつて、水勢を加減する

方法は上流から下流まで各田地の取水口と排水口とを開け放し、上段の田地から下段の田地へと用水を素通りさせて、灌漑する方法である。

以上が、この地区の配水方法であるが、平常時は用水量も豊富があるので、こうした制限を加えることもほとんどなく、比較的自由に配水されているのが現状である。

## 〔二〕下林下組および上村の水利

この地区の水利の歴史的変遷をみると、そのはじめは重信川に依存していたが、その不足から補助的に溜池がつくられてきた。それがいまでは、この溜池が、その主用光源となつてきているのである。もちろん、この過程には新田が開発されて用水の需要度が増してきたためでもある。例えば現在の主水源である「通り谷池」は天保三年(一八三三)に築造されたものであり、「左吉谷池」は弘化二年

ために、あるいは瀬筋の流路を固定化さすために「並籠」や「棒投」などが設営されていた。伽藍門樋の下流、「乙井手門樋」の近くに、「戌亥下普請所」と呼ぶ棒投があった。この棒投が享保六年(一七二一)の洪水で流失し、堤防が破られ、本田高七〇石、新田高九〇石が被害を受けたことがあつた。また元文五年(一七四〇)と延享三年(一七四六)に、北三か村井堰の前に北三か村(牛淵、南・北野田)が並籠を設置したため、寛延元年(一七二一)の大洪水の時に水勢が大きく変化し、戌亥下棒投に強くあたり、一五間ほどの棒投が残らず破損流失してしまつた。下林村はこのため、寛延二年の春から自己防衛手段としてこの棒投の工事にかかり、その上流に並籠を設置することにした。ところが、それが対岸の田窪村分の普請所に強く水が当たる結果になり、非常な迷惑をかけたこともあつた。

このように、重信川流水を取り入れるにしても、常に自然に対抗して、それを人間の力で征服しようと努力してきたのであるが、それがまたかえつて人間同志の争いの原因となり、水論もしばしば繰り返され、種々の惨事をみたこ

ともたびたびであったのである。以下順をおつて重信川流水の取り入れについてみよう。

### 1 伽藍口門樋

この門樋は、重信川南岸の三奈良神社の下手(西方)にあるが、設営年代は不詳である。恐らく部落創設当初の頃からと思う。この門樋は南三ヶ村門樋とも呼び、下林・上村・津吉部落共同施設であった。この門樋の取水は前節でも述べたように、対岸の北三ヶ村井堰が取水するために設けた閑籠の打越水や、重信川の川中に掘られた北三ヶ村所有の「滝ノ下泉」の余水などを用水とした。従ってこの門樋は、常に上流の北三ヶ村井堰(牛淵・両野田)によって從属的支配をうけていたのである。そこで宝暦三年(一七五三)に北三ヶ村が優越的支配権行使して、從来からの所定の位置よりも上流に閑籠を設けたことから水論となつた。そして翌四年に郡役人の斡旋で「定書」が取り交され、これがその後の亀鑑となつたのである。しかし、この経緯については前節で述べたので省略することにする。

### 2 乙井手門樋

この門樋は伽藍口門樋の下流にあるが、その成立年代は不明である。灌漑区域は、下林部落

に限られていた。この門樋の取水は、上流の各門樋・井堰の余水をもつてあてていた。宝暦四年に取替された先述の定書にもその名が出てくるが、水論の処置としては一応対象外におかれていた。灌漑はときには上村・津吉部落からの要請で、当年に限つてといふ一札(「証文一札之事」)を入れて余水を配水したこともあった。文化二年(一八一五)、同一三年五月の記録がある。

その後、この門樋はその機能を果してきたのであるが、昭和一八年の第一次水害の際濁流が水門の箇所に氾濫したため、ついに決壊した。以後堤防復旧工事のとき、復旧されずして潰滅してしまった。昭和二六年一〇月になって「俄雨の時は枯死せんとする稻作にも九死に一生を得ることができる井口である」ということで「乙井手口水門復活陳情書」(一五二名署名)がだされ再築された。

### 3 滝の下井手

この井手は重信川南岸根の川中を流れ、下林部落の滝の下田地一帯に灌漑していた。現在はその残跡もないが、その昔は重要な水路であった。

またこの井手は、洪水のため埋没してしまうこともあり、また重信川本流に桧木又用水などが混流し、その用水活陳情書」(一五二名署名)がだされ再築された。

を北三ヶ村が一方的に閑籠を設けたりして水論にまで発展することでともしばしばあつた。とにかく、この

滝ノ下井堰は下林部落にあつては重要な水源であ

り、それだけに用水確保のために、非常な犠牲をはらつてきたのである。つぎにその辛苦の歴史の足跡をたどつてみるとよい。

この滝ノ下井手筋の上流地域(東方)に「宮ノ下」「河ノ子」と呼ばれた田地があつた。現在三

奈良神社境内の北側で、重信川との間に存在して

いた田地である。ここは重信川本流と林川および

三ノ瀬の瀬切普請願書(文化13年1月)

表川の三つの川堀の出合にあたり、「三ノ瀬」と呼ばれた地点であり、そのため水がよく突き当たり浸食をうけ易かつた。

いっぽう見奈良部落が創設当初から、用水を重信川を隔てて吉久部落から重信川床に井手を掘り割り引水していたが、これも洪水のたびに埋没の危険があつた。そのため被害を最小限度に食い止めるため、堤防に鎌投を普請した。しかし、この普請は下林部落にあつては非常な犠牲を要することができた。つまり、重信川本流の瀬筋が三ノ瀬の位置から遙か東方に移動し、その水勢が從来のものよりも強く当たり、下林部落が設置していた鎌投を破壊させ、さらには河ノ子、宮ノ下の田地をも破損させるに至つたのである。特にその傾向は安永年間(一七七一~七八)頃から顕著になつてきた。

そして、文化一〇年、一一年(一八一三~一四)の洪水で決定的な被害を蒙つた。それは田地の流失と、その下流に高洲を生じ、下林上組の桧ノ木又用水などが滝ノ下井手に流入せず、重信川本流に落流してしまつたのである。ところが北三ヶ村は、その用水全部を取水しようとした。そ

のため下林部落との間に水論を起したのである。

早速大庄屋戒能与惣左衛門が仲裁に入り、文化一三年（一八一六）双方の和談が成立し「懸之井手水之儀者松又井関水井右井手南岸落込候水懸けの井手江請可申事」、また「懸之井手北江落込候之分者泉所（滝ノ下泉）江受可申事」「北三ヶ村水取□関付志茂林村羽口土台見通迄拾六間有之候分泉所□相心得云々」ということで落着した。また文政二年（一八一九）四月にも、滝ノ下井手が潰れてしまつたことがあつた。このときは代官所の指示で郡普請で復旧することができた。

しかし、これを復旧してまもない五年後の文政七年六月二八日の洪水で、井手樋が押し流されてしまったのである。再度郡普請で、郡方加勢人夫一五〇人を含む計四七六人五分の夫役で完成した。

ついで文政十三年（一八三〇）六月、この滝ノ下井手をめぐつて北三か村と水論が発生した。丁度この年は長日照で重信川流水が不足し、ために北三か村も用水に難渋していたときであった。六月一六日、北三か村は人足をもつて閑籠を南岸根まで延長させ、少しでも流水を引き入れよう

た。下林はこの一方的振舞いにひどく憤り、不穏の形勢となつた。翌二〇日夕方には、下林の惣百姓残らず觀音堂に集結し、上村・津吉部落からも各々六〇人が加勢した。一方北三か村も閑表に多数集結して相対峙した。

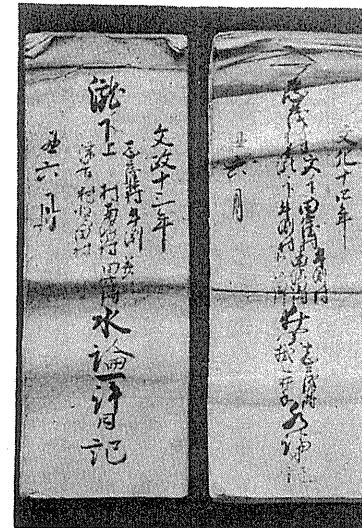
郡役人も事態を重視し、二一日午前中に現場に急行して制止につとめたのであるが、午後四時頃から南北両者はそれぞれ閑表に集まり、夕暮れになつてついに石を投げ合う喧嘩になつてしまつたのである。双方共七、八人の怪我人が出る有様となつた。

二二日、代官が検分することになつていて、午後一時頃雨が降りはじめ、三時過ぎ現地に赴いたときには流水も増していくので、下林部落仮井手の閑止められていたのを切り流すよう指示して帰つた。

二三日、早速代官所から呼び出しをうけ「御渡書」が手渡された。しかし、この御渡書中の文末に「閑残置候様可致候」とあるのが納得しかねるとして、下林部落は代官所に強く抗議したのである。

そこで代官所は改めて御渡書を再交付することになつ

とした。そのため下林部落では滝ノ下井掛用水が取水不可能となり、その臨時措置として、翌一七日昼頃から村方の作改、人足を集めて、伽藍口門樋から北三か村の設置した閑籠までの間に井手を掘り割り、さらには北三か村閑籠の上流に六〇間にわたって井手樋を設置するなどして、南から落ちる檜又閑用水等の水を導水することにした。そして一九日にその仮井手が完成し、北三か村代表が南野田庄屋所まで、その処置の了解方を連絡したのである。



文化13年と文政12年の水論日記

ところが、この日の午後四時頃から北三か村百姓多数がこの仮井手に集結し、井手床を閑止めるなどの事態が生じた。すなわち、

「以來掛之井手数流失候節者見分之上閑無否普請ニ取掛リ右普請中ハ此度之通見計ヲ以分水申付候事」となつた。下林部落はこれに対し早速協議した結果、文中に「否（すぐ）」の文字があるということで了承したのである。

二四日になって対岸の田窪・牛淵井手が、雨水のため養水引入れに故障が生じたことで「閑揚」つまり流水の閑留めを実施することを、一方的に代官所から通告をうけた。

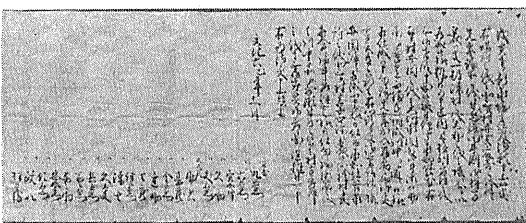
ところで下林は、これでは滝ノ下井手水を失うことになるので、これは片手落ちの措置ということで、百姓一統は激怒し、代官所様の裁許とはいえ順序だったものではなく、手落ちの措置だと批判する者まであらわれた。下林百姓は続々と庄屋に集まり、庄屋の説得も聞くものかは、翌二五日にも相詰め寄つた。ついに午前一〇時頃庄屋、組頭、長百姓らは田窪の代官宿泊所へ談合に行つた。その結果、檜又水掛け井手井宮ノ下河ノ子迄モ水災ニ而致流失、模様替ニ付、田窪牛淵両村養水大川水ニ落混シ被分離相成為及争論候ニ付、此度見分之上當時掛樋ヲ以檜又

水取分サセ候間右掛樋相整候迄者見計ヲ以三ヶ村井関江落シ分水申付候間其段承知可致候……（御渡書）

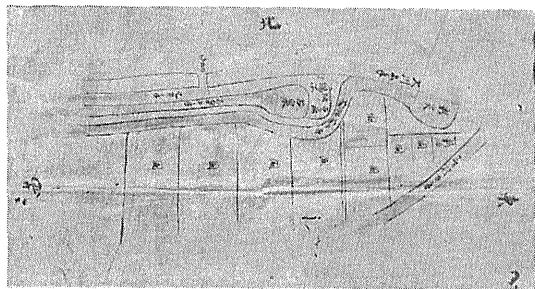
ということで、一応この件は落着したのである。

とにかく下林にあっては、この滝ノ下井手ならびに用水は、重信川の氾濫、他部落との力関係などによつて大変な苦労を重ねてきたのである。そのため庄屋が責任を負つて辞任したこともあつたほどである。現に宝暦四年の水論において、下林の庄屋小山半兵衛と北濃田村庄屋市右衛門が庄屋役御免となり、村追放を仰せつけられたことがあつたのである。

ただし、この用水は下林部落全体よりみれば、苦労の割に利益は狭い範囲にとどまつた。また部落内に新田開発が進展していくにつれて、用水はますます不足し、難渋し続けねばならなかつた。現在「開発」と呼ばれる地域は、天明年間（一七八一～八八）頃から開墾が進められたもので、当時下林部落上組の農民の中にも多くの地主がいたが、遠方であるということで譲渡または売却して下組農民が新田に開いて、一応文化七年（一八一〇）頃までに新田畑として検地をうけている。こうしたこともあつて、下林村は別



戌亥下新泉堀方願書（文化6年11月）



乙井付手近の絵図

（実例図添付）を作成して落着した。

**4 森ノ木泉** この泉床は現在の上重信橋から西方の堤防筋にあり、かつての乙井手門樋東方付近にある。この泉の堀鑿は「開発」地域の新田開発と関係がある。下林部落としては常にこの新田地域が旱魃で悩まされていて、当初は二か所に新泉を掘ることを計画した。寛政一〇年（一七九八）五月のことであるが、村方相談の結果、天

竜院（現在の浄土寺）所持の新田の続きに、その適当地があつたので、天竜院に交渉したところ支障ないといふので、これに関する費用および維持費は用水受益者である新田所有者の負担で堀鑿を開始した。

ところが、その後文化二年（一八〇五）になつても新泉は完成しなかつた。それは用水量が少なかつたためであるが、そこで二か所のうち一つを埋め、別の地点に掘り替えたのである。これが「戌亥下新泉」である。この費用は当初の計画通り、新田所持者が引き受けたのである。そこで、まず寛政一〇月以来の未払い符米分四石五斗三升八合と拡大部分戌亥下新泉床二四歩の符米年一斗四合を地主天竜院に支払つて掘添えを開始した。この新泉が現在の「森ノ木泉」である。

この泉はもちろん重信川伏流水を利用した湧泉であり、水量も潤沢であったが、時代はすっと後代になるけれども昭和三四四年に用水が影響する隣部落上村、田窪、牛淵、

の水源を新設しなければならなくなつた。その一つが、天保三年（一八三二）郡普請でもつて築造完成した。「通り谷池」である。

これを機会に、北側の田窪・牛淵、南野田の三村と南側の下林、上村、津吉の三村とが「定書」を取り交し、下林は所有の滝ノ下井手ならびに用水の権利をすべて放棄して北側三か村に譲渡し、そして水論の禍根を断とうとしたのである。明治四五年の水論 その後しばらくは、滝ノ下井手に翌大正二年八月にかけて、この滝ノ下流水の取入れについて、再度、田窪・牛淵・両野田と下林の間で水論がおこった。この場合の水論は實際は滝ノ下井手そのものについてではなく、これを含む下手の伽藍口門樋の取水の堰桿設置の位置についてであった。従つてこの件は、先述の伽藍口門樋の項で述べるべきであつたが、ついでながらここで述べておく。

この紛争は明治四五年六月二六日、温泉郡役所にて、押志村長、下林部落総代との間で協定した条規によって両地区関係者が現地に集合、協議のうえ六条項からなる協定書

南野田、北野田の承認をうけて泉改修工事をした。

## 5 森ノ木暗渠

これに關する資料が十分でないため、その経緯については不明であるが、その掘方にあたっては天保一一年（一八四〇）の「為取替用一札之事」という史料がある。それによると、前年の天保一〇年に両農田、牛淵三か村が重信川底に堀貫水門を掘ったため、下林村の新泉、古泉、新田泉の三か所とも湧水が減り、養水が行き届かなくなつた。そこで下林村としても、新泉から川中へ水門を設けて取水できるよう施設をしたい。ついてはこれが原因で、もし重信川の川瀬が南側へつき、それで滝ノ下の北三か村閥へ表水が注がず、南北門へ引きよせられるようなことが生じたときは迷惑はかけない。これと反対に南北門が出水のため障害が生じても、下林村としては異議を申立てないということを着手した。

これによると、森ノ木暗渠は天保一一年七月に新泉等の養水不足を補う目的から重信川の底水を取水するために設置した施設であったことが知られるのである。

以上、重信川流水に關係する用水について述べてきたが、この地域は周知のように、北側堤防に田窪牛淵の井

堰、牛淵南北野田三か村の井堰、田窪掘貫水門、三か村掘貫水門等があり、また南側には、伽藍口門樋（龍神堰）、森ノ木掘貫水門（暗渠）などがあり、取水にあたってはすでに述べたような複雑な慣行があった。そのため新しい施設をする場合にも困難な問題が介在した。

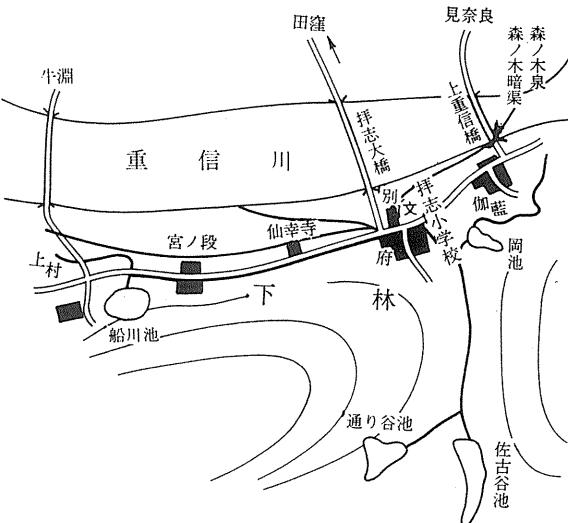
すなわち、最近の事例としては、昭和三四年に中学校統合問題に関連して緊張を呼んだ「通学橋」（上重信橋）建設問題がある。新重信町発展のために「通学橋」架橋は時代の要請であり、豊かな町づくりのために不可欠な文化的かけ橋であった。そこで、高須賀町長は前述のような水利慣行に鑑みつつ、下林水利組合との間に「覚書」（昭和三四四年一月二一日付）を手交し、また「水源地架橋条件証」（昭和三四年二月五日付）なる要求書を受諾して、架橋に着手したがごときである。

## 6 溜池

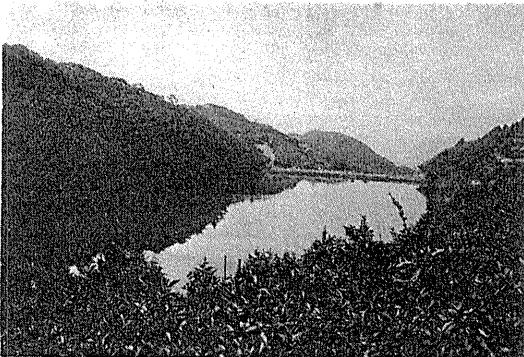
つぎに溜池についてみておきたい。重信町内の主要溜池は数多くあるが、ここでは「左古谷池」と「通り谷池」について述べることにする。

**左古谷池** この池は田窪外二か村と重信川底水門分水で水論が起り、下林・上村・津吉・中野のために郡普請で

図-11 下林下組の主水源と水路



もつて、弘化二年（一八四五）築造したものであった。堤防は長さわずか五〇間（九〇尺）であるが、当地方では他に比類のない大池である。樋の中は人が屈伏して通過出来る程の大きさであり、二重土俵の除ヶ上げ水のみで、優に八〇町の植付けができる水量があるといわれ、現在は上



町内最大の左古谷池

村へ十分の一の分水をなすだけで、すべて下林の所有である。

### 通り谷池

この池の築造の経緯については前述したところであるが、重信川筋「伽藍口門樋」および「乙井手門樋」のみの用水では不十分なため、これに代るものとして郡普請でもつて築造されたのである。天保三年（一八三二）に竣工をみたが、そのとき「定書」が郡役人によって取り交された。

その「定」によ

ると、通り谷池は西の段池と引替に御定法普請で願い出たもので、築造については各村々より出夫があり、その数は二一、六七七人六分であつた。その出夫内訣は次表のとおりで

あり、また池修繕は下林村が引受けるが、惣樋替のときは次のような割合で出夫することになっている。

**配水** 下林村の養水であつて、上村と津吉村へ各一步ずつ日割配水する。

この定書によつて、以後はこれが重信川取水の龜鑑となるのである。例えは最近の昭和三六年に起つた紛争の場合も、この定書が発効している。

その事件といふのは、その年は、異常な旱魃に見舞われ、

水不足に耐えか

ねた田窪、牛

淵、野田の三部

落が田窪井堰に

流水をおくるた

め、三奈良神社

付近から重信川

底をブルドーザ

ーで掘鑿して自然の流水を変更するための水路を設け、かつ土俵を積んで流水を閑留めたのが原因であった。下林部落としてはその

### 通り谷池築造・修築の賦率

村	築造の出夫	総樋替出夫
志茂林村	2,923人6分	4歩通り
上 村	627	1歩通り
津 吉 村	627	1歩通り
田 窪 村	4,500	4歩通り
牛 淀 村	3,500	
南濃田村	2,000	
北野田村	2,000	
郡中村々	5,000	

但水取閥表自然に泉水有之節水之床より高配申付取候儀は不若、泉坪掘候儀は堅く仕間敷事

「重信川の水取閥表自然泉水を高配を付し、取水したる事は何等差支えなき事と確信致し、何等申合せ等に違反したる行為ではありません。従つてお申越の文書中、六月二十

日午前七時迄に復旧云々より以下の申出に対しては、絶対に許容し難き事に意見の一一致をみました次第です。もし貴区において実力行使等の事ある場合は、当方に於ても適

行為を認めるることはできないとして通知(六月一八日)し、六月二〇日午前七時までに原型に復することを要求したのである。これに対し北三部落は、早速南吉井地区連合会役員総会を緊急に開催し、慎重審議を重ねた結果、天保三年六月の北野田村外六か村の「通り谷池新築定書」によるべきであると万場意見が一致し、同定書の写を添え、六月一九日、次のような回答をしたのである。

一、大川筋田窪牛淵閑籠より上林川堀までの間水取閥表方勝手次閑表に落込候分北村は取方仕事

### 第一事

一、田窪牛淵閑籠より上林川堀までの間水取閥表方勝手次閑表に落込候分北村は取方仕事

### 第二事

但水取閥表自然に泉水有之節水之床より高配申付取候儀は不若、泉坪掘候儀は堅く仕間敷事

「重信川の水取閥表自然泉水を高配を付し、取水したる事は何等差支えなき事と確信致し、何等申合せ等に違反したる行為ではありません。従つてお申越の文書中、六月二十

日午前七時迄に復旧云々より以下の申出に対しては、絶対に許容し難き事に意見の一一致をみました次第です。もし貴区において実力行使等の事ある場合は、当方に於ても適

当の処置をするもやむを得ざるものと確信致します。右の通りの審議の結果を御回答申し上げます。

「と主張した。

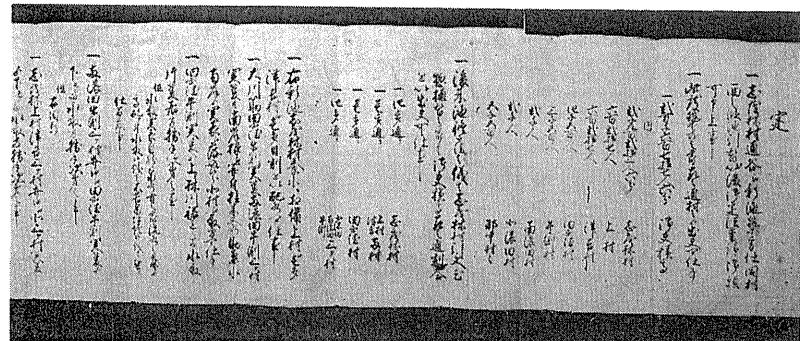
これに対し下林側としてもこの定書を十分尊重したうえで抗議した。それによると「檜又の水は取つてもよいが、たてわくを組み、自然の流水のままで取るので許しているのであつて、ブルドーザーで掘れとは書いていない。また『坪掘り

さて、左古谷池、通谷池は共に左古川を流れて下林、上

村部落に配水されているが、その当初はさらに津吉、中野部落までも送水されていたのである。また左古川は長さ一里以上、川幅は五間であったが、嘉永二年(一八四九)に流末部分の長さ五町を二町にして現在地に変更したのである。

つぎに、通谷池の配分水は、上村と津吉へ各一步づつ日割分水をする定めであったが、大正五年(一九一六)に下林、上村両部落であらためて分水規定を設けることになつた。

候儀は堅くつかまつりまじき事」と書いてあるだけだと反



通り谷池定書(天保3年6月)

候儀は堅くつかまつりまじき事」と書いてあるだけだと反

一、温泉郡押志村大字下林左川谷池ニ閑スル分水歩合ハ  
下林八合參勺四才、上村壱合六勺六才トス。但分水ノ

場合ニ於テ溜水五合五勺以上アルトキハ新樋抜ノ壱合六勺六才、五合五勺ナルトキハ現在水ノ壱合六勺六才トス

和一五年両部落で取交された「左川谷池分水外條約証」があり、次のように記されている。

## 条約書

一、同池新樋抜ノ際ハ下林上村両部落水利役員立会ノ上水量ヲ査定シ置ク事

一、同池修繕費ハ両部落区長及水利役員立会ノ上実地検査ヲ為シ仕様設計スルモノトス

一、同池修繕費ハ工事ノ大小ニ拘ハラズ分水歩合ニ依リ分担シ、人夫ヲ使用スル場合モ亦之レニ準ス

一、分水ノ際ハ各井手筋並ニ田面水口ニ付隻方水利委員立会ノ上之ヲ行フ

一、同池分水ニ閑スル井堰及井手筋大破ノ際ハ隻方水利委員協議ノ上之ヲ修繕ス、但シ費用ハ分水歩合ニ依リ分担スルモノトス

右協約ヲ遵守スル為メ定書三通ヲ作り連署捺印シ拝志村役場及下林上村両部落ニ各一通ヲ保存スルモノ也

大正五年三月一七日  
(以下省略)

なお、このほか下林と上村との水利関係については、昭和十五年八月十日

大字下林下井掛水利組合ト大字上村トノ間ニ於テ佐古谷池分水条例以外ノ水利問題ニ就キ条約ヲ締結スル事

左ノ如シ

大字上村ハ下林(下井掛水利組合ヲ指ス以下同上)

二対シ水口祝トシテ年一回壱戸ニ付酒參合宛ノ割合

ノ現金ヲ毎年土用入迄ニ提供スルコト

戸数ハ年ニ依リ増減アルニヨリ百參拾五戸ト限定ス

価格ノ見積ハ當時ノ大口小売値段ヲ以テス

式別ニ下林水利役員(水利長副長農檢四人)六人ニ

對シ年一回慰勞ヲ為スコト

此慰勞ハ金拾円也ト定ム

此ノ外送水ノ度數重ル場合ト雖役員ニ對シ心付ノ必

要ナシ

参 下林ハ余水アル場合ハ回数ニ制限ヲオカズ上村ニ

送水スペシ

上村ハ自ラ要求シテ余水ヲ受クル場合ハ下林ニ對シ

以上

右条約ハ昭和十五年度ヨリ施行ス

但シ本年度ニ限り第一項ノ期日ハ本条約締結ト同

時トシ第二項ハ本年度ハ除外ス

右締結ヲ確認スルタメ本証書同一ノ者武通ヲ作成シ

双方代表者署名捺印シ為後日各壱通ヲ保存ス

昭和十五年八月十日

下林下井掛水利長 野中 胸 雅印

同 副長 井上助三郎印

上村区長 岡田 好春印

同代理者 永野虎次郎印

かく水のことは、農民の死活問題であるだけに、わずかの水といえども、いついかなることで事件の発生を見る要因になるやも知れなかつたので、円満に行われるよう懇

わゆる水のかけ方である。

下林下の配水管理方法には次のような方法があつた。い

(1) うて(雨手) 雨が降り多量の水ができるときを「ウ

和一五年両部落で取交された「左川谷池分水外條約証」がある、次のように記されている。

大字下林下井掛水利組合ト大字上村トノ間ニ於テ佐古谷池分水条例以外ノ水利問題ニ就キ条約ヲ締結スル事

左ノ如シ

大字上村ハ下林(下井掛水利組合ヲ指ス以下同上)

二対シ水口祝トシテ年一回壱戸ニ付酒參合宛ノ割合

ノ現金ヲ毎年土用入迄ニ提供スルコト

戸数ハ年ニ依リ増減アルニヨリ百參拾五戸ト限定ス

価格ノ見積ハ當時ノ大口小売値段ヲ以テス

式別ニ下林水利役員(水利長副長農檢四人)六人ニ

對シ年一回慰勞ヲ為スコト

此慰勞ハ金拾円也ト定ム

此ノ外送水ノ度數重ル場合ト雖役員ニ對シ心付ノ必

要ナシ

参 下林ハ余水アル場合ハ回数ニ制限ヲオカズ上村ニ

送水スペシ

上村ハ自ラ要求シテ余水ヲ受クル場合ハ下林ニ對シ

以上

右条約ハ昭和十五年度ヨリ施行ス

但シ本年度ニ限り第一項ノ期日ハ本条約締結ト同

時トシ第二項ハ本年度ハ除外ス

右締結ヲ確認スルタメ本証書同一ノ者武通ヲ作成シ

双方代表者署名捺印シ為後日各壱通ヲ保存ス

昭和十五年八月十日

下林下井掛水利長 野中 胸 雅印

同 副長 井上助三郎印

上村区長 岡田 好春印

同代理者 永野虎次郎印

かく水のことは、農民の死活問題であるだけに、わずかの水といえども、いついかなることで事件の発生を見る要因になるやも知れなかつたので、円満に行われるよう懇

わゆる水のかけ方である。

下林下の配水管理方法には次のような方法があつた。い

(1) うて(雨手) 雨が降り多量の水ができるときを「ウ

送水開始ヨリ停止スルマデノ期間一日一人役ノ人夫賃ヲ支払フベシ

下林ハ此ノ人夫賃ニヨリ人夫ヲ使役シ送水ノ励行ヲナサシムベシ

人夫賃料ハ下林ガ毎年公定スル賃金ニ準ズベシ

以上

右条約ハ昭和十五年度ヨリ施行ス

但シ本年度ニ限り第一項ノ期日ハ本条約締結ト同

時トシ第二項ハ本年度ハ除外ス

右締結ヲ確認スルタメ本証書同一ノ者武通ヲ作成シ

双方代表者署名捺印シ為後日各壱通ヲ保存ス

昭和十五年八月十日

下林下井掛水利長 野中 胸 雅印

同 副長 井上助三郎印

上村区長 岡田 好春印

同代理者 永野虎次郎印

かく水のことは、農民の死活問題であるだけに、わずかの水といえども、いついかなることで事件の発生を見る要因になるやも知れなかつたので、円満に行われるよう懇

わゆる水のかけ方である。

下林下の配水管理方法には次のような方法があつた。い

(1) うて(雨手) 雨が降り多量の水ができるときを「ウ

和一五年両部落で取交された「左川谷池分水外條約証」があり、次のように記されている。

大字下林下井掛水利組合ト大字上村トノ間ニ於テ佐古谷池分水条例以外ノ水利問題ニ就キ条約ヲ締結スル事

左ノ如シ

大字上村ハ下林(下井掛水利組合ヲ指ス以下同上)

二対シ水口祝トシテ年一回壱戸ニ付酒參合宛ノ割合

ノ現金ヲ毎年土用入迄ニ提供スルコト

戸数ハ年ニ依リ増減アルニヨリ百參拾五戸ト限定ス

価格ノ見積ハ當時ノ大口小売値段ヲ以テス

式別ニ下林水利役員(水利長副長農檢四人)六人ニ

對シ年一回慰勞ヲ為スコト

此慰勞ハ金拾円也ト定ム

此ノ外送水ノ度數重ル場合ト雖役員ニ對シ心付ノ必

要ナシ

参 下林ハ余水アル場合ハ回数ニ制限ヲオカズ上村ニ

送水スペシ

上村ハ自ラ要求シテ余水ヲ受クル場合ハ下林ニ對シ

以上

右条約ハ昭和十五年度ヨリ施行ス

但シ本年度ニ限り第一項ノ期日ハ本条約締結ト同

時トシ第二項ハ本年度ハ除外ス

右締結ヲ確認スルタメ本証書同一ノ者武通ヲ作成シ

双方代表者署名捺印シ為後日各壱通ヲ保存ス

昭和十五年八月十日

下林下井掛水利長 野中 胸 雅印

同 副長 井上助三郎印

上村区長 岡田 好春印

同代理者 永野虎次郎印

かく水のことは、農民の死活問題であるだけに、わずかの水といえども、いついかなることで事件の発生を見る要因になるやも知れなかつたので、円満に行われるよう懇

わゆる水のかけ方である。

下林下の配水管理方法には次のような方法があつた。い

(1) うて(雨手) 雨が降り多量の水ができるときを「ウ

和一五年両部落で取交された「左川谷池分水外條約証」があり、次のように記されている。

大字下林下井掛水利組合ト大字上村トノ間ニ於テ佐古谷池分水条例以外ノ水利問題ニ就キ条約ヲ締結スル事

左ノ如シ

大字上村ハ下林(下井掛水利組合ヲ指ス以下同上)

二対シ水口祝トシテ年一回壱戸ニ付酒參合宛ノ割合

ノ現金ヲ毎年土用入迄ニ提供スルコト

戸数ハ年ニ依リ増減アルニヨリ百參拾五戸ト限定ス

価格ノ見積ハ當時ノ大口小売値段ヲ以テス

式別ニ下林水利役員(水利長副長農檢四人)六人ニ

對シ年一回慰勞ヲ為スコト

此慰勞ハ金拾円也ト定ム

此ノ外送水ノ度數重ル場合ト雖役員ニ對シ心付ノ必

要ナシ

参 下林ハ余水アル場合ハ回数ニ制限ヲオカズ上村ニ

送水スペシ

上村ハ自ラ要求シテ余水ヲ受クル場合ハ下林ニ對シ

以上

右条約ハ昭和十五年度ヨリ施行ス

但シ本年度ニ限り第一項ノ期日ハ本条約締結ト同

時トシ第二項ハ本年度ハ除外ス

右締結ヲ確認スルタメ本証書同一ノ者武通ヲ作成シ

双方代表者署名捺印シ為後日各壱通ヲ保存ス

昭和十五年八月十日

下林下井掛水利長 野中 胸 雅印

同 副長 井上助三郎印

上村区長 岡田 好春印

同代理者 永野虎次郎印

かく水のことは、農民の死活問題であるだけに、わずかの水といえども、いついかなることで事件の発生を見る要因になるやも知れなかつたので、円満に行われるよう懇

わゆる水のかけ方である。

下林下の配水管理方法には次のような方法があつた。い

(1) うて(雨手) 雨が降り多量の水ができるときを「ウ

和一五年両部落で取交された「左川谷池分水外條約証」があり、次のように記されている。

大字下林下井掛水利組合ト大字上村トノ間ニ於テ佐古谷池分水条例以外ノ水利問題ニ就キ条約ヲ締結スル事

左ノ如シ

大字上村ハ下林(下井掛水利組合ヲ指ス以下同上)

二対シ水口祝トシテ年一回壱戸ニ付酒參合宛ノ割合

ノ現金ヲ毎年土用入迄ニ提供スルコト

戸数ハ年ニ依リ増減アルニヨリ百參拾五戸ト限定ス

価格ノ見積ハ當時ノ大口小売値段ヲ以テス

式別ニ下林水利役員(水利長副長農檢四人)六人ニ

對シ年一回慰勞ヲ為スコト

此慰勞ハ金拾円也ト定ム

此ノ外送水ノ度數重ル場合ト雖役員ニ對シ心付ノ必

要ナシ

参 下林ハ余水アル場合ハ回数ニ制限ヲオカズ上村ニ

送水スペシ

上村ハ自ラ要求シテ余水ヲ受クル場合ハ下林ニ對シ

以上

右条約ハ昭和十五年度ヨリ施行ス

但シ本年度ニ限り第一項ノ期日ハ本条約締結ト同

時トシ第二項ハ本年度ハ除外ス

右締結ヲ確認スルタメ本証書同一ノ者武通ヲ作成シ

双方代表者署名捺印シ為後日各壱通ヲ保存ス

昭和十五年八月十日

下林下井掛水利長 野中 胸 雅印

同 副長 井上助三郎印

上村区長 岡田 好春印

同代理者 永野虎次郎印

かく水のことは、農民の死活問題であるだけに、わずかの水といえども、いついかなることで事件の発生を見る要因になるやも知れなかつたので、円満に行われるよう懇

わゆる水のかけ方である。

下林下の配水管理方法には次のような方法があつた。い

(1) うて(雨手) 雨が降り多量の水ができるときを「ウ

和一五年両部落で取交された「左川谷池分水外條約証」があり、次のように記されている。

大字下林下井掛水利組合ト大字上村トノ間ニ於テ佐古谷池分水条例以外ノ水利問題ニ就キ条約ヲ締結スル事

左ノ如シ

大字上村ハ下林(下井掛水利組合ヲ指ス以下同上)

二対シ水口祝トシテ年一回壱戸ニ付酒參合宛ノ割合

ノ現金ヲ毎年土用入迄ニ提供スルコト

戸数ハ年ニ依リ増減アルニヨリ百參拾五戸ト限定ス

価格ノ見積ハ當時ノ大口小売値段ヲ以テス

式別ニ下林水利役員(水利長副長農檢四人)六人ニ

對シ年一回慰勞ヲ為スコト

此慰勞ハ金拾円也ト定ム

此ノ外送水ノ度數重ル場合ト雖役員ニ對シ心付ノ必

要ナシ

参 下林ハ余水アル場合ハ回数ニ制限ヲオカズ上村ニ

送水スペシ

上村ハ自ラ要求シテ余水ヲ受クル場合ハ下林ニ對シ

以上

右条約ハ昭和十五年度ヨリ施行ス

但シ本年度ニ限り第一項ノ期日ハ本条約締結ト同

時トシ第二項ハ本年度ハ除外ス

右締結ヲ確認スルタメ本証書同一ノ者武通ヲ作成シ

双方代表者署名捺印シ為後日各壱通ヲ保存ス

昭和十五年八月十日

下林下井掛水利長 野中 胸 雅印

同 副長 井上助三郎印

上村区長 岡田 好春印

同代理者 永野虎次郎印

かく水のことは、農民の死活問題であるだけに、わずかの水といえども、いついかなることで事件の発生を見る要因になるやも知れなかつたので、円満に行われるよう懇

わゆる水のかけ方である。

下林下の配水管理方法には次のような方法があつた。い

(1) うて(雨手) 雨

テがあつた」とい、このときは水引き勝手次第とい  
う方法である。

(2)「つくろい」 次は池がかりで「手をつく」という。池

に手をつくという意で、池水を引くことであるが、こ

の方法には「つくろい」と「へん」(かけどめ)の二

方法がある。これは農検(配水係)が管理して行う。

(イ)「つくろい」 最初の「つくろい」は池水の水量が普

通状態のときに用いる方法である。

(ロ)「へん(かけどめ)

次に池水が少なくなったときは「へん」を行なう。これは一度水をかけて田にある程

度水がまると、水口を閉める方法である。

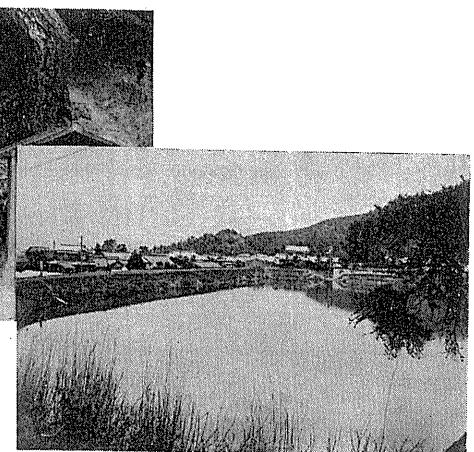
(ハ)「きりわたし」

これは上流の田から順に田の表面をしめらす程度に配水してゆく方法で、旱魃で水不足のときの非常手段である。

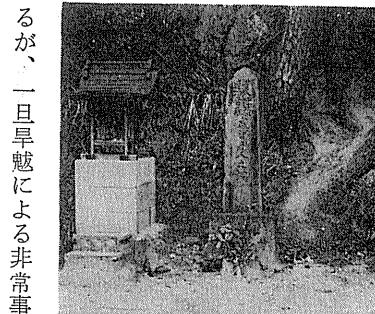
ウテの場合は問題ないが、普通用いるのは「つくろい」

であり、ちよつとした旱魃時に用いられるのが「へん」である。しかし、現在はもうこの慣習を必要としなくなっている、「きりわたし」を行うことは全くなくなっている。

次に上村の水利慣行について触れておきたい。上村地区



彦八記念碑下と彦八池



の水利慣行も、用水不足のときは各地同様「切り落し」によつてゐるが、特異なのは「七条田」の分水慣行である。七条田とは、畠を水田に地目変更したとき、これへの分水について、灌漑用水が豊富な場合は水路も一本化しているし、普通田同様で何ら用水に問題はないのである。

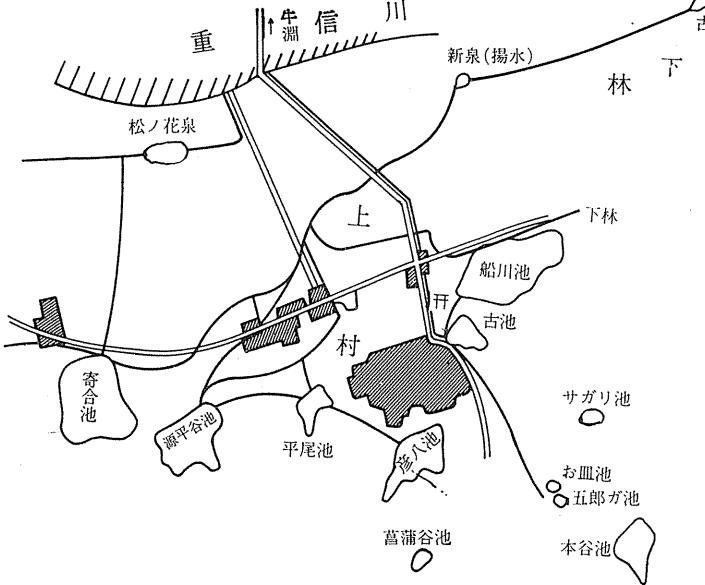
上村の水源は、重信川の水を引く大規模な灌漑施設である。彦八池の伝承(人物小伝参照)にも見られるように、地勢上重信川の水を利用することができず、もつばら池築造の歴史を繰返した。

上村の水田は約七〇㌶にすぎないが、その水源は池(一)と泉(三)によつていた。しかし、これら水源開発の資料はあまり残っていないけれども上図(12)から容易にその苦闘の情状は想像することができるであろう。

しかし、いままで述べてきた旧来の水利慣行や用水利用は、現在ではあまり問題にならなくなってきた。というのは、道前道後水利開発による近代的な水利事業が完成したからである。

## 五 水利現況

図-12 上村の水源・水路略図



以上、北吉井・南吉井・拝志の三地区にわけて、灌漑水利の変遷を概観してきたが、現在の水利状況にくらべると隔世の感があり、理解に苦しむ点が多いことに気付くであ